カントリーレポート

Policy Research Institute
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

プロジェクト研究
［主要国農業政策・
食料需給］
研究資料　第 14 号

令和７年度カントリーレポート

タイ，ベトナム，中国，インド，韓国

令和８年３月

農林水産政策研究所

本刊行物は，農林水産政策研究所における研究成果について，主として行政での活用に資するため取りまとめた資料であり，学術的な審査を経たものではありません。研究内容の今後一層の充実を図るため，読者各位から幅広くコメントをいただくことができれば幸いです。

まえがき

このカントリーレポートは，当研究所の研究者が世界の主要各国について農業・農政の分析を行った成果を広く一般に提供するものである。

当研究所においては，平成19（2007）年度から，単年度の「行政対応特別研究」の枠組みの下で毎年カントリーレポートを作成・公表してきたが，平成25（2013）年度からは，研究の枠組みが3年度にわたる「プロジェクト研究」に移行した。プロジェクト研究は，平成25（2013）年度から平成27（2015）年度までを一期目，平成28（2016）年度から平成30（2018）年度までを二期目，平成31（2019）年度から令和3（2021）年度までを三期目とし，令和4（2022）年度から令和6（2024）年度までを四期目とし、令和7（2025）年度から五期目を実施している。

これまで当研究所では，農業政策立案の観点から重要となる国・地域を対象とした農業情勢と関連政策の分析と国際食料需給の分析を実施してきた。五期目の「主要国における農業政策の多様化とそれを踏まえた中長期的な世界食料需給に関する研究」においても，これまでに蓄積された知見を活用しながら，世界の主要国・地域の農業情勢及び関連政策の調査研究を行っている。そして，国・地域別の知見と定量的な食料需給予測の連携を深め，より的確な需給見通しの策定に努めている。さらに，多くの国々が共通した課題に直面するようになっている現状を踏まえ，各国・地域単独での分析に加えて，関連した複数国を横断する課題を設定し，各国の政策や関連状況を比較・分析している。

本レポートは，農林水産政策研究所における研究成果について，主として行政での活用に資するため取りまとめた資料であり，学術的な審査を経たものではない。農林水産政策研究所では今後も海外農業情報の収集・分析を充実させる方針であり，広範の読者の方より，御指導・御指摘を賜れば幸いである。

【参考】　平成 19 年～令和５年度カントリーレポート

（平成 19 年度）

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第１号　中国，韓国

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第２号　ASEAN，ベトナム

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第３号　インド，サブサハラ・アフリカ

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第４号　オーストラリア，アルゼンチン，EU 油糧種子政策の展開

（平成 20 年度）

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第５号　中国，ベトナム

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第６号　オーストラリア，アルゼンチン

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第７号　米国，EU

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第８号　韓国，インドネシア

（平成 21 年度）

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第９号　中国の食糧生産貿易と農業労働力の動向

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 10 号　中国，インド
行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 11 号　オーストラリア，ニュージーランド，アルゼンチン
行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 12 号　EU，米国，ブラジル
行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 13 号　韓国，タイ，ベトナム

（平成 22 年度所内プロジェクトカントリーレポート）
所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第１号　アルゼンチン，インド
所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第２号　中国，タイ
所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第３号　EU，米国
所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第４号　韓国，ベトナム

（平成 23 年度行政対応特別研究カントリーレポート）
行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第１号　中国，韓国（その１）
行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第２号　タイ，ベトナム
行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第３号　米国，カナダ，ロシア及び大規模災害対策（チェルノブイリ，ハリケーン・カトリーナ，台湾・大規模水害）
行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第４号　EU，韓国，中国，ブラジル，オーストラリア

（平成 24 年度行政対応特別研究カントリーレポート）
行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第１号　中国，タイ
行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第２号　ロシア，インド
行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第３号　EU，米国，中国，インドネシア，チリ
行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第４号　カナダ，フランス，ブラジル，アフリカ，韓国，欧米国内食料援助

（平成 25 年度プロジェクト研究資料）
プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第１号　中国，タイ，インド，ロシア
プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第２号　EU，ブラジル，メキシコ，インドネシア
プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第３号　アメリカ，韓国，ベトナム，アフリカ

（平成 26 年度プロジェクト研究資料）
プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第４号　タイ，オーストラリア，中国
プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第５号　米国，WTO，ロシア
プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第６号　EU（フランス，デンマーク）
プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第７号　インド，アルゼンチン，ベトナム，インドネシア
プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第８号　米国農業法，ブラジル，韓国，欧州酪

農

（平成 27 年度プロジェクト研究資料）

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第９号　総括編，食料需給分析編

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第10号　EU（CAP 改革，フランス，スコットランド，デンマーク，フィンランド，酪農）

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第11号　中国，インド，インドネシア，中南米，アフリカ

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第12号　タイ，ベトナム，ミャンマー，オーストラリア，ロシア，ブラジル

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第13号　米国，フランス，韓国，GMO（米国，EU）

（平成 28 年度プロジェクト研究資料）

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第１号　総論，横断的・地域的研究，需給見通し

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第２号　米国（農業支援政策，SNAP 制度），EU（価格所得政策とCAP簡素化，酪農，農業リスク管理，フランス），韓国，台湾

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第３号　タイ，ベトナム，オーストラリア，ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第４号　中国，インド，インドネシア，メキシコ，ケニア

（平成 29 年度プロジェクト研究資料）

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第５号　横断的・地域的研究，需給見通し

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第６号　米国（米国農業法，農業経営の安定化と農業保険，SNAP-Ed），EU（CAP 農村振興政策，フランス，英国），韓国，台湾

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第７号　タイ，ベトナム，オーストラリア，ロシア，ブラジル

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第８号　中国，インド，インドネシア，メキシコ，アフリカ，フィリピン

（平成 30 年度プロジェクト研究資料）

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第９号　横断的・地域的研究，需給見通し

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 10 号　米国，カナダ，EU（条件不利地域における農業政策，共通農業政策（CAP）の変遷における政治的要因等の検討，

ドイツ，フランス，英国），ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 11 号　中国，韓国，台湾，インドネシア，フィリピン，タイ，インド，アフリカ

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 12 号　メキシコ，ブラジル，アルゼンチン，オーストラリア

（令和元年度プロジェクト研究資料）

プロジェクト研究［主要国農業政策・貿易政策］研究資料　第 1 号　米国，EU（CAP），フランス，英国，CETA，ロシア

プロジェクト研究［主要国農業政策・貿易政策］研究資料　第 2 号　中国，台湾，ベトナム，アフリカ（ケニア）

プロジェクト研究［主要国農業政策・貿易政策］研究資料　第 3 号　ブラジル，メキシコ，アルゼンチン，ウルグアイ，オーストラリア

プロジェクト研究［主要国農業政策・貿易政策］研究資料　第 4 号　横断的・地域的研究，世界食料需給分析

（令和 2 年度プロジェクト研究資料）

プロジェクト研究［主要国農業政策・貿易政策］研究資料　第 5 号　EU（農産物貿易政策等，持続可能性確保と経済復興・成長に向けた取組，フランス），英国，ロシア

プロジェクト研究［主要国農業政策・貿易政策］研究資料　第 6 号　タイ，ベトナム，インドネシア，韓国，中国

プロジェクト研究［主要国農業政策・貿易政策］研究資料　第 7 号　ブラジル，アルゼンチン，パラグアイ，オーストラリア

プロジェクト研究［主要国農業政策・貿易政策］研究資料　第 8 号　横断的・地域的研究，世界食料需給分析

（令和 3 年度プロジェクト研究資料）

プロジェクト研究［主要国農業政策・貿易政策］研究資料　第 9 号　EU（農産物貿易政策等），英国，ロシア

プロジェクト研究［主要国農業政策・貿易政策］研究資料　第 10 号　タイ，ベトナム，インドネシア，中国，インド，西アフリカ

プロジェクト研究［主要国農業政策・貿易政策］研究資料　第 11 号　ブラジル，アルゼンチン，パラグアイ，オーストラリア

プロジェクト研究［主要国農業政策・貿易政策］研究資料　第 12 号　横断的・地域的研究，世界食料需給分析

（令和 4 年度プロジェクト研究資料）

プロジェクト研究［主要国農業政策・食料需給］研究資料　第 1 号　EU，ドイツ，ロシア・ウクライナ

プロジェクト研究［主要国農業政策・食料需給］研究資料　第 2 号　タイ，ベトナム，中国，

インド，アフリカ，セネガル
プロジェクト研究［主要国農業政策・食料需給］研究資料　第３号　ブラジル，アルゼンチン
プロジェクト研究［主要国農業政策・食料需給］研究資料　第４号　横断的・地域的研究，世界食料需給分析

（令和５年度プロジェクト研究資料）
プロジェクト研究［主要国農業政策・食料需給］研究資料　第５号　アルゼンチン
プロジェクト研究［主要国農業政策・食料需給］研究資料　第６号　ベトナム，中国，インド，西アフリカ
プロジェクト研究［主要国農業政策・食料需給］研究資料　第７号　EU，フランス，ロシア
プロジェクト研究［主要国農業政策・食料需給］研究資料　第８号　世界食料需給分析

（令和６年度プロジェクト研究資料）
プロジェクト研究［主要国農業政策・食料需給］研究資料　第９号　タイ，ベトナム，中国，インド
プロジェクト研究［主要国農業政策・食料需給］研究資料　第 10 号　EU，英国，ドイツ，ロシアとウクライナ，米国
プロジェクト研究［主要国農業政策・食料需給］研究資料　第 11 号　アルゼンチン，セネガル，ガーナ
プロジェクト研究［主要国農業政策・食料需給］研究資料　第 12 号　横断的・地域的研究　持続的食料システムの構築に関する国際比較研究
プロジェクト研究［主要国農業政策・食料需給］研究資料　第 13 号　横断的・地域的研究，世界食料需給分析

プロジェクト研究　「主要国における農業政策の多様化とそれを踏まえた中長期的な世界食料需給に関する研究」

令和７年度　カントリーレポート　第 14 号

タイ，ベトナム，中国，インド，韓国

目　　次

第１章　タイ―アヌティン政権の米政策及び ASEAN 主要国の米需給動向―

（井上荘太朗）

はじめに

1. 混乱が続くタイの政治状況

2. アヌティン政権の米政策（New Rice Economy）

3. 東南アジア諸国の米の需給と貿易動向

4. 2026 年の下院総選挙の結果について

おわりに

第２章　ベトナム―コメ輸出大国の最新事情―

（岡江恭史）

はじめに

1. ドイモイ政策とコメ輸出

2. 国際米価高騰と新コメ政策

3. 近年の状況

第３章　中国―2050 年「農業強国」に向けた次の五か年へ，摩擦招いても国内安定優先―

（百﨑賢之）

1. はじめに―経済減速と対外軋轢の中，「強国」掲げ習体制更に先へ―

2. 2025 年の中国の食糧等の生産・輸入の動向

3. 第十五次五か年規画の骨格定まる

4. 農業強国建設加速化規画のスタート

5. 「郷村全面振興」をめぐって・・・四か年計画と 2025 年一号文件

6. おわりに

第４章　インド―植物油の需給動向に関する分析―

（草野拓司）

1. はじめに
2. 主要農産物の需給動向
3. 植物油の需給動向
4. まとめ

第５章　韓国―トウモロコシの需給変動とその影響―

（樋口倫生）

1. はじめに
2. 生産量の推移
3. 韓国農業におけるトウモロコシの位置づけと輸入構造
4. 需要構造の分析
5. まとめと今後の課題

第１章 タイ
―アヌティン政権の米政策及び ASEAN 主要国の米需給動向―

井上 荘太朗

はじめに

本稿では，まず１で，2024 年に成立したペートンターン政権が，2025 年には退陣するなど混乱の続く政治情勢を紹介する。続く２で 2025 年に発表されたタイの米政策の枠組みである New Rice Economy 構想の内容を報告する。次に３で ASEAN 全体の動向を観察するために，タイに加えて，ベトナム，インドネシア，フィリピン，マレーシアの 5 か国の米の需給・貿易の動向を紹介する。最後に４で，2026 年 2 月 8 日に行われたタイの総選挙の結果を紹介する。

１．混乱が続くタイの政治状況

タイでは 2025 年に 11 月に New Rice Economy と呼ばれる新しい農業政策の枠組みが発表された。ここでは，まずこの新しい政策枠組みに至る政治的な変動について紹介する。

タイでは長年，国内を二分する政治対立が続いてきた。対立していたのは軍・官僚・王党派などの旧来の保守的な勢力と，タクシン・シナワトラ元首相を支持するグループが中心となる新興勢力である。両者の対立では，国民による選挙で多数を得て成立したタクシン派の政権が，軍事クーデターあるいは司法権の介入によって崩壊させられるという図式が繰返されてきた。

この不安定な政情が続く中で，農業政策は両派の対立の焦点ともなってきた。タクシン派の政権は，米の担保融資制度（実際には米の高値での買取り）など，ポピュリスト的政策を実施することが多かった。一方，反タクシン勢力である保守派も，稲作農家への一時金の支払いなど，相対的に予算規模は縮小しているが，農民に対する支援は続けてきた。つまり，こうした異なる政治グループ間で，程度の違いはあっても，何らかの形での農工間の所得格差を是正する政策が続けられてきた。

これまでの農業政策で米市場に最も大きな影響をもたらしたのは 2011 年の総選挙で勝利したインラック・シナワトラ（タクシン元首相の実妹）政権による米の担保融資制度である。この制度では，当時の市場価格を大幅に上回る価格で，生産された米を政府が全て購入することになる。この政策は，農民の大きな支持を受けた。しかし巨額の財政支出を必要としたと同時に，政府が現物を扱うことから，様々な不正が発生するという問題を生じた。インラック政権に対する反対派は，大規模なデモを行い，首都閉鎖行動などでタイ社会を激しく動揺させた。そしてインラック政権は，2014 年にプラユット将軍の率いる

反乱軍によって倒された。反乱軍によるクーデター政権は，米政策について，当時の担保融資制度を廃止するとともに，その前の民主党のアピシット首相が行った所得保証政策にも戻らないと宣言した。しかしこの軍事政権も，面積当たりの一時金支払いを実施など，農民に対する再分配的な農業政策を小規模ながらも継続して行った。

当初，軍事政権は短い期間で，民政に移管すると発表した。しかし新憲法の制定は 2017 年まで延長され，新憲法の下での総選挙は，クーデター後 5 年を経た 2019 年となった。2019 年総選挙で最大の議席を得たのは，タクシン元首相派の政党であるタイ貢献党であった。しかし政党間の合従連衡の結果，旧軍事政権から派生した親軍的政党と他の小規模政党による連立工作が成功し，軍政時代の首相であったプラユット氏をそのまま首相とする連立政権が発足した。この選挙の結果第 1 党となったタイ貢献党は，政権を奪い返すことはできなかった。また社会民主的な政策を掲げた新未来党は，若年層の高い支持を受けて第 3 党に躍進した。しかし新未来党は，憲法違反や政党法違反を問題視され，タナトーン党首は議員資格を剥奪され，新未来党自体が解党処分を受けることとなった。2019 年総選挙後の連立政権では，かつて米の所得保証制度を導入した民主党が連立政権入りしたこともあり，米を対象に含む農業保護政策が復活した。

4 年後の 2023 年の総選挙では，かつて解党処分を受けた新未来党の流れをくむ前進党が広い支持を集めて第 1 党となった。しかし前進党は，不敬罪の改正などの急進的な政策を主張していたことから，ピター党首は，元老院から首相指名選挙への立候補を阻まれた。その結果，前進党に次いで第 2 位の議席を得ていたタイ貢献党が，12 党との大連立の形成に成功した。そして，タイ貢献党出身のセター・タウィーシンが首相となった。この連立政権には，これまでタイ貢献党と長年対立していた旧軍政派の政党も含まれていた。

軍事クーデターによるインラック政権の崩壊後，9 年の空白を経てのタイ貢献党の政権であった。しかし，セター首相が任命した閣僚の 1 人の過去の犯罪歴が問題視され，憲法裁判所がセター首相自身の解職命令を下した。この命令にしたがい，セター首相は就任後短期間で辞任することとなった。セター首相の後継には，タイ貢献党党首のペートンターン・シナワット（タクシン元首相の次女）が，2024 年に新首相に就任した。

ところが不安定な政情は継続した。2025 年にはペートンターン首相とカンボジアのフン・セン首相との電話会談の内容がリークされた。リークされた会話では，ペートンターン首相が，フン・セン首相に対して過度に迎合的姿勢を見せたことが批判されることになった。加えて，ペートンターン首相がタイの国軍司令官を敵視する発言を行ったことや，フン・セン首相と父親であるタクシン元首相との親しい関係を会談でアピールしていたことなども激しい批判を受けた。そしてタイ誇り党（プームチャイタイ党）が電話会談の内容への反発から連立政権を離脱した。この政権離脱によってペートンターン政権は弱体化

した。そして上院議員から提出された首相の失職要求を憲法裁判所が受理するに至った。その後，首相の職務は副首相が代行したが，2025 年 8 月に憲法裁判所がペートンターン首相の解職を命じ，即日首相は失職した。

ペートンターン首相の失職後，連立政権を離脱していたタイ誇り党の党首アヌティン・チャーンウィーラクーンが下院で新首相に選出された。アヌティン首相は就任時の約束（4 か月以内の総選挙）に基づいて，12 月に下院を解散した。そして 2026 年 2 月 8 日に，下院総選挙と 2017 年憲法の改正の是非を問う国民投票が実施された。この総選挙の結果，タイ誇り党は議席を大きく増やして第 1 党となった。一方，前進党は議席を減らして第 2 党となり，タイ貢献党は議席を大幅に減らして第 3 党となった。過半数を上回った政党は無かったため，タイ誇り党主導で次の政権のための連立交渉が行われた。その結果，タイ誇り党とタイ貢献党を中心とする 13 党 291 議席の連立が形成され，3 月 19 日の首相指名選挙でタイ誇り党のアヌティン党首が再選した。

こうした不安定な政情が続く中で米作農家への支援政策は以下のように実施されてきた。2019 年の総選挙の結果，かつて米の所得保証政策を実施していた民主党がプラユット首相の連立政権に参加した。そして，米を含む農産物の価格保証政策が 2019 年から 2022 年まで実施された。ただし，このプラユット政権の下で行われていた主に米を対象とする価格保証政策は，2023 年以降には実施されていない。2023 年に発足したセター政権は農家の債務返済への援助や肥料補助金の支給を行った。また 2024 年に発足したペートンターン政権は稲作農家に対して農地面積 1 ライ（1,600 平方メートル）あたり 1 万バーツ（約 45,000 円）の補助金の支払いを行った。補助金支払いの上限は 30 万バーツであった。

そして 2025 年に発足した現在のアヌティン政権は，以下に紹介する New Rice Economy という政策の枠組みを開始した。

２．アヌティン政権の米政策（New Rice Economy）

（１）New Rice Economy 構想

タイの米政策は，かつてはライス・プレミアムと呼ばれた米に輸出税を課す政策から，国内の稲作農家を保護する政策へと，その性格を大きく変えた。しかし導入された米の価格支持政策は，タイの米市場の混乱を招来した。米政策は，難しい政治テーマになった。

タイの有力英字新聞の 1 つである The Nation 紙は，「タイ米産業の危機」と題した記事で，以下のようにタイ米をめぐる状況を報告している（The Nation, 2025 年 11 月 14 日）。

「タイの米産業は収量の低下，コスト上昇，国内価格下落，輸出価格の急落という問題が同時に起きたため，深刻な競争力低下に直面している。

タイ米の競争力低下の大きな要因として，インラック政権以来 14 年間続くポピュリスト的な農業保護政策がある。担保融資制度（質入れ米制度），所得保証制度，面積当たりの固定支払い補助金などの政策が，農家の生産性向上意欲を阻害した。そのため，1.2～1.3 兆バーツ（1 バーツは約 4.9 円）の政府予算を費やしたにもかかわらず，タイの米産業の国際競争力は強化されなかった。

現在，タイの米の生産コストは（7,200～7,500 バーツ/トン）であり，主な輸出競合国であるベトナムやインドに比べて最も高い。面積当たりの収量は ASEAN 諸国の中で最低水準（370～600kg/ライ（1 ライは約 0.16ha））であり，ベトナム（800kg 超）やインド（700～800kg）に劣っている。

米の販売価格は低迷しており，多くの農家が赤字または，ほぼ利益ゼロの状態になっている。この状況に対して米分野の専門家は，改革が急務であると訴えている。専門家が提言した政策の内容は，農業ゾーニングと混合的な農業で，安定的な農家収入を確保すること，高収量品種のための R&D 投資を強化すること。そして低炭素米の生産を推進し，農家のリスキリングを行い，高齢化に対応することである。

また米の品種にも問題がある。人気のある軟質米系の品種は，タイでは全体の 10～20%である。一方，ベトナムは米品種の 50%が軟質米系で収量も高い（960kg～1.3 トン/ライ）。ベトナムは政府による価格介入を避けながら，研究開発投資，低コスト技術の導入，低炭素米の振興政策を一貫して進めている。そして統合的な生産チェーンで競争力を高めている。」

タイの米産業に対してはこうした批判が高まっており，タイの米政策は転換を求められている。

特に重要になっているのは，以下の 3 点と考えられる。

① 米の輸出価格の低迷と世界市場の競争激化

② 高付加価値米の栽培転換に向けた農家支援

③ 乾期作の農業用水不足・気候リスク

この 3 項目について順に説明を加える。

①米の輸出価格の低迷と世界市場の競争激化

現在米の輸出市場におけるタイの主な競合相手はインドとベトナムである。これらの国が輸出量を増やすことで，世界市場における米の供給は増加傾向にある。その結果，タイ米の輸出価格が下落するリスクが高まっている。

第 1 図に示したように，2013 年以降米の輸出単価は停滞しており，その一方で輸出量は 2017 年がピークで，それ以降，2017 年の水準を超えることはできていない。タイは国

内生産量の半分程度を輸出に回しており，米の国際価格が変動すると，国内の米価も当然ながら影響を受ける。不安定な輸出価格に対応するため米産業の支援が必要と考えられる。

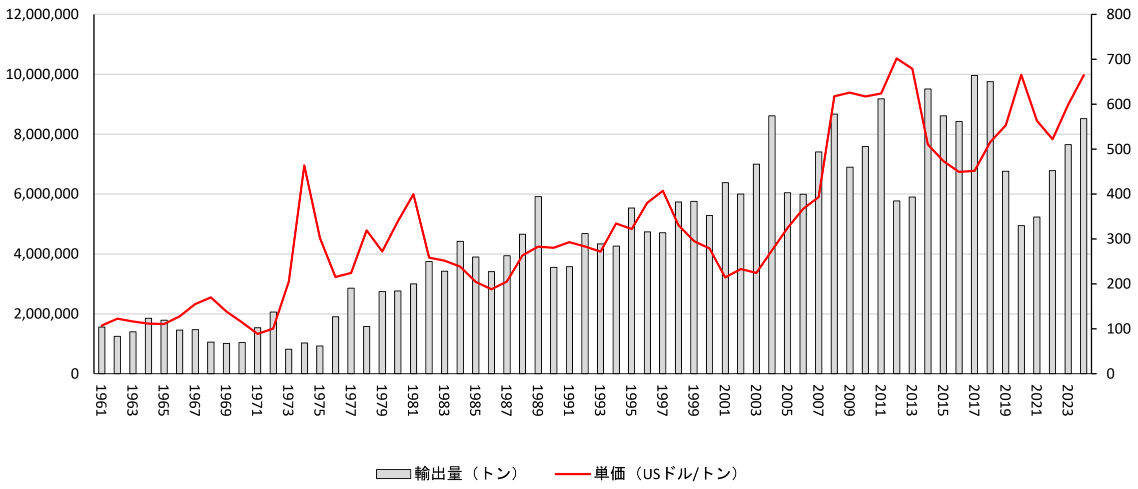

第１図 タイの米輸出量と輸出単価

資料：FAOSTAT

②高付加価値米の栽培転換に向けた農家支援

タイの稲作農家は，栽培に手間がかかるため生産量を増やすことが難しい高付加価値米より，多くの収量が期待できる普通米の栽培を指向する傾向がある。そのためタイの高級ブランド米であるジャスミン米は高価格であるにもかかわらず，生産の増加はあまり進まない。政府は，利益率の高いプレミアム米の割合を増やし，「量から価値」への転換を目指している。

③乾期作の農業用水不足・気候リスク

乾期の稲作で大量の農業用水が利用されるために灌漑（かんがい）地の水不足が深刻になっている。そのため干ばつ年には水不足により米の生産が変動する。乾期作米の生産抑制や灌漑地での作付け作目の野菜などへの転換を進めることで，乾期作米の生産量を安定化させ，米価の変動を緩和する必要がある。

（２）New Rice Economy 政策の概要

以上の状況の下で，2025 年 11 月，タイの国家米政策管理委員会は，新しい米政策の枠組みとして，「New Rice Economy（新しいコメ経済）」を公表した。この構想は，以下の 4 つの中核的な施策から構成されている。①米の余剰吸収（3 百万トン），②米の政府関係機関への販売，③乾期作米の作付け転換，④プレミアム米の振興である。

①米の余剰吸収（3 百万トン）

政府が 2025/26 年産の雨期作米 3 百万トンを購入する。市場から過剰な米を吸収することで，米価格の下落を防止する。この政策のための予算は 16.8 億バーツとされる

②米の政府関係機関への販売

市場から吸収した米を精米・加工し，刑務所，軍，各省庁などの米を，実需者である政府関係の機関へ販売する。この仕組みにより，米の供給を段階的に調整し，市場流通量を管理する。

③乾期作米の作付け転換

乾期米の作付面積 100 万ライ（16 万 ha）を，より適した作目に転換する。この作付け転換の目的は第一に米の過剰な供給の緩和である。加えて，灌漑用水の不足に対応することで，干ばつ時の不作などの生産変動を抑制し，米の価格を中期的に安定させることである。

④プレミアム米の振興

プレミアム米とは，高品質・高価格帯の品種であり，ジャスミン米，GI（地理的表示）米，その他の特産品種を意味している。稲作農家に対して，こうした品種の栽培に転換することを推奨する。プレミアム米は国際市場で高い価格で取引されることから，タイ米の平均輸出価格の上昇を実現して，生産農家の所得の向上を図る。

（３）期待される政策効果（主に Bangkok Post 2025 年 11 月 20 日による）

①短期的な米価下支え効果（需給調整による価格安定）

余剰米 3 百万トンを政府が購入することで，市場に出回る量が減少し，米価格の急落が回避される。米の吸収策（2025 年 11 月）では，ジャスミン米の籾で 1,000 バーツ/トン，普通米の籾で 400 バーツ/トンなど，実際に価格が上昇したと報じられており，需給調整策は米の価格維持に効果的であると裏付けられた。

②市場機能の改善（農家の販売価格の改善）

商務省国内貿易局（DIT）は 2025/11～2026/4 にかけて 50 以上の米の市場マッチングイベントを開催する。このイベントでは米の生産者が流通・加工業者と直接マッチングされる。その結果，米農家は，通常市場より 200～400 バーツ/トンほど高い価格で農家が販売することが可能となった。その結果，New Rice Economy 政策による需給管理政策と相乗して，農家の販売価格が改善したことが報告されている。

③輸出価格の押し上げ（プレミアム米戦略との連動）

New Rice Economy の「プレミアム米への転換」は，商務省のプレミアム米戦略や Exquisite Rice（超プレミアム）戦略と連動し，輸出単価を押し上げる方向に作用している

ようである。報道によれば Exquisite Rice は 450 トン，1,600 万バーツが輸出され，単純計算では 1,147 ドル/トンの高額取引が行われた。

④中期的な構造改革（生産量の適正化・水資源の保護）

乾期の稲作を他の作目に転換させることで，水不足の問題を低減する。そして米の過剰な生産を抑制し，価格の安定につなげる。これにより繰り返されている構造的な米価下落のリスクを低下させる。

この新政策はまだ開始したばかりなので，その効果の全体像は明確ではない。しかし 2026 年 2 月の下院総選挙の結果，アヌティン首相の率いるタイ誇り党が下院で最大議席を得たことから，現政権の New Rice Economy 政策は当面，継続することになると考えられる。

３．東南アジア諸国の米の需給と貿易動向

（１）東南アジア全体の動向

東南アジアは伝統的な米の生産・消費地域である。1980 年代以降，地域全体としては，輸出量が輸入量を上回る状況が継続している（第２図）。2010 年代以降，地域全体の生産量は頭打ちだが，それでも継続的に消費量を上回っている。

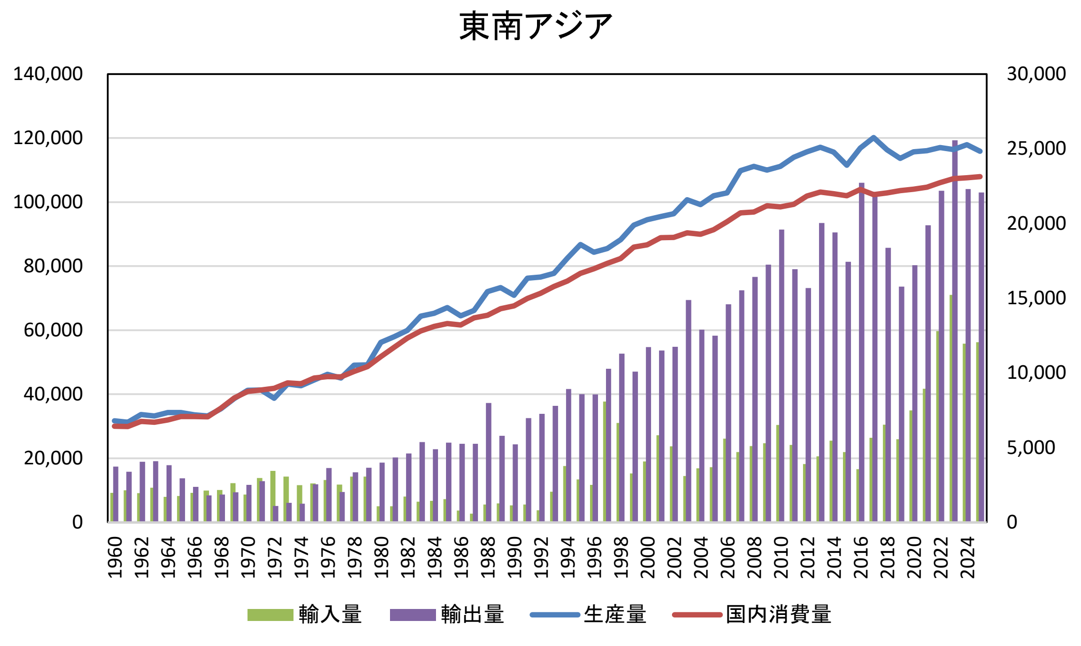

第２図　米の輸入量（右軸），輸出量（右軸），生産量（左軸），国内消費量（左軸）（千トン，東南アジア）

資料：USDA，PS&D

（２）タイ

タイの生産量は 2006 年以降，20,000 万トン程度で停滞している（第３図）。過去 10 年においては，年ごとの生産変動が大きい。一方，国内消費量は趨勢的な増加が継続している。2011 年，2012 年の輸出量の急減は，インラック政権の価格支持政策の影響である。また 2019 年以降の輸出停滞は，コロナ禍による需要停滞とともに，インド，ベトナムとの輸出競合の影響によると考えられる。

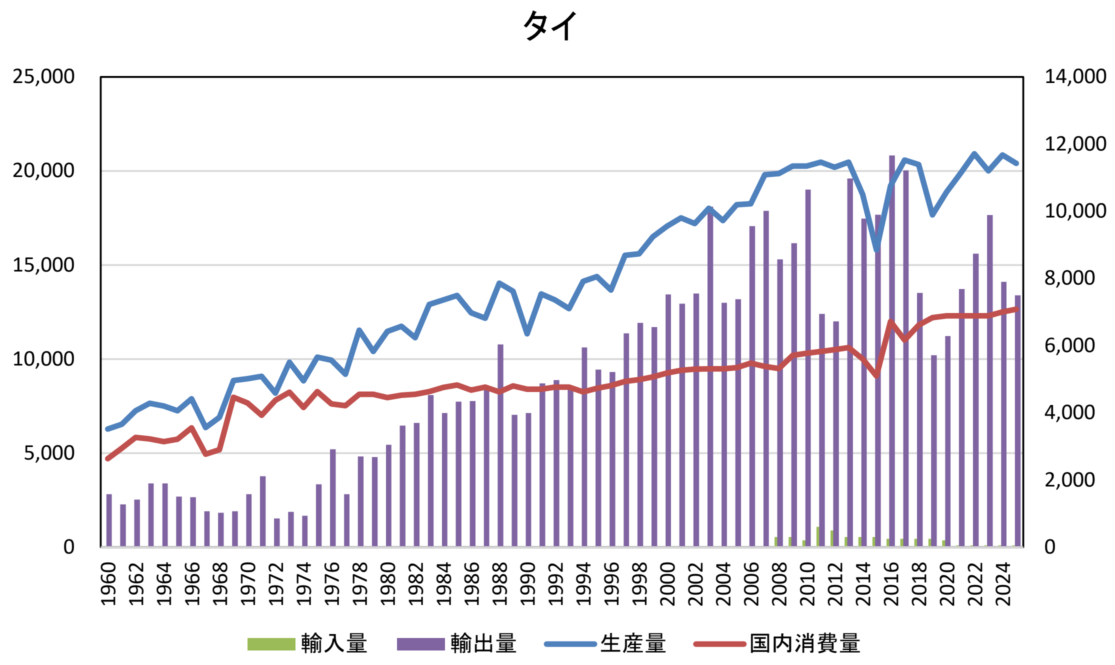

第３図　米の輸入量（右軸），輸出量（右軸），生産量（左軸），国内消費量（左軸）（千トン，タイ）

資料：USDA，PS&D

（３）ベトナム

ベトナムの米生産量は 2014 年をピークに減少傾向に転じている（第４図）。一方，国内消費量も 2015 年以降は停滞状態が目立っている。輸出量は近年でも拡大を続けている。それ以上に注目されるのは 2020 年以降，米の輸入量の増加が顕著であることである。これはベトナムの米生産が量的拡大を止めて，より高品質な米の生産に移行しているという生産構造の変化を反映していると考えられる。すなわち，国内で加工用などに用いる低品質な米の供給が不足したため，輸入によって調達していると考えられる。

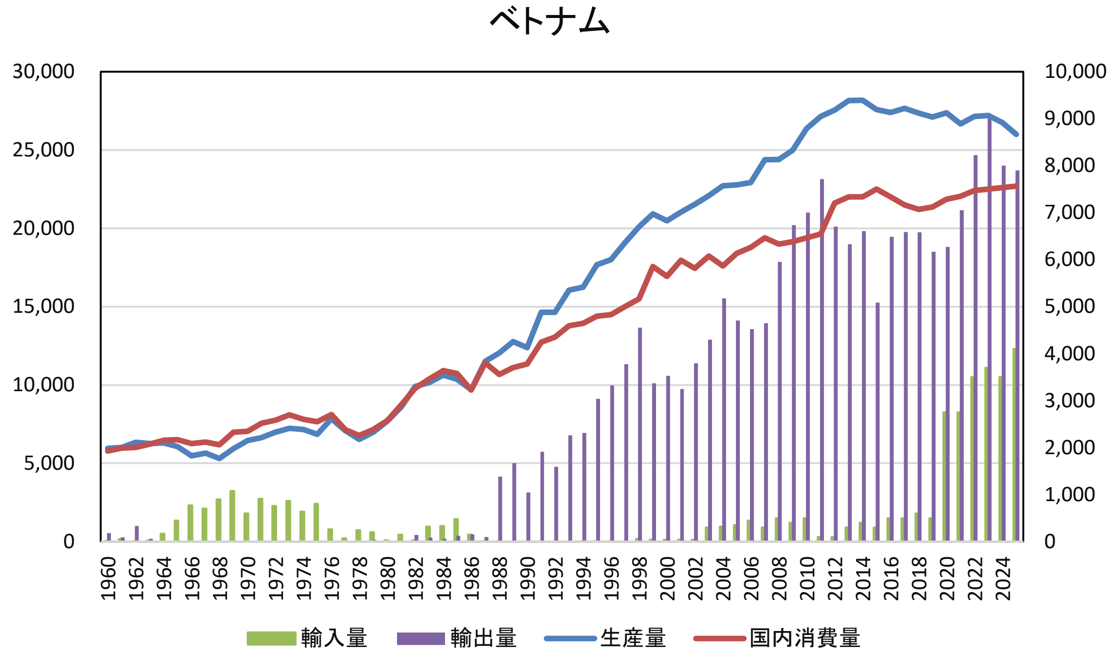

第４図　米の輸入量（右軸），輸出量（右軸），生産量（左軸），国内消費量（左軸）（千トン，ベトナム）

資料：USDA，PS&D

（４）インドネシア

インドネシアでは，過去 15 年程度，米の国内生産量，消費量が減少傾向にある（第５図）。この減少トレンドの下で，傾向的米自給の状況が長年にわたって継続している。この人口の多い大国が安定的に食料問題を解決していることは注目すべき成果だともいえる。ただし自給基調であるがゆえに，数年ごとの不作年には米輸入が急増している。このインドネシアの米輸入の急増は，国際市場の大きな波乱要因となり続けている。

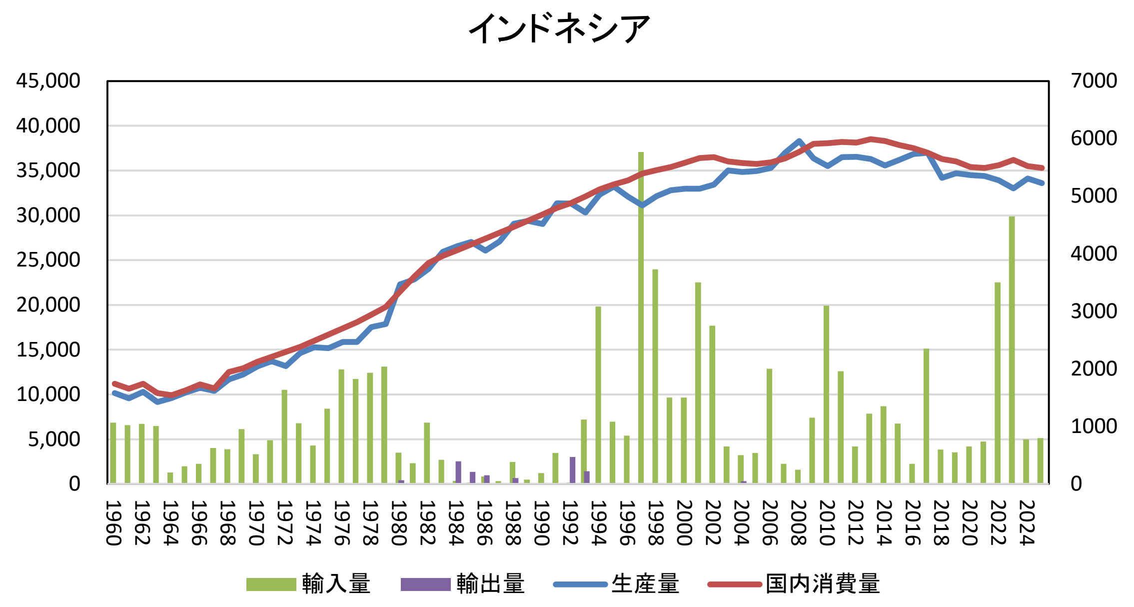

第５図　米の輸入量（右軸），輸出量（右軸），生産量（左軸），国内消費量（左軸）（千トン，インドネシア）

資料：USDA，PS&D

（５）フィリピン

2014 年以降，米生産の停滞傾向が顕著である（第６図）。この要因として，地勢に影響されて耕地の拡大に制約があること，生産性の高い技術が普及したため，単収の上昇は停滞していることや，気象災害（台風・干ばつ）の発生等が挙げられる。さらに 2008 年以降，フィリピン政府が，米の輸入を規制したため，米の国内価格が上昇したことから，国内消費量が停滞した。この米輸入の制度的制約は，2019 年に「米関税化法」が施行され，輸入が関税化されたことで解消した。この関税化で輸入価格が低下したことにより，米の消費量は回復した。しかし米の輸入への依存度が急速に高まっていることが注目される。

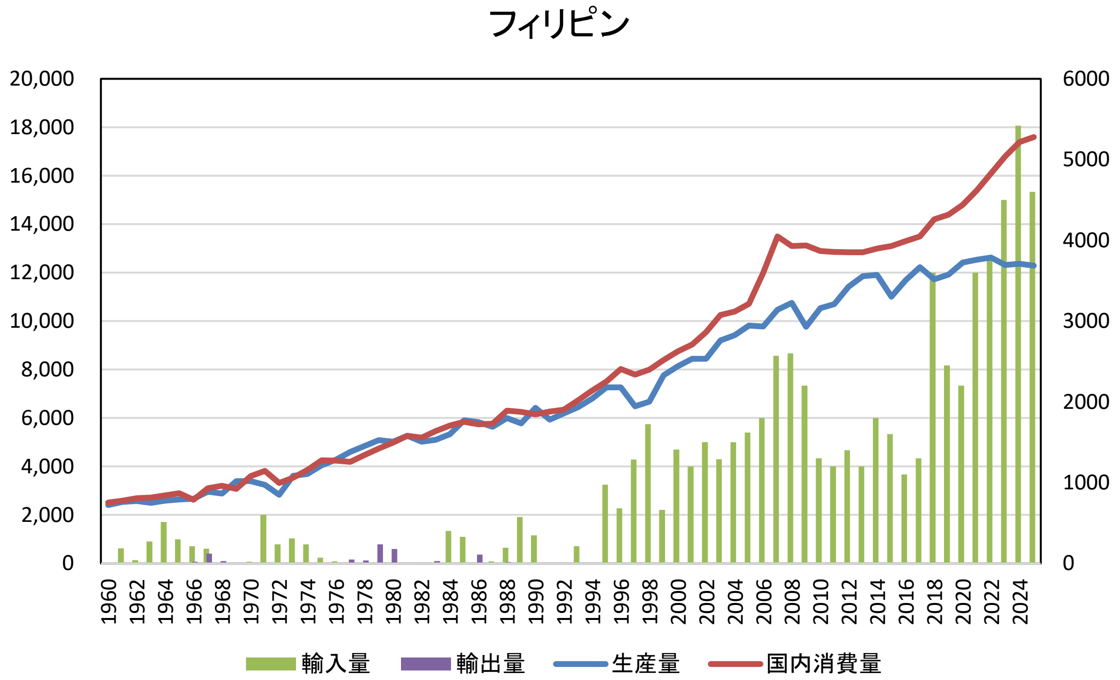

第６図　米の輸入量（右軸），輸出量（右軸），生産量（左軸），国内消費量（左軸）（千トン，フィリピン）

資料：USDA，PS&D

（６）マレーシア

マレーシアは 2010 年代に生産量の拡大が見られた。しかし 2020 年代以降，生産量は急減している（第７図）。一方，国内消費量は着実な拡大を続けている。その結果，2016 年以降，輸入量の増加が顕著である。

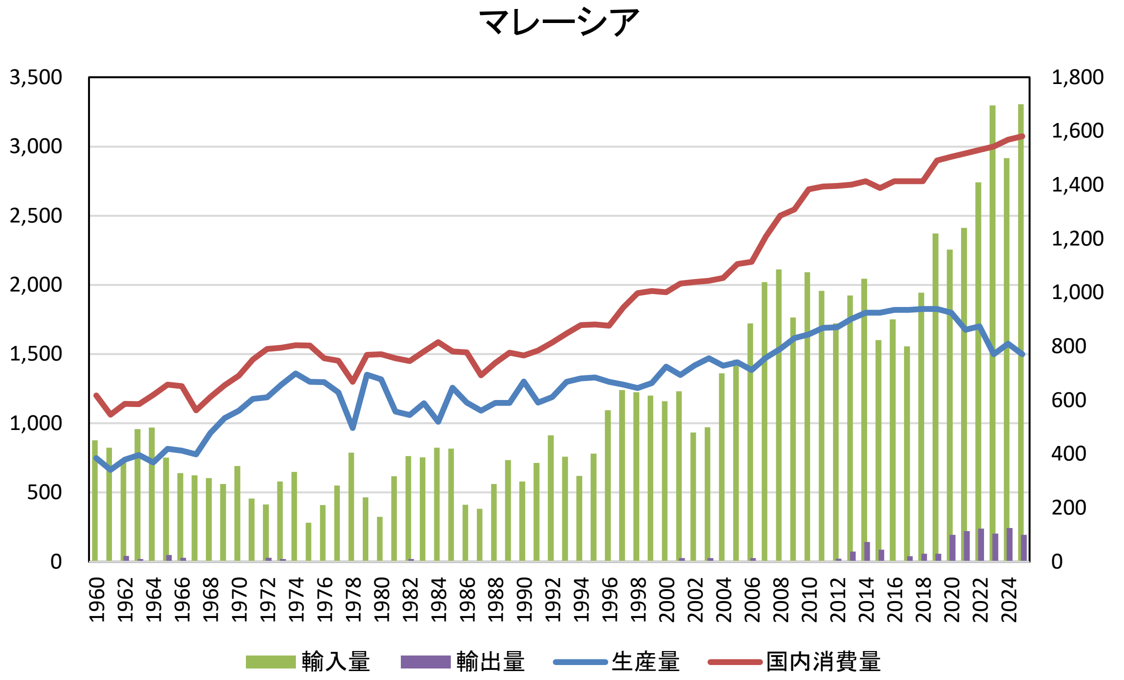

第７図　米の輸入量（右軸），輸出量（右軸），生産量（左軸），国内消費量（左軸）（千トン，マレーシア）

資料：USDA，PS&D

４．2026 年の下院総選挙の結果について

2026 年の下院総選挙では，タイ誇り党が全国で広く支持を集めて，第 1 党となった（第１表）。

タイの政党は地域性が強い党が多い。人民党はバンコクで圧倒的に支持され，全ての小選挙区議席（33 議席）を制した。一方，北部，東北部に地盤のあったはずのタイ貢献党は，北部のチェンマイで議席を得られないなど，今回の選挙で多くの議席を失った。また民主党は伝統的に南部で強い。今回の選挙では南部でのみ，議席を得ることとなった。地域と県の分布については，タイの各地方，県名は，以下の第８図を参照されたい。

これまで北部，東北部を中心に農村部で多くの支持を得ていたタイ貢献党が多くの議席を失ったことは，農業政策の方向性にも影響を与える可能性がある。現在の New Rice Economy 政策は，短期的な米価の安定と，ゾーニングや転作，高付加価値化などを目指すものであり，これまでの再分配重視の農業政策とは変質してきている。今回の下院選挙の結果が，この農政の変化の方向性にいかなる影響を及ぼすのか，注目していきたい。

第１表　2026 年 2 月の総選挙における主な県の小選挙区における各政党獲得議席数

政党	バンコク	中央部	東部	北部	東北部	南部	小選挙区合計	全国比例	総獲得議席数
タイ誇り党（ブムジャイタイ党）	0	40	13	26	64	31	174	19	193
人民党	33	24	8	14	6	2	87	31	118
タイ貢献党（プアタイ党）	0	5	1	9	43	0	58	16	74
勇気と正義党（クラータム党）	0	7	4	20	13	12	56	2	58
民主党	0	0	1	0	0	9	10	12	22
タイ共同の力党	0	0	0	0	4	1	5	1	6
国民党（プラチャチャ党）	0	0	2	0	2	0	4	1	5
国民国家の力党（パランプラチャラ党，旧軍政の後継政党）	0	0	0	0	0	4	4	1	5
新機会党	0	0	0	1	0	0	1	0	1
タイ再建党（タイ再建党）	0	0	0	0	1	0	1	1	2
その他の小政党	0	0	0	0	0	0	0	16	16
合計	33	76	29	70	133	59	400	100	500

資料：Thai PBS のサイトより筆者作成。https://www.thaipbs.or.th/election69/result/en?tab=summary

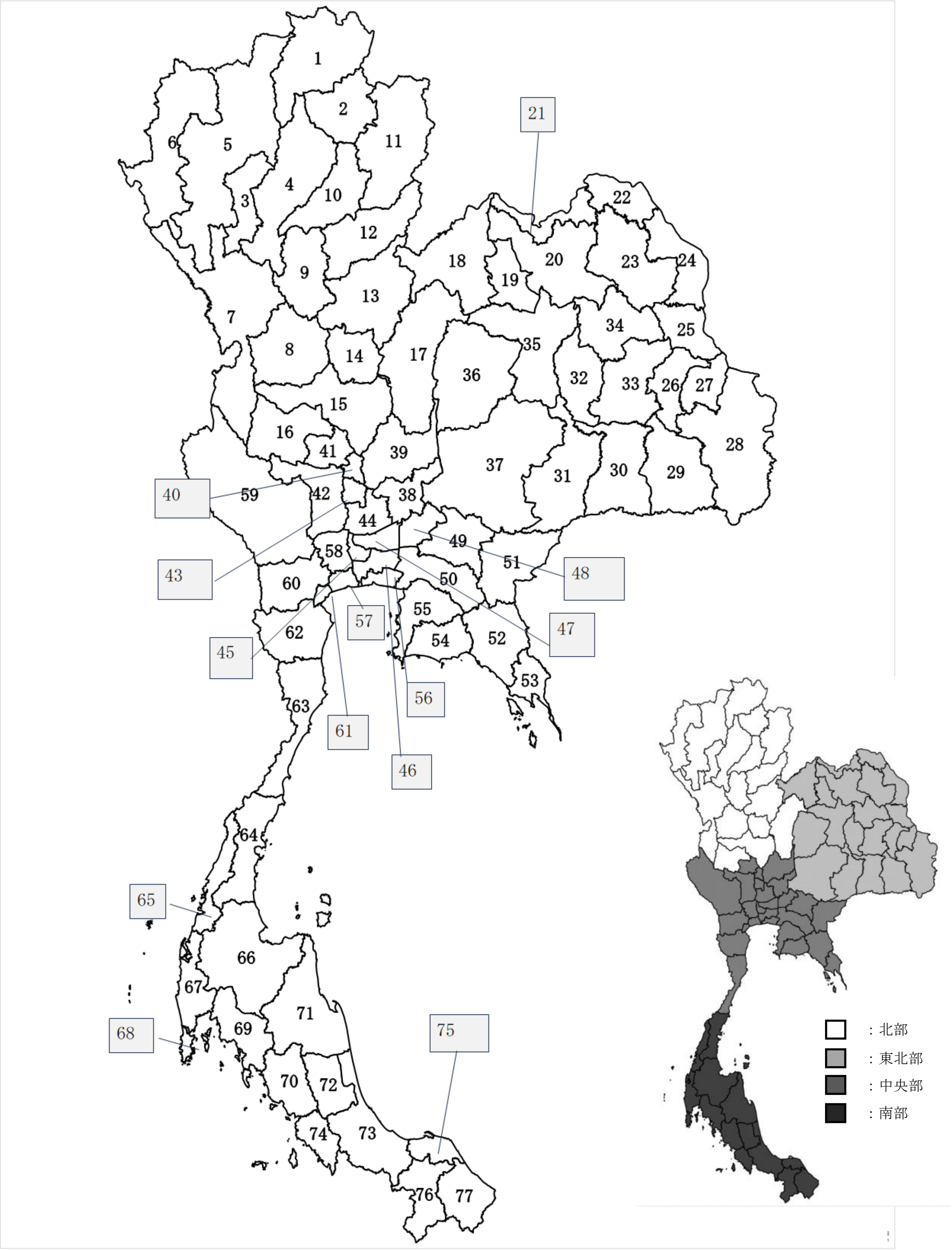

第８図　タイの県（チャンワット）の一覧（県名は次ページ）

資料：筆者作成。

県名	番号
北部	
チェンライ	1
パヤオ	2
ラムプーン	3
ラムパーン	4
チェンマイ	5
メーホンソン	6
ターク	7
カムペーンペット	8
スコータイ	9
プレー	10
ナーン	11
ウッタラディット	12
ピッサヌローク	13
ピチット	14
ナコーンサワン	15
ウタイターニー	16
ペッチャブーン	17

県名	番号
南部	
チュムポン	64
ラノーン	65
スラートターニー	66
パンガー	67
プーケット	68
クラビー	69
トラン	70
ナコーンシータンマラート	71
パッタルン	72
ソンクラー	73
サトゥーン	74
パッターニー	75
ヤラー	76
ナラティワート	77

県名	番号
東北部	
ルーイ	18
ノンブアラムプー	19
ウドーンターニー	20
ノンカイ	21
ブンカーン	22
サコンナコーン	23
ナコーンパノム	24
ムックダーハーン	25
ヤソートーン	26
アムナートチャルーン	27
ウボンラーチャターニー	28
シーサケート	29
スリン	30
ブリラム	31
マハーサーラカーム	32
ローイエット	33
カラシン	34
コンケン	35
チャイヤプーム	36
ナコーンラーチャシーマー	37

県名	番号
中央部	
サラブリー	38
ロッブリー	39
シンブリー	40
チャイナート	41
スパンブリー	42
アーントーン	43
アユタヤ	44
ノンタブリー	45
バンコク	46
パトゥムターニー	47
ナコーンナヨック	48
プラーチーンブリー	49
チャチューンサオ	50
サケーオ	51
チャーンタブリー	52
トラート	53
ラヨーン	54
チョンブリー	55
サムットプラーカーン	56
サムットサコーン	57
ナコーンパトム	58
カーンチャナブリー	59
ラーチャブリー	60
サムットソンクラーム	61
ペッチャブリー	62
プラチュワップキーリーカン	63

おわりに

本稿では，まず 1 で，混乱が続くタイの政治状況と，農業政策の関係について述べた。次に 2 で，現在のアヌティン政権の農業政策である New Rice Economy が登場された背景と，政策の概要を紹介した。この New Rice Economy の枠組みでは，これまでの稲作農家の所得増加を重視した再配分的政策から，短期的な市場価格の安定化のために市場の余剰米を吸収するという姿勢に政策転換した。そして同時に，米の高付加価値化のためのジャスミン米や GI 米などの振興，農業用水不足への対応としての作付けの合理化，環境対応などの米産業の構造改善のための政策に移行していることを示した。

次に 3 で主な東南アジアの国における米の生産・消費・貿易の動向を整理して紹介した。主な知見として，①タイはインド，ベトナムとの競合の影響で，輸出量が減少していること，②ベトナムでは，国内の米生産がより高い付加価値を求めて高品質化したために，加工用の米が不足したことから輸入量の増加が観察されること，③インドネシアでは傾向的自給体制が継続しているが，数年おきに繰返される不作年には，米輸入が急増し国際市場に大きな影響を与えていること，④フィリピンでは米の輸入が関税化されたことから輸入が回復しているが，その結果輸入米への依存度が高まっていること，⑤マレーシアでは 2020 年以降生産量が減少しているが，消費量は堅調に増加しているため，輸入量が急増していることなどを紹介した。

最後に 4 で，2026 年 2 月 8 日に行われたタイの下院選挙の結果，これまでの第 1 党であったタイ貢献党が大きく後退した。また人民党は都市部で多くの支持を集めたものの議席数は減少した。一方現在のアヌティン首相が党首を務めるタイ誇り党は全国で広い支持を得て，タイ貢献党を含む多くの政党と連立して政権を継続することを紹介した。

[参考・引用文献]

【日本語文献】

井上荘太朗（2023）「第 1 章 タイ―1 次産業の相対所得率の推移と農業政策の関連―」農林水産政策研究所『プロジェクト研究[主要国農業政策・食料需給] 研究資料』2:1-19.
https://www.maff.go.jp/primaff/kanko/project/attach/pdf/230331_R04cr02_01.pdf

井上荘太朗（2022）「タイの農業と米政策」日本農業研究所『変容するアジア食料農業と農政: アジア食料農業政策研究会報告』：105-128.

井上荘太朗（2021）「第 1 章 タイ―民政移管と連立政権の農業政策―」農林水産政策研究所『プロジェクト研究[主要国農業政策・貿易政策] 研究資料』6:1-16.
https://www.maff.go.jp/primaff/kanko/project/attach/pdf/210331_R02cr06_01.pdf

井上荘太朗（2014）「第 3 章 カントリーレポート：タイ―政治危機とコメ担保融資制度の混乱―」農林水産政策研究所『プロジェクト研究 [主要国農業戦略] 研究資料』1:73-123.
https://www.maff.go.jp/primaff/kanko/project/attach/pdf/140331_25cr01_03_tha.pdf

【英語文献】

Apichart Pongsrihadulchai (2019) Thailand Agricultural Policies and Development Strategies, Policy Articles, FTTC-AP. https://ap.fftc.org.tw/article/1393

New rice scheme eyes premium position —Prices remain highly volatile, Bangkok Post 2025 年 11 月 20 日
https://www.bangkokpost.com/business/general/3140898/new-rice-scheme-eyes-premium-position.

Thailand: New rice scheme eyes premium position, AgriInsite, 2025 年 11 月 20 日
https://agriinsite.com/thailand-new-rice-scheme-eyes-premium-position/

Thai Rice Market Surges after Gov’ t Intervention to Boost Prices, Kaohoon International. 2025 年 11 月 21 日
https://www.kaohooninternational.com/economics/570745

Thai rice sector in crisis as yields fall, costs rise and export prices hit 15-year low, The Nation, 2025 年 11 月 14 日
https://www.nationthailand.com/business/economy/40058216

第２章 ベトナム
―コメ輸出大国の最新事情―

岡江　恭史

はじめに

ベトナムはかつて旧ソ連型中央計画経済体制下にあったが，1980 年代から経済自由化・対外開放政策（いわゆるドイモイ政策）を採用したことによってその後高い経済成長率を示した。農林水産分野では，近年はタイ・インドと並ぶコメ輸出大国であり続け，2023 年には過去最高のコメ輸出量・輸出金額を記録した。

第１表は，2024 年の東南アジア各国（インドネシア，マレーシア，フィリピン，タイ，ベトナム）の人口・総 GDP・一人当たり GDP・GDP 成長率を示したものである。ベトナムはこの中でも抜きんでた GDP 成長率（7.1%）を示している。また第１図は，2015 年から 2024 年までのインドネシア，フィリピン，タイ，ベトナム[(1)] の一人当たり GDP の変化を示したものである。かつて最も低かったベトナムは，2020 年にはフィリピンを抜き，近年ではインドネシアに迫っている。

人口も１億人を超えてインドネシア・フィリピンに次ぐ規模であることから，ベトナムは今やマレーシア，フィリピン，タイと並ぶ経済規模にまで成長した。

本章の構成は以下のとおりである。まず「１．ドイモイ政策とコメ輸出」において，ベトナムの市場経済化がコメの生産・輸出に及ぼした影響を解説する。「２．国際米価高騰と新コメ政策」において，国際米価が高騰した 2008 年以降の新しいコメ政策について紹介する。「３．近年の状況」で，2023 年以降のコメ生産・輸出動向について解説する。

第１表　東南アジア各国の経済指標（2024 年）

	人口 （千人）	総 GDP （10 億米ドル）	一人当たり GDP （米ドル）	GDP 成長率 （%）
インドネシア	281,604	1,238	4,368	5.0
マレーシア	34,059	423	11,884	5.1
フィリピン	112,885	455	3,925	5.7
タイ	67,015	471	6,574	2.5
ベトナム	101,344	406	4,018	7.1

資料：人口は，UNSD(online)による 2024 年の人口，その他は World Bank (online)による 2015 年基準の実質 GDP

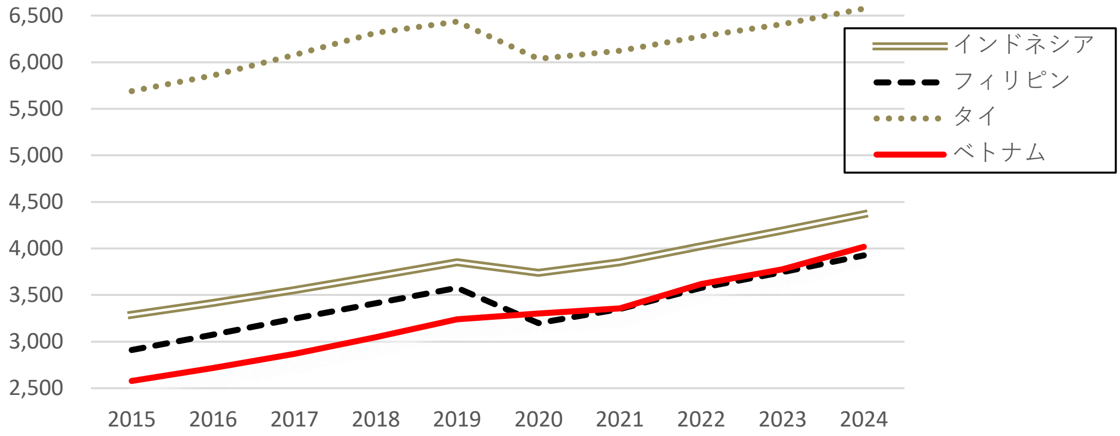

第１図　東南アジア各国の一人当たり GDP の変化（2015～2024 年）

資料：World Bank (online)による 2015 年基準の実質 GDP。

１．ドイモイ政策とコメ輸出

東西対立の最前線としてアメリカ・南ベトナム（西側陣営）と北ベトナム（東側陣営）との間で戦われたベトナム戦争は，1975 年に北ベトナムが南ベトナムを占領・吸収することによって終結し，翌 76 年に統一ベトナム（ベトナム社会主義共和国）が発足した。その後南部で行われた統制経済・農業集団化は商品作物の生産に適するように長年築き上げられてきた農業生産の仕組みを破壊することになり，農民による生産放棄と深刻な食糧不足を引き起こした。

厳しい経済情勢の中で，1986 年の第 6 回党大会では，従来の統制経済システムを抜本的に変革して，市場原理を導入することを決定した。これはドイモイ（Doi moi）政策と呼ばれ，今日までの市場経済化路線を決定づけたといわれる（白石，1993）。さらに 1988 年には共産党政治局 10 号決議（DCSVN,1988）によって，農家は税金と合作社基金（組合費）を支払ったのちには，生産物を自由に処分する権利を認められ，集団農業生産は事実上終えんを迎えた。また 1996 年合作社法によって，合作社はかつての集団農業生産の執行機関から市場経済下の農協へとその法的位置づけが根本的に転換した（QHVN, 1996）。

また第２図にベトナム戦争終了（1975 年）の後のコメの生産と輸出をグラフ化した。集団農業生産体制を終わらせた 10 号決議の翌年（89 年）から本格的な輸出が始まったこと，またそれ以降右肩上がりで生産・輸出が伸びていることがわかる。近年ではタイ・インドと並ぶコメ輸出国の地位を確立し，2023 年には過去最高の輸出量を達成した。

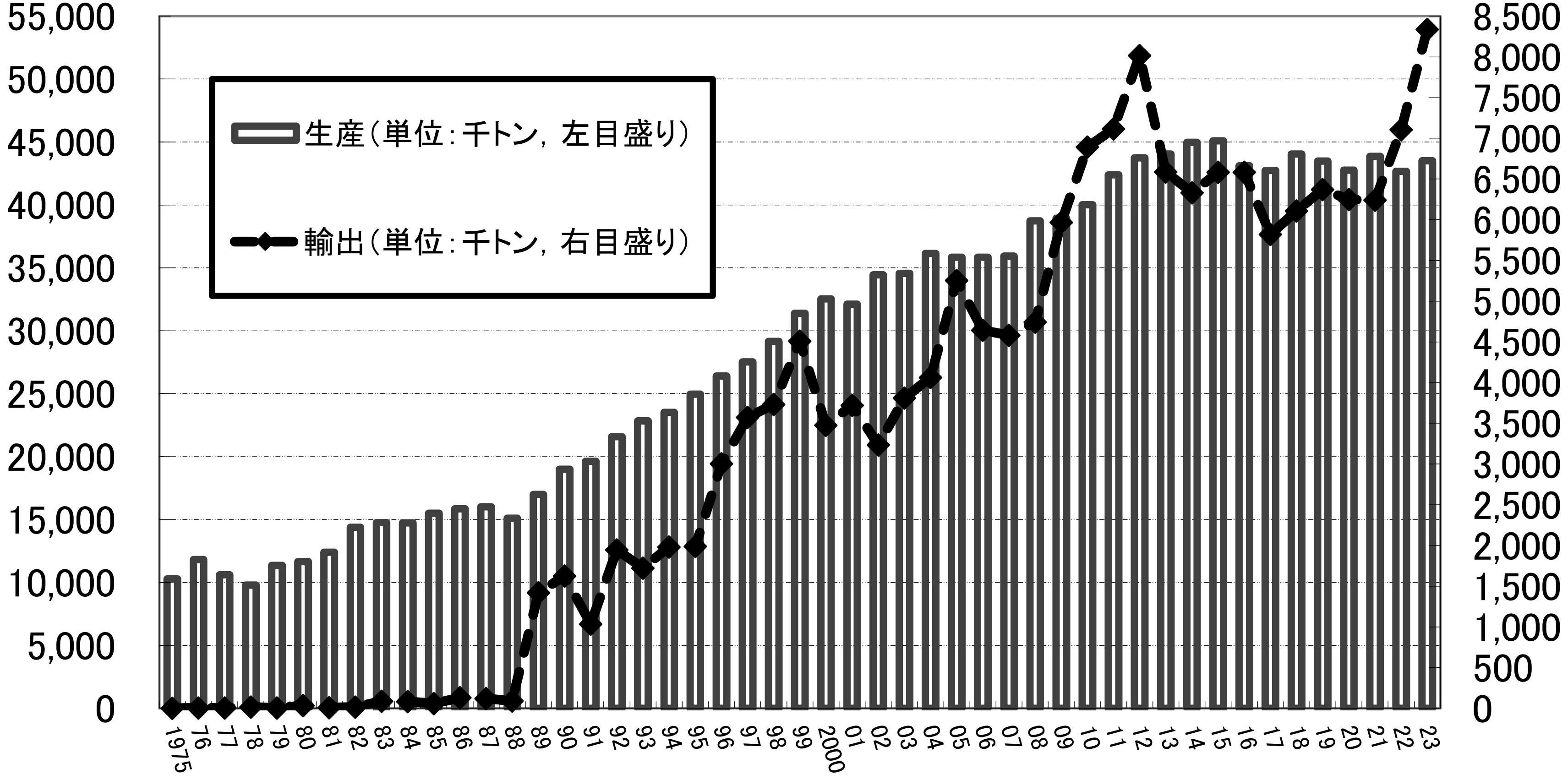

第２図　ベトナム戦争以降のコメの生産と輸出

資料：1999 年までは TCTK (2000)，2000 年以降は TCTK (online; 2005; 2008; 2023)．2022,23 年は速報値。

脱集団化・市場経済化が進む 80～90 年代のベトナムでは，主食であるコメはひたすら量的拡大が求められ，劣等地へも生産拡大が進められた。そのため，肥沃なデルタ地帯では６ t/ha 以上の生産をあげる一方，山間地や土地条件の悪いところでは２t/ha 程度のところもある。この時期におけるコメ輸出拡大も，もっぱら価格の優位性（安価）によるものであり，ベトナム米の品質は国際的にも評価が低いものであった。

２．国際米価高騰と新コメ政策

（１）国内物価の高騰と 2008 年に取られた政策

2007 年後半から国際米価が高騰したことからインドがコメの輸出規制を行い，そのことがさらなる国際米価高騰を招いた。第３図は，2007～09 年におけるベトナム国内の消費者物価指数と食糧価格指数の上昇を，2007 年 1 月を 100 として示したグラフである。なお，この「食糧」とはコメ・トウモロコシ・イモ類等のデンプン質を豊富に含む主食物を表すベトナム語 ”luong thuc”の訳であり，食料品全体ではない。2007 年 10 月頃から消費者物価指数も食糧価格指数も上昇し始めているが，特に食糧が 2008 年 4～6 月に急騰している。6 月以降は食糧価格も下落傾向にあるが，下落幅はわずかであり，2009 年 12 月の消費者物価指数及び食糧価格指数は 2007 年 1 月から 42%増・75%増と高値を維持している。

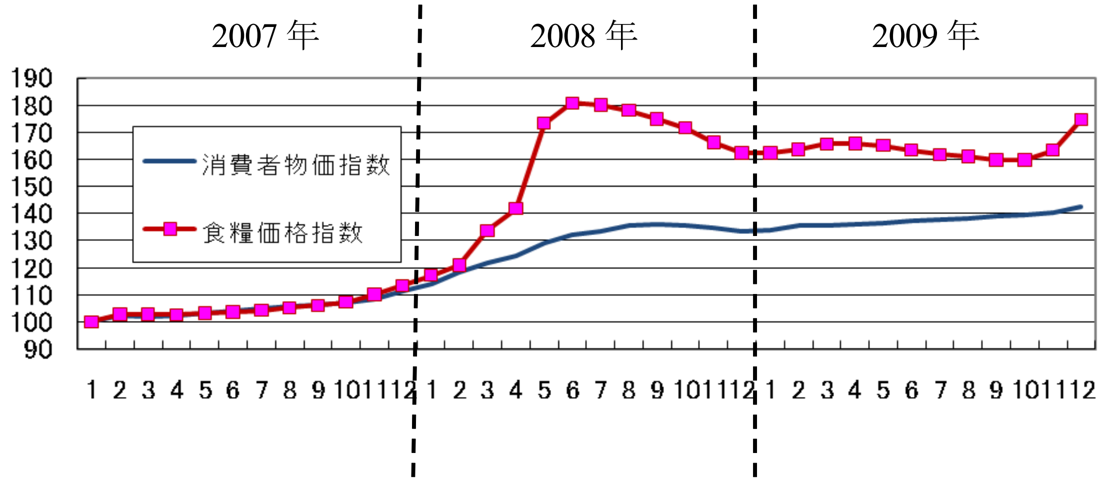

第３図　2007～09 年におけるベトナム国内の物価上昇

資料：TCTK(online)。
注．2007 年 1 月を基準（100）とする指数。

食糧価格が高騰に至った最大の理由は，コメが重要な輸出産品であるために国際価格と国内米価とが密接にリンクしていることである。

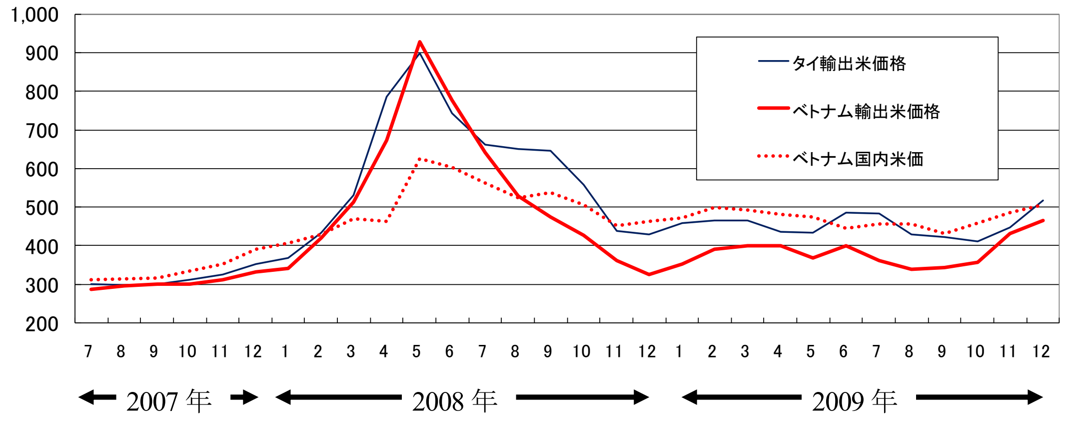

第４図 2007～09 年におけるタイ輸出米価格・ベトナム輸出米価格・ベトナム国内米価

資料：価格は AGROINFO（2009），AgroMonitor（2010）より。

注．輸出米価格は両国とも 25%砕米価格。ベトナム国内米価は，メコンデルタのコメ生産地カントー市における通常米（Gia te thuong）価格。単位はいずれも米ドル/t。

米価高騰に対処するため，2008 年 3 月 25 日には第 78 号政府通達（CPVN, 2008a）によって 6 月末までの間は新たにコメ輸出の契約(政府間契約だけではなくすべての契約が対象)は行わない（すでに契約済みのものは履行）ことを決定した。第４図に見るように，この輸出規制によって，国内米価の上昇が抑えられた反面，ベトナムの輸出米価格が急上昇し，コメの国際指標価格となっているタイ米の上昇につながった。さらに 4 月 18 日に第 391 号首相決定（CPVN, 2008b）が公布され，水田専作地の転作の原則禁止の方針を打ち出された。

物価高騰の混乱を踏まえて農業問題が 2008 年 7 月に開催された第 10 期ベトナム共産党中央執行委員会第 7 回総会において議論され，2010 年及び 2020 年までの農業政策の目標を示した「農業・農民・農村に関する中央執行委員会第 26 号決議」（DCSVN, 2008）が 8 月 5 日に公布された。さらにこれを受けて，政府の今後の食糧政策の方針として翌 09 年 12 月 23 日に「国家食糧安全保障に関する政府決議 63 号」（CPVN, 2009）が公布された。これは，ドイモイ以降の農業の市場経済化・近代化の方針を引き継ぐ一方で，国家食糧安全保障を農業政策の最優先課題にしたものである。

（２）新コメ政策とその後

上記の「政府決議 63 号」の方針を執行するために政府議定 109 号（CPVN, 2010）が 2010 年 11 月 4 日に公布（施行は 2011 年 1 月 1 日）された。

2010 年政府議定 109 号は，①価格支持策・②業者規制という新たなコメ政策を打ち出した。それらの政策とその後の状況は以下のとおりである。まず①に関しては最低・最高価格を定めて業者に指示するとあった。だが実際に行われたのは，米価下落時にコメを購入した業者が銀行から融資を受けた際の利子補給である。この価格支持策も実際には機能していない。②に関しては，倉庫と精米施設の所有を条件に輸出業者を認可した。しかし基準を満

たしているかの検査は認可時のみで，その後は実際にはどの機関も業者への監視は行っていない。さらに民間備蓄の統計データがないので備蓄の目標が達成されたかも不明である。このように 2007 年からの物価高騰を機にはじまった新政策の多くは，直接的には機能しなかった(2)。

上記の新政策の実施状況を見て政府は，109 号議定に代わる新たな政府文書（107 号議定）を 2018 年 8 月 15 日に交付した(CPVN,2018)。元々機能していなかった価格支持に対して，107 号議定は価格政策を正式に廃止した。また 107 号議定はコメ輸出管理の方法も大きく変えることになった。ベトナムのコメ輸出は 1990 年代から輸出割当制度を維持しつつ徐々に規制緩和が図られてきた。109 号議定の規定では，政府間契約の輸出米のうち 20%は契約事務を行った業者自身が輸出するが，残り 80%はコメ輸出業者の業界団体であるベトナム食糧協会が参加業者に割り当てることになっている（第 16 条）。食糧協会は 1989 年に食糧貿易を行う業者が相互扶助を目的として自主的に設立したことになっている団体であるが，実際には政策を代行（市場動向把握，業者監督等）する役割を担ってきた。しかし 107 号議定によって，輸出業者は食糧協会を通さずに直接輸出できるようになった（ただし毎月の商工省への報告が必要）。現在の食糧協会の仕事は，事業に対する補助，貿易のプロモーション（セミナーの開催や輸入国への訪問等）等である。

３．近年の状況

（１）　最近の政策と品種・国別動向

2018 年 107 号議定による自由化によって，コメ輸出金額のうち政府間取引の占める割合は 29%（2016 年）から 10%（2021 年）へと低下した（AgroMonitor 内部資料）。また 2017 年 7 月には，「2030 年を見据えた 2017～2020 年段階のベトナムのコメ輸出市場の発展戦略の策定に関する第 942 号政府首相決定」(CPVN, 2017)が公布され，全体のコメ輸出量の目標値のみならず輸出市場ごと品種ごとの具体的な目標値も定められた。

第５図は 2010 年以降のベトナムのコメの輸出額を示したものである。2013 年以降は低迷していたが，2016 年を底に回復して，2023 年には 2012 年の記録を更新して過去最高の輸出額を達成したことがわかる。この回復の背景に，輸出米の品種の多様化が存在する。ベトナム人は日本人と同様に食事の主食として白米（ベトナム語で gao trang）を食べるが，フォーや春巻きのライスペーパーにも白米が使われる。また香り米（gao thom）を好んで食べる人もいるが，通常は白米より値段が高いので高級品扱いである。もち米（gao nep）は，もち（banh giay）・ちまき（banh chung），おこわ（xoi）と言った主に祝いの席で食べられる食事のほかに，デザートのチェー（che）などに使われる。ベトナムからの輸出米はかつてはほぼ白米だけだったが，最近はもち米や香り米の比率が上がってきている。

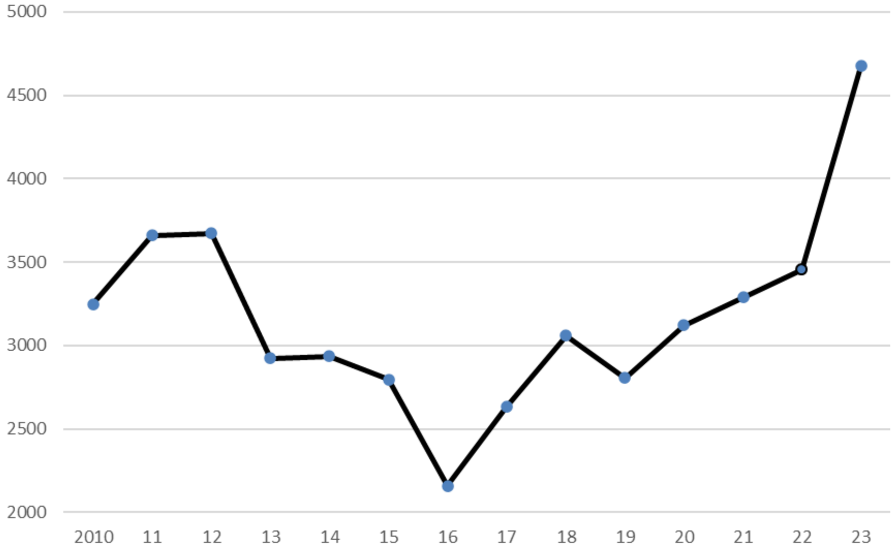

第５図 コメの輸出額（百万米ドル）

資料：TCTK (online). 2023 年は速報値。

第２表 コメ輸出量の品種別割合（%）

	2010	2017	2023
白米	89.8	36.4	37.2
もち米	2.0	23.5	9.8
香り米	3.7	29.0	42.5

資料：2010 年・2017 年は Doan Thi Thu Huong et al.,（2022），2023 年は AgroMonitor (2024).

第２表は，2010 年・2017 年・2023 年におけるベトナムのコメ輸出量における白米・もち米・香り米の比率である。2010 年段階ではベトナムのコメ輸出金額のうち白米の割合が 89.8%と圧倒的だったが，2010 年には 36.4%と大きく割合を下げている。それに対して，もち米が 23.5%，香り米が 29.0%，と大きく伸ばしている。2023 年になりもち米は 9.8%と割合を下げたが，香り米はますます大きくなり 42.5%と今や白米より多く輸出されている。

近年ベトナムにとってもっとも大きい輸出先はフィリピンであり，ベトナムのコメ輸出総量で，2022 年には 45.2%，2023 年には 38.5%を占める。品種別では白米と香り米の双方がある。2023 年に輸出先 2 位（輸出量の 14.5%）になったのはインドネシアであり，2022 年の 7 位から急上昇したのは，エルニーニョ現象によって生産が大幅に減少したことによる。品種はほとんど白米である。

近年フィリピンに次ぐ輸入先で 2023 年も 3 位（輸出量の 11.3%）になったのは中国であ

る。ベトナムにとって中国はもち米の最大の輸出先であり，2016 年にはもち米輸出量の51.4%を占めた。その後中国向けの香り米輸出も増えたことから近年はやや割合を落としたが，2023 年時点でも中国市場はベトナムのもち米輸出量の 46.0%を占めている。なお 2023 年時点で，中国がベトナムから輸入しているコメの約６割がもち米，約３割が香り米である。

香り米の最大の輸出先はアフリカであり，2023 年でベトナムの香り米総輸出量の 33%を占める（全品種の輸出量では 16%を占める)。またアフリカから見ると，ベトナムからのコメ輸入の 83.2%が香り米と圧倒的な割合である(AgroMonitor, 2024)。その理由は，白米は先にインドがアフリカ市場に進出しており，ベトナムの新規参入が難しかったからである(2)。なお 2017 年の 942 号決定では，欧米や中東などへの輸出を 2030 年までに 2～3 倍へ増加させることを目標としている。

第３表　アフリカ諸国への国別コメ輸出量と割合（2023 年）

	千 t	%
ガーナ	581	43.8
コートジボワール	511	38.5
モザンビーク	87	6.6
ガボン	57	4.3
トーゴ	26	2.0
アフリカ合計	1,327	

資料：AgroMonitor (2024).

第３表は，アフリカ諸国へのコメ輸出量の国別割合を示したものである。上位２か国（ガーナとコートジボワール）で 82.3%とほとんどを占める。なおベトナムのコメ輸出量全体の国別割合（2023 年）でも，前述の３か国に次いでガーナが４位，コートジボワールが５位を占めており，アフリカがベトナムのコメ輸出にとって重要な輸出先になっていることがわかる。

（２）2023 年のコメ輸出

2007 年からの国際米価高騰期と同様，2023 年にもインドがコメの輸出規制を行ったが，ベトナムは輸出規制を行わなかった。そして同年のベトナムのコメ輸出は，輸出量（8338 千 t，前年度比 17.4%増）・輸出金額（4816 百万米ドル，前年度比 39.4%増）ともに過去最高を記録した。また「２．（１）国内物価の高騰と 2008 年に取られた政策」で前述したように，2007～09 年には激しい物価上昇に見舞われたベトナムであったが，2023 年の消費者物価は前年度比 3.25%増，食糧価格は 6.85%増に過ぎなかった（TCTK, 2023)。

国際米価高騰・インドのコメ輸出規制という似た環境にもかかわらず，2023 年には，2008 年のような国内の混乱が起こらなかった最大の原因は，国内のコメ生産量が増加して充分な輸出余力があったからである。ベトナム統計総局によると，2008 年の生産量が 3873 万ト

ンに対して，2023 年は 4350 万トンと激増している（第２図参照）。

（３）2024 年のコメ輸出

2024 年も，引き続きベトナムのコメ輸出量・輸出額ともに拡大した（TCTK, 2025）。特にこれまでベトナムにとって最大のコメ輸出先であったフィリピンへの輸出がさらに拡大することになった。2023 年から続く米価高騰に危機感をつのらせたフィリピン政府は，2024 年７月にコメの輸入税を 35%から 15%に削減し，コメの輸入を拡大した。その結果，ベトナム以外の国（特にタイとパキスタン）からのコメの輸入も激増し，フィリピンのコメ輸入量におけるベトナムのシェアは 84%から 77%に下がった(AgroMonitor, 2025)。

またフィリピン向けのコメの品種にも近年変化があった。第６図は，2017 年から 2024 年におけるベトナムのフィリピン向けのコメ輸出量における白米・もち米・香り米の比率である。2017 年にはフィリピン向けのコメ輸出量の圧倒的部分（89.8%）が白米だったのが，2019 年に香り米が急増し，翌 2020 年にはすでに過半を占め，その後も 2023 年まで増加傾向にある。これはフィリピンが 2019 年にコメ輸入を数量制限から関税化による自由化へと転換した（野沢，2021）ことによって，フィリピン消費者の需要に応じた輸入が行われるようになったことによる。

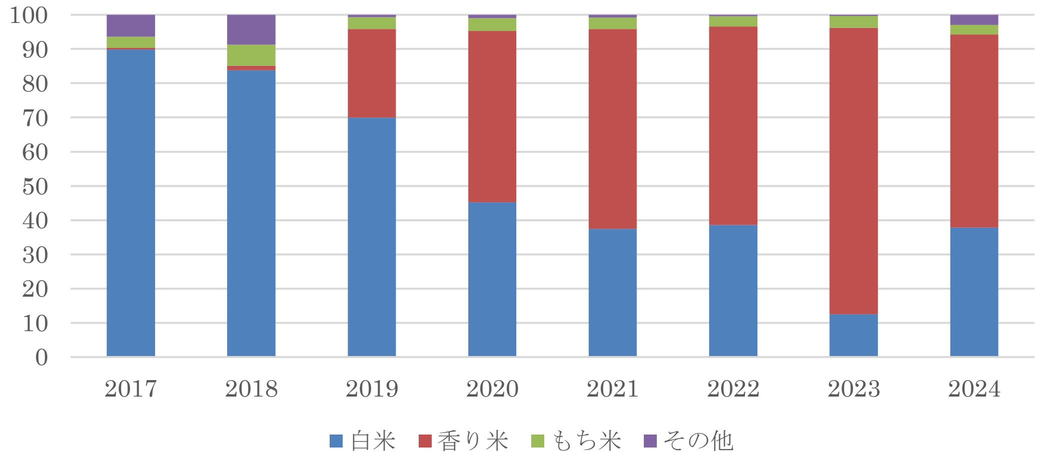

第６図　フィリピンへのコメ輸出量の品種別割合（%）

資料：AgroMonitor（内部資料）

香り米の輸出が拡大する一方で，主要輸出市場の中国へもち米の輸出が激減したことにより，2024 年のもち米の輸出量は前年比 36%減となった。背景として中国ではもち米の増産によって輸入米よりも国産米が安価になったことがあげられる。具体的には 2023 年の中国へのもち米輸出量は 565 千トンだったのが 2024 年には 254 千トンと半分以下に落ち込んでいる。ちなみに 2017 年は 1,270 千トン（AgroMonitor 内部資料）であり，長期的に下落傾向であることがわかる。

（４）2025 年のコメ輸出

2024 年９月にインドがコメ輸出規制を解除したために，24 年 10 月から 25 年４月に国際米価が 23.4%低下した。

この国際米価低迷によってベトナムの 2025 年のコメ輸出は低迷していたが，さらに 2025 年９月にはフィリピンがコメの輸入を停止した（年内いっぱいまで停止措置）。その結果，2025 年９月のベトナムのコメ輸出先では，１位がガーナ（輸出量の 22%），２位がコートジボワール（21%）となった（NNA online）。

上記の理由からベトナムの 2025 年のコメ輸出は，輸出量・金額とも前年比減の見込みだが，ベトナムは依然コメ輸出大国であり続けることから，今後とも注視する必要がある。

注（1）マレーシアは 10,000 米ドルを超えており，この中では圧倒的に高いために省いた。

(2) AgroMonitor 社チーフエコノミスト Pham Quang Dieu 氏より。

［引用文献］

【日本語文献】

白石昌也(1993)『ベトナム―革命と建設のはざま―』東京大学出版会.

野沢勝美(2021)「フィリピンにおけるコメ輸入自由化の導入」『アジア研究シリーズ』107:51-64

【英語・ベトナム語文献（書籍及びウェブサイト）】

AGROINFO (2009) *Bao Cao thuong nien Nganh hang lua gao Viet Nam 2008 va Trien vong 2009 （2008 年度のベトナム稲作部門及び次年度の展望に関する年次報告）*

AgroMonitor (2010)*Bao Cao thuong nien Nganh hang lua gao Viet Nam va The gioi 2009 - Trien vong 2010 （2009 年度のベトナム及び世界のコメ及び次年度の展望に関する年次報告）*

AgroMonitor (2024)*Bao Cao Nganh lua gao Viet Nam 2023 - Trien vong 2024 （2023 年度のベトナムのコメ及び次年度の展望に関する報告）*

AgroMonitor (2025) *Tai Lieu Hoi Thao Trien vong Thi truong lua gao Vu dong xuan 2025 （2025 年の冬春作米市場についての展望に関する会議資料）*

Doan Thi Thu Huong, Pham Quang Dieu, and Dao The Anh(2022)*Market Structure of Rice Export in Vietnam from 2010 to 2020*, The Food and Fertilizer Technology Center for the Asian and Pacific Region (FFTC)

NNA(online) NNA ASIA(https://www.nna.jp) 2026 年 2 月 20 日アクセス

TCTK（Tong Cuc Thong Ke, ベトナム統計総局）(online) http://www.gso.gov.vn（2025 年 3 月 3 日アクセス）.

TCTK(2000)*So Lieu Thong Ke Nong-Lam Nghiep Thuy San 1975-2000（1975 ～2000 年農林水産業統計）*. Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK (2005) *Nien Giam Thong Ke 2004 （2004 年度統計年鑑）*. Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK(2008) *Nien Giam Thong Ke 2007 （2007 年度統計年鑑）*. Nha Xuat Ban Thong Ke

UNSD(United Nations Statistics Division) (online). *UNdata*(https://data.un.org)　2026 年 2 月 20 日アクセス

World Bank (online). *World Development Indicators* (https://databank.worldbank.org/source/world-development-indicators) 2026 年 2 月 20 日アクセス

【ベトナム語文献（法律及び共産党・国家機関文書）】

CPVN（Chinh Phu Viet Nam, ベトナム政府）(2008a) So:78/TB-VPCP, *Thong Bao y kien ket luan cua Thu tuong Nguyen Tan Dung tai buoi lam viec voi Bo nong nghiep va phat trien nong thon ve tinh hinh san xuat va xuat khau gao, thuy san（コメ及び水産物の生産・輸出の状況に関する農業農村開発省との意見交換におけるグエン・タン・ズン首相の結論に関する第 78 号通達）*. 2008 年 3 月 25 日公布

CPVN(2008b) *So:391/2008/QD-TTg, Quyet Dinh cua Thu tuong Chinh phu ve ra soat, kiem tra thuc trang viec quan ly quy hoach, ke hoach va su dung dat 5 nam 2006 - 2010 tren dia ban ca nuoc, trong do ra soat, kiem tra thuc trang cong tac quan ly quy hoach, ke hoach, su dung dat nong nghiep 5 nam 2006 - 2010 noi chung va dat trong lua nuoc noi rieng（2006～2010 年５か年間の全国の土地の企画・計画・使用の管理の実態への検査事業における農用地，特に水田の管理業務への検査に関する第 391 号政府首相決定）*. 2008 年 4 月 18 日公布

CPVN (2009) *So:63/2009/NQ-CP, Nghi quyet cua Chinh phu ve dam bao an ninh luong thuc quoc gia（国家食糧安全保障に関する政府決議 63 号）*. 2009 年 12 月 23 日公布.

CPVN(2010) *So: 109/2010/ND-CP, Nghi Dinh cua Chinh Phu ve kinh doanh xuat khao gao（コメ輸出事業に関する政府議定 109 号）*. 2010 年 11 月 4 日公布.

CPVN(2017) *So:942/QD-TTg, Quyet Dinh cua Thu tuong Chinh phu ve Phe duyet Chien luoc phat trien thi truong xuat khau gao cua Viet Nam Giai doan 2017-2020, tam nhin den nam 2030（2030 年を見据えた 2017～2020 年段階のベトナムのコメ輸出市場の発展戦略の策定に関する第 942 号政府首相決定）*. 2017 年 7 月 3 日公布

CPVN(2018), *So: 107/2018/ND-CP, Nghi Dinh ve ve kinh doanh xuat khau gao（コメ輸出経営に関する政府議定 107 号）*, 2018 年 8 月 15 日公布.

DCSVN（Dang Cong San Viet Nam, ベトナム共産党）(1988)*So:10/ NQ/TW, Nghi quyet cua Bo Chinh tri ve doi moi quan ly kinh te nong nghiep（農業経済管理におけるドイモイに関する共産党政治局 10 号決議）*, 1988 年 4 月 5 日公布

DCSVN(2008)*So: 26 NQ/TW, Nghi quyet cua Ban Chap hanh Trung uog Dang ve nong nghiep, nong dan, nong thon（農業・農民・農村に関する中央執行委員会第 26 号決議）*, 2008 年 8 月 5 日公布.

TCTK(2023) *Bao Cao Tinh Hinh Kinh Te - Xa Hoi Quy IV va Nam 2023（2023 年第 4 四半期及び 2023 年全体に関する社会経済状況報告書）*. 2023 年 12 月 28 日発表

TCTK(2025) *Bao Cao Tinh Hinh Kinh Te - Xa Hoi Quy IV va Nam 2024（2024 年第 4 四半期及び 2024 年全体に関する社会経済状況報告書）*. 2025 年 1 月 6 日発表

QHVN (Quoc Hoi Viet Nam ベトナム国会) (1996) Luat Hop Tac Xa（合作社法）,1996 年 3 月 20 日可決.

第３章 中国

―2050 年「農業強国」に向けた次の五か年へ，摩擦招いても国内安定優先―

百崎 賢之

１．はじめに―経済減速と対外軋轢の中，「強国」掲げ習体制更に先へ―

2025 年の中国は，経済の減速が続き，対米関係をはじめとする国際情勢の不安定化の中，内需拡大を目指すものの，長引く不動産不況下で，消費や投資の状況は芳しくなく，外需頼みの状況が続き，貿易黒字は増大している。国内向けには，「対外的な圧力の増大と国内的な諸困難の中で，習近平政権・党中央の適切な対応により経済状況が安定し，質の高い発展が続き，経済の強靱性が強い」ことが強調されている。むしろ，米国トランプ政権からの圧力等に対して適切に対応できていることを強調することにより，「最高指導者」習近平氏の絶大な権力は揺るがず，習近平体制の安泰，更なる長期政権化に向けた歩みが強まっているようにも映る。

習政権・中国共産党は，中長期的な経済状況の不透明感が増し，人口減少，少子高齢化が進む中で，今世紀中葉までに中国を（富強で民主的で文明的で調和がとれて美しい）「社会主義現代化強国」にするとし，その前段階として，2035 年までに「社会主義現代化を基本的に実現する」ことを掲げて，まずは 2026 年からの新たな五か年規画（計画）のスタートに臨むこととしている。

「三農」（農業・農村・農民）分野においては，「強国」の一翼としての「農業強国」の加速化が掲げられ，「農業農村の現代化の加速」と「郷村の全面振興の推進」が当面する課題とされている。

本レポートでは，これらのテーマに即しつつ，2025 年現在における中国の関連政策等の現状と農業生産・食糧・重要農産物の貿易の状況について概説を試みる。

２．2025 年の中国の食糧等の生産・輸入の動向

（１）2025 年の農業生産と食糧等の輸入の動向

１）2025 年の食糧生産統計データ（国家統計局，2025）全体的な特徴

2025 年の食糧作物生産は，一部に冠水，干ばつ等の影響はみられたものの，総じて気温や降水等気象条件には恵まれ，生育と収量が確保され，食糧作物の生産量は，史上初めて 7 億トンを超えた前年を更に上回った（**第１図**）。

国家統計局（2025）によれば，食糧作物の播種（はしゅ）面積 1 億 1,941 万ヘクタール（前年比 0.1%増），生産量 7 億 1,488 万トン（1.2%増，史上最高），うち穀物全体で 1 億 62 万ヘクタ

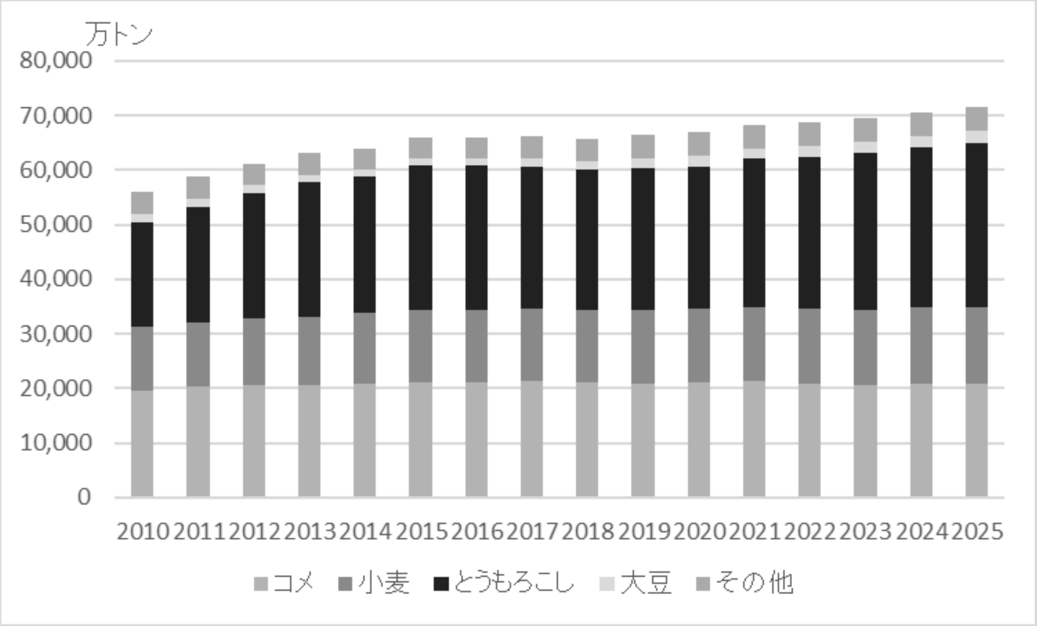

第１図　中国の食糧作物生産の推移

資料：中国統計年鑑・国家統計局（2025）

ール（0.2%増），6 億 6,021 万トン（1.2%増，史上最高），コメが 2,901 万ヘクタール（0.0%増），2 億 904 万トン（0.7%増），小麦が 2,358 万ヘクタール（0.0%減），1 億 4,007 万トン（0.0%減），トウモロコシが 4,496 万ヘクタール（0.5%増），3 億 124 万トン（2.1%増，史上最高），大豆が 1,027 万ヘクタール（0.6%減），2,091 万トン（1.3%増）である。

このうち，コメについては，四年ぶりに作付面積が増加した前年の面積水準が維持され，単収が 0.7%増加し，増産が確保された。小麦については，作付面積は前年に続きわずかに減少（6 千ヘクタール減）し，収量もわずかに減少（3 万トン減）した。トウモロコシについては，明確に増産に向けてかじが切られる中，作付面積は三年連続で増加（22 万ヘクタール増），単収が大きく伸び（1.6%増），五年連続の増産（632 万トン増）となっている。大豆については，作付面積は若干減少（7 万ヘクタール減）したが，単収が大きく上昇し（1.9%増，10 a 当たりで 20.4kg），前年より 26 万トンの増産となった。

政府は，栽培面積についてほとんど拡大が見込めない中で，国の経済全体について重視されている「新質生産力」向上の農業分野におけるポイントとして，主要作物の単収向上に力を入れており，食糧と油料作物の単収を（試験田的にではなく）各栽培地域の大面積で単収を引き上げる「全国糧油作物大面積単収向上活動」を展開している。そのためのアプローチとして，作目ごとに「県全体で単収向上を推進する」重点県を定めて（水稲，小麦，大豆が各 100 県，トウモロコシが 300 県），「圃場の改良，品種の改良，農法の改良，農業機械の改良（高性能農業機械装備の普及）」の「四良」化に注力することとしている。

このうち，「農法」については，特に大豆とトウモロコシについて，「大うね密植栽培」（一つのうねの幅を従来の 65 ㎝程度から，110～130cm に広げて 2・３列の植栽を行う）が推奨され，密植に適した品種の選定を行うとともに，「水と肥料を一体化」するなどの新

たな技術の普及に力を入れているとしている。また，華南地域では，水稲の集中育苗が 500 万 ha 以上の面積について実施されたとしている(1)。

地域的には，食糧全体で黒龍江省が 199 万トン（2.5%）増の 8,200 万トン（全国シェア 11.5%）となっているほか，河南省が 36 万トン（0.5%）増の 6,755 万トン（同 9.4%），山東省がほぼ前年から生産量は伸びていないが 5,711 万トン（同 8.0%）となっている。生産量の増加では，黒龍江省以外に，内モンゴル自治区の 103 万トン（2.5%）増（生産量は 4,101 万トン）のほか，「食糧生産地域」としては位置付けられていないが，新疆ウイグル自治区の 102 万トン（4.4%）増（生産量は 2,432 万トン）が目立っている。

２）穀物・大豆の輸入の状況

2025 年の食糧（穀物，豆類，イモ類）全体の輸入は 10.8%減の 1 億 4,056 万トン。トウモロコシの輸入は，国内生産が大きく増加する一方で，豚肉生産は抑制基調で推移した中で，前年より 1,113 万トン減の 265 万トン（80.8%減）と大きく減少した（海関総署（2026），以下同じ）。輸入先は，トップのブラジルも 161 万トン（85.1%減）にとどまり，前年 2，3 位のウクライナ，米国は更に大きく減少し（ウクライナは 23 万トン（95.0%減），米国は，わずか 2 万トン（99.0%減）(2) ），ロシアの 44 万トン（2.9 倍），ミャンマーの 29 万トン（61.5%増）を下回った（**第２図**）。自給率は 99.1%（前年 95.6%）に上昇している。

小麦については，将来の食用消費は減少が見込まれており（農業農村部（2025）），国内生産が堅調な中，輸入量は前年比 64.6%減の 385 万トンに減少し，トップはカナダが 271.3 万トン（11.2%増）と前年の豪州（101.8 万トン，69.6%減）と入れ替わり，フランスと米国からの輸入がゼロ(3) となっている。自給率は，97.3%（前年 92.6%）に上昇している。

一方，コメは，国内の生産量も増加しているが，世界的なコメ需給の緩和基調により輸入価格の水準が大きく低下していることにより，輸入量が前年比 90.9%増の 310 万トンへ大きく増加し，特に長粒種精米の輸入が前年の 2.2 倍の 219 万トンとなっている。輸入国別には，トップのミャンマーが 104 万トン（85.0%増），前年大きく減少していたベトナムが 72 万トン（2.6 倍）に回復，タイが 68 万トン（57.0%増）等となっている。価格が安定していた国内産に比べて輸入米の価格が大きく低下し，2025 年 1 月以降内外価格差が大きく逆転（2024 年 1 月国際 1.24：国内 1⇒2025 年 10 月同 0.75：1（農業農村部「農産品供需形勢分析月報」））していることが，輸入急増の要因になっているとみられる。

コメについては，輸出量も，前年比 56.7%増の 170 万トン（香港，マカオ向け除く。）となっており，こちらは中短粒種精米が前年より倍増の 128 万トンとなっている。輸出先はトルコ 20 万トン，韓国 16 万トン，パプアニューギニア 13 万トン等であり，日本も 10 万トン（第 6 位，前年の 3.8 倍）と上位にある。また，アフリカ諸国向けの輸出は合計で 25 か国に対し，83 万トン（50.6%増）で，カメルーン 11 万トン，リビア 10 万トン，コートジボアール 9 万トン等となっている(4)。自給率は 99.3%（前年 99.8%）とやや下がった。

大麦，コーリャンについては，ともに輸入が減少しており，大麦については，1,042 万トン（26.8%減）で，トップは豪州の 592 万トン（12.8%増），コーリャンについては，454

万トン（47.5%減）で，トップは豪州の 221 万トン（13.2%増），前年トップであった米国からの輸入が 568 万トンから 81 万トンへ激減（85.8%減）[(2)] した。

大豆は，前年より 680 万トン増の１億 1,183 万トン（6.5%増）となり，前年に続いて１億トンを超えて史上最高となった。ブラジルからの輸入が前年比 10.3%増の 7,667 万トンと全体の 73.6%に達した。

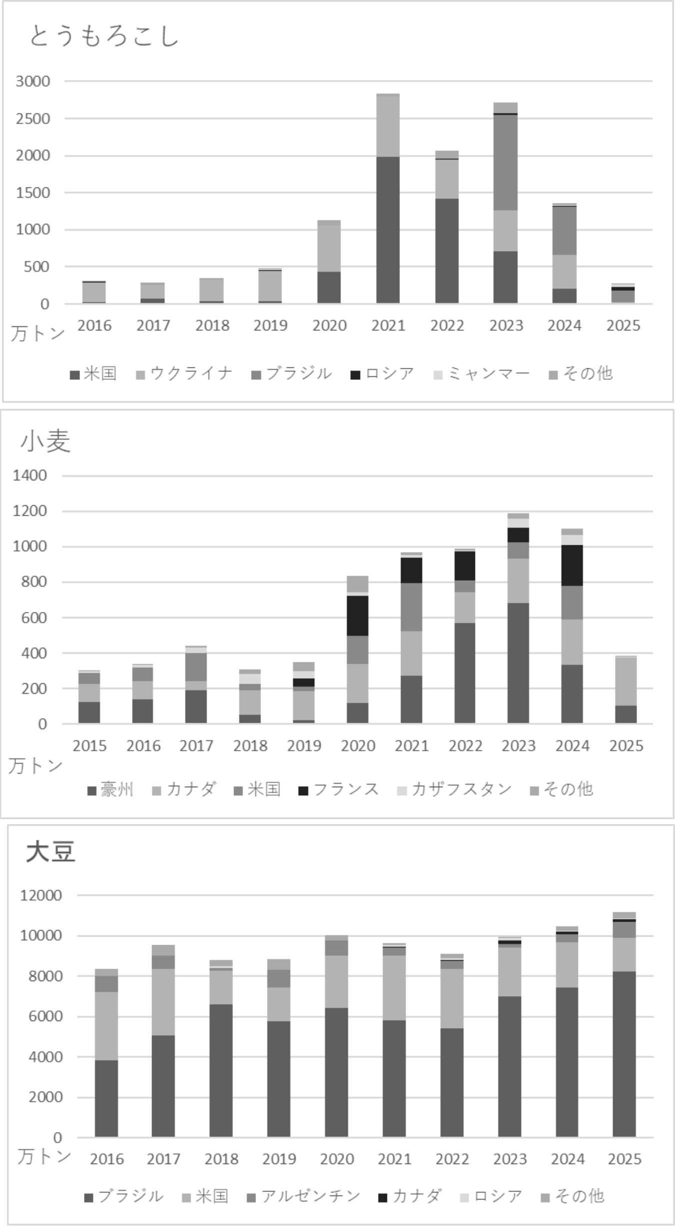

第２図　とうもろこし，小麦，大豆の輸入量の推移

資料:中国海関統計（各年）及び直近年について海関総署ウェブサイトから筆者が検索したデータによる。

米国側の関税引上げ措置[(2)]に対抗して中国側も関税率を引き上げたことから，米国からの大豆輸入が 2025 年４月以降激減し，特に９月から年末までゼロになった（**第３図**）影

響が大きく，年間の米国からの輸入量は 1,682 万トン（24.0%減）と 2021 年以降 4 年連続で減少し，2021 年（3,233 万トン）から半減している[5]。また，アルゼンチンが前年からほぼ倍増の 624 万トン，ウルグアイが 5 割増の 306 万トンと大きく増加した（**第２図**）。

なお，大豆については，国内産の増産を上回る輸入増加が続いており，第 14 次五か年規画（2021－25）に係る「全国耕種農業発展規画」では「自給率引上げ」を図るとされていたが，自給率は三年連続で低下し 15.8%となっている（2020 年:16.4%,2022 年 : 18.2%）。

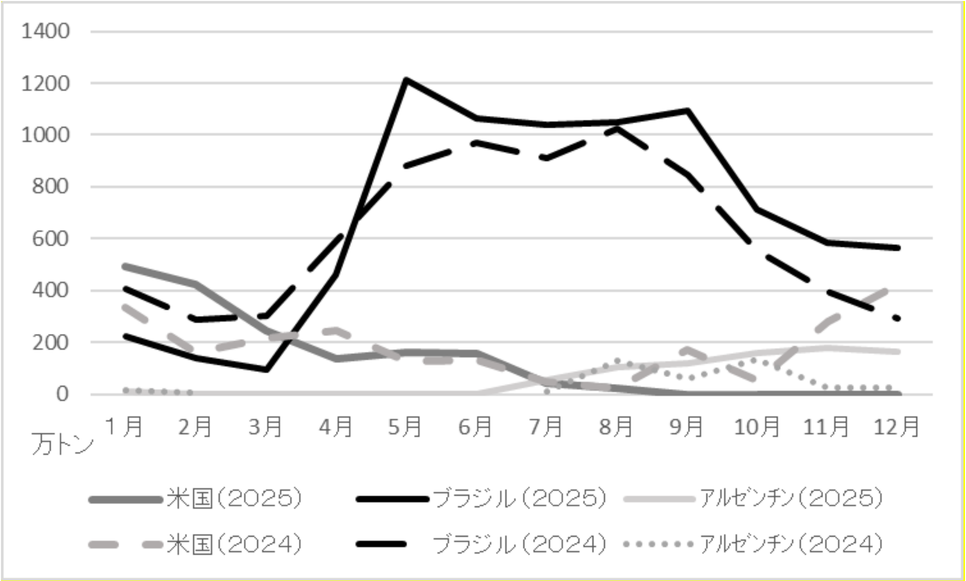

第３図 2024・25 年の中国の大豆輸入（主要国別・月別）
資料: 中国海関総署ウェブサイトから筆者が検索したデータによる。

３）菜種等の生産と輸入の動向

国産食用植物油の原料構成を含めた植物油全体の自給率向上に向けた取組が重視される中で，ほぼ輸入に置き換わっていた搾油用大豆を含めた大豆供給力の増強とともに，「食糧」には含まれていない大豆以外の油料作物，中でも自給率が 95%を超える落花生と異なり，菜種については 70%台であることから，生産力増強に対する政策的な要請が一層強まってきている。（大豆よりも確実に自給率の向上が可能という現実的背景もあると考えられる。）このため，菜種はコメ，小麦．トウモロコシ，大豆の四大食糧作物と並ぶ「五大作物」と称されるようになっており，他の四作物と同様（１）参照），2024 年に，「県全体で単収向上を推進する」重点県 102 県が指定された。2024 年から開始された「菜種単収向上三か年業務プログラム」では，①栽培面積の確保・拡大，②単収向上，③自然災害や病虫害への対応等を重点に取組を進めることとされている。

カナダ産菜種をめぐっては，2019 年，カナダのリチャードソン・インターナショナル，バイテラの主要二社からの菜種輸入を植物防疫上の理由によりストップしたことにより（カナダ国内で中国ファーウェイ社の孟晩舟 CFO が拘束されたことが背景といわれている。），2022 年までの 4 年間は輸入量が減少し，自給率が約 90%まで向上していたが，輸

入再開とともに 2018 年以前よりも大きな輸入量となり，中国が植物油原料の自給強化を打ち出したタイミングで自給率が低下するという事態が生じていた（**第４図**）。

こうした中で，2024 年 9 月より，中国商務部は，国内菜種産業への打撃を理由に，カナダ産菜種に対するアンチダンピング調査を開始した。2025 年 8 月には，アンチダンピングに該当するとの暫定裁定の下で，75.8%のアンチダンピング税率に相当する保証金を徴収することとされた。しかしながら，2026 年 1 月にカナダのカーニー首相が約 8 年ぶりに訪中して習近平国家首席等と会談を行い，両国間の関係改善が進んだことから，同年２月末に公表された最終裁定においては，アンチダンピングに該当するとの判断そのものは維持されたものの，2031 年 2 月末まで五年間徴収されるアンチダンピング税率は 5.9%に引き下げられた(6)。

2025 年の菜種の輸入量は, 250 万トンと, 前年の 639 万トンから大幅に減少（60.8%減）した（うち，カナダ産が 238 万トン（61.1%減））。同年 8 月に 24.5 万トンであったカナダからの輸入量が 9 月には 11.4 万トンに半減し，更に 10・11 月に一時的にゼロとなっており，同年上半期においても，輸入量が大幅に減少していたことと合わせ，アンチダンピングの最終決定そのものは先送りしている間に，結果的に一時的な輸入制限を行ったのと同様に，実質的に国内産を優遇する結果となった（**第５図**）(7)。今後のカナダからの輸入の展開及び価格の設定においても，少なからぬけん制の意味は持ち続けると考えられ，中国の各菜種産地への生産奨励の意図は，十分発揮されたものとみられる。

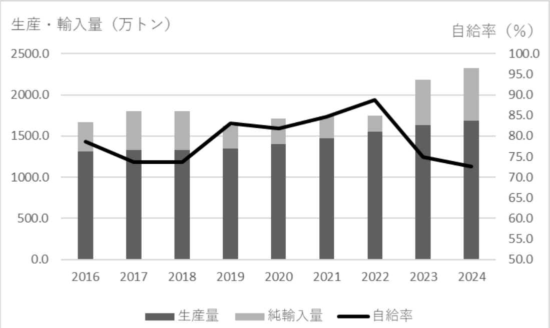

第４図　　菜種の国内生産・輸入と自給率

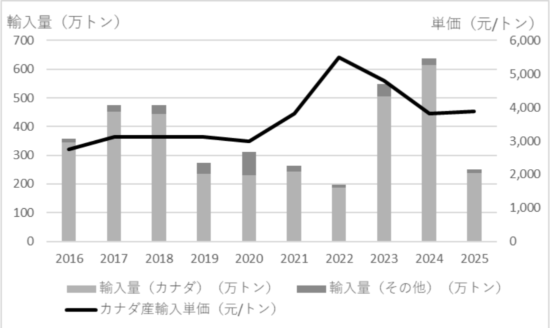

第５図　菜種の輸入量の推移

資料：国内生産は国家統計局，輸入データは中国海関総署のウェブサイトに基づき，輸入単価・自給率を筆者が算出。

なお，2025 年の菜種以外の油料種子の輸入量は，ゴマが 146 万トン（対前年比 23.5%増，うちニジェール 46 万トン，タンザニア 17 万トン，ブラジル 16 万トン），落花生が 26 万トン（65.3%減，うちインドとブラジルが 6 万トン），亜麻が 108 万トン（55.3%増，うちロシアが 80 万トン，カザフスタンが 26 万トン），綿種が 40 万トン（29.8%減，すべて豪州）等となっており，油料種子（大豆を除く）全体では，国内生産に注力していることを反映し，591 万トン（39.8%減）となっている。

また，植物油の輸入は 694 万トン（3.2%減，うちインドネシア 270 万トン（主にパーム油），ロシア 166 万トン（菜種油（128 万トン）以外にひまわり・紅花油，大豆油））である。

（２）畜産物の生産動向と輸入状況

１）豚肉生産と価格の動向 ―安定供給基準の緩和による回復から再び価格下落―

2025 年の食肉生産量の合計は，前年比 4.2%増加し，１億 72 万トンと，初めて１億トンを突破したと公表された。豚肉生産は，前年比 4.1%増の 5,938 万トン（国家統計局（2026），以下同じ）となり，出荷頭数も 2.4%増の 7 億 1,973 万頭（年末時点の飼養頭数は 0.5%増の 4 億 2,967 万頭）となっている。農業農村部による豚生産能力管理基準（2021 年まで続いたアフリカ豚熱大流行による飼養頭数減をきっかけに導入）の下方修正（2024 年 3 月）で飼養頭数・出荷頭数が減少し，低迷の続いていた豚肉価格はいったん持ち直したが，再び飼養頭数・出荷頭数が増加し始めたことにより，価格も再び下落傾向となり，2025 年後半には 2024 年前半までの低い水準を更に下回っている（**第６図**）。2025 年を通じて，企業養豚による飼養頭数は継続的に前年同期を上回っているが，政府は管理基準の再引下げ等は行っていない。国内経済状況の低迷で国内需要が弱いことから（豚肉だけでなく，牛肉，羊肉，家きん肉も低下傾向で推移），国民生活上の不満を招かないため，また，豚肉輸入の増加を避けるためにも，経営基盤の比較的強い企業養豚が供給の中核を占めるようになった状況の下で，価格の低水準での推移をある程度許容しているようにみえる(8) 。

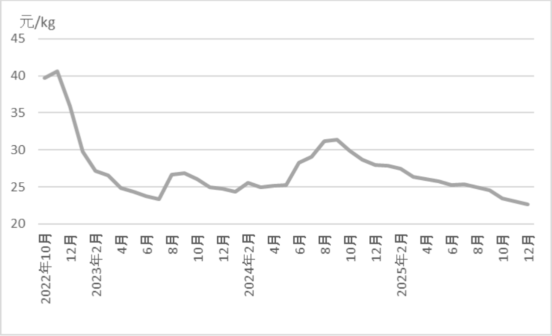

第６図 豚肉価格の推移

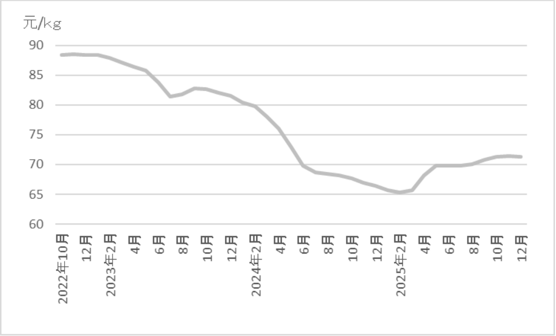

第７図 牛肉価格の推移

資料：（第６図，第７図とも）：農業農村部市場与信息化司 農産品供需形勢分析月報（各月）

２）豚肉輸入の動向

豚肉の輸入は，2020 年以降減少が続いていたが（2020 年 439 万トン，以降，順に 2024 年まで 371 万トン，176 万トン，155 万トン，107 万トン（対前年 31.0%減）），2025 年は，更に減り，98 万トン（9.1%減）となった。トップはスペイン 29 万トン（3.7%減），次いでブラジル 15 万トン（35.4%減）で，米国は 6 万トン（24.1%減）となっている。

輸入数量としてEUからの輸入が特に増加しているわけではないのだが（2023 年 73 万トン→2024 年 53 万トン→2025 年 52 万トン），中国商務部は，2024 年 6 月から，中国畜牧業協会等国内豚肉産業関係者の申請に基づき，EU 産の豚肉と豚の臓物等の副産品を対象にアンチダンピング調査に着手した。2025 年 9 月の暫定決定（関係業者から保証金を徴収（業者別に 15.6～62.4%）を経て，同年 12 月にアンチダンピング税（業者別に 4.9%，9.8%，18.6%，19.8%）を徴収する（2030 年 12 月まで）ことが決定された。

国内価格動向に直結する国内生産量の再調整は避けつつ，輸入量のコントロールに優先的に取り組むという政府の姿勢が表れてきているようにもみえる（なお，そもそも，この対 EU アンチダンピング問題は，中国国外では，EU の EV 追加関税をめぐる対抗措置との受け止めが強い）。

３）その他畜産等の動向

2025 年の牛肉生産量は，前年比 2.8%増の 801 万トンとなり，生乳生産量も，0.3%増の 4,091 万トンとなっている。

前年までの牛肉と生乳の価格の下落による肉牛と酪農の経営難の状況を受けて，2024 年 9 月に農業農村部等 7 部局の連名通知(9)により対策強化が図られた中で，牛肉価格がようやくやや回復して経営の赤字が解消(10)し，その後も，需要の回復が弱いため，引き続き価格は低位にある（**第７図**）ものの，状況は好転したといわれる(11)。

他方，酪農については，厳しい状況が続き，農業農村部より再度の通知(12)が出され，改めて，飼料生産や施設装備の改善に関する財政支援，融資面の政策的支援，乳牛の更新や疾病安全対策の指導強化，飼養・加工一体化の推進，乳牛の品種改良，乳製品の深度加工，乳類の消費宣伝強化等を打ち出したが，経済状況の低迷の中で消費が伸びず，2025 年末まで価格低迷が継続し，経営の十分な好転は実現していないとみられる(11)。生乳生産は，2024 年に 7 年ぶりに前年割れ（2023 年 4,197 万トン→2024 年 4,079 万トン）となり，政府や関係者の危機感が高まっていたが，2025 年の生産量は前年をわずかに上回った。なお，牛全体の飼養頭数は，2025 年末時点で，前年より 4.4%（438 万頭）減少の 9,608 万頭である。

なお，こうした危機感を反映し，共産党・国務院「一号文件」（５.（２）参照）で 2024・25 年と連続して牛乳に関する政策が取り上げられており，2024 年は還元乳の表示のルール化（飲用乳への還流を減少させることを目指す）と生乳消費の促進，2025 年は殺菌乳の国家規格の実行が掲げられており，消費者ニーズに対応した供給を増やすことによって消費の回復を図り，経営状況の改善につなげたいという党・政府の姿勢がうかがわれる。

このほか，羊肉の生産は，4.2%減の 496 万トン（2025 年末飼養頭数は 6.9%減の 2.8 億頭）で，価格水準は，2025 年 11 月が 71.2 元（1kg 当たり市場価格が 2023 年 11 月 77.2 元→2024 年 11 月 69.9 元）（「農産品供需形勢分析月報」）と，牛肉同様，やや好転している。

他方，消費者の価格志向と健康志向の高まりも反映しているとみられるが，家きん肉生

産は 6.7%増の 2,837 万トンと比較的順調である。ただ，家きん肉も，価格面では 2022 年末から低下傾向が続いており（2022 年 11 月末 25.75 元/kg→2025 年 11 月末 22.33 元/kg（「農産品供需形勢分析月報」)），2025 年末飼養羽数は 3.2%減の 62.7 億羽となっている。

４）牛肉等の輸入動向（海関総署，2025）
―牛肉セーフガードを 2026 年 1 月より適用，EU 産乳製品に反補助金措置（暫定）―

2025 年の牛肉の輸入は 280 万トン（前年比 2.5%減），うちブラジル 146 万トン（前年比 8.9%増），アルゼンチン 47 万トン（20.6%減），豪州 31 万トン（41.4%増）等となっており，米国は 6 万トン（59.7%減）となっている。

牛肉については，中国畜牧業協会の申請に基づき，2024 年 12 月商務部が，セーフガード措置に関する調査を開始し，事案に関する状況が複雑であるとして，これまで 2025 年 8 月，11 月の二度にわたり調査期限が延長された後，同年 12 月 31 日に，「輸入牛肉の量が増加するとともに，中国国内産業が重大な損害を受けており，両者の間に因果関係が認められる」として，国別の割当数量と，割当外の分についての関税加重による輸入セーフガード（従前の関税率が 12～25%，割当数量外に対して 55%追加）を 2026 年 1 月 1 日から三年間を期限として実施することが決定された。なお，割当数量は，ブラジル，アルゼンチン，ウルグアイ，ニュージーランド，豪州，米国に対して定められているが，多くの国々には不適用とされている(13)。また，前述のとおり，2025 年の輸入実績の総量は前年を下回っているが，その中で，2026 年に前年実績を下回る割当数量を課せられたのは，ブラジルと豪州だけである。

経済関係が密接になっているブラジルとの関係等を考慮して，慎重な判断がされると推測されたが，2022 年の輸入量 269 万トンを上回る部分（なお，2023 年の輸入量が 274 万トン，2024 年が 287 万トン，2025 年が 280 万トン）が，関税率加重対象とされ，特に，輸入総量の５割を上回るブラジルからの 2025 年の輸入量の 6 分の 1，豪州の 3 分の 1 が実質的に削減される可能性があると考えられる（**第１表**）。

ロシア，ベラルーシ，南アフリカ等，適用除外諸国からの輸入が一定量増加する可能性はあるものの，基本的には牛肉自給率維持・回復への党・政府の決意は強固であると推測される。ただ，その実現に当たっては，特に，今後の国内での飼料供給増加の可否がポイントとなると考えられる。

なお，2021 年に策定された第 14 次五か年規画の期間(2021-2025)に係る「全国畜牧獣医業発展規画」で設定された 2025 年の自給率目標(14)について，牛肉だけがクリアできていない状況となっている（**第８図**）。

第１表　中国牛肉セーフガードの国別割当数量(2026 年)と 2024・2025 年輸入実績

対象国	２０２６年割当数量	２０２５年輸入実績	２０２４年輸入実績
ブラジル	１１０．６万トン	１３２．９万トン	１３４．０万トン
アルゼンチン	５１．１万トン	４３．６万トン	５９．５万トン
ウルグアイ	３２．４万トン	１８．９万トン	２４．４万トン
ニュージーランド	２０．６万トン	１１．０万トン	１５．１万トン
豪州	２０．５万トン	２９．５万トン	２１．６万トン
米国	１６．４万トン	５．５万トン	１３．８万トン
その他の国・地域※	１７．２万トン	ハンガリー２２トン	ｱｲﾙﾗﾝﾄﾞ 1,000ﾄﾝ,ﾌﾗﾝｽ300ﾄﾝ

※：2024･25 年に輸入実績のある対象国はハンガリー，アイルランド，フランス
割当数量を超過した場合は，関税率 55%分が追加される

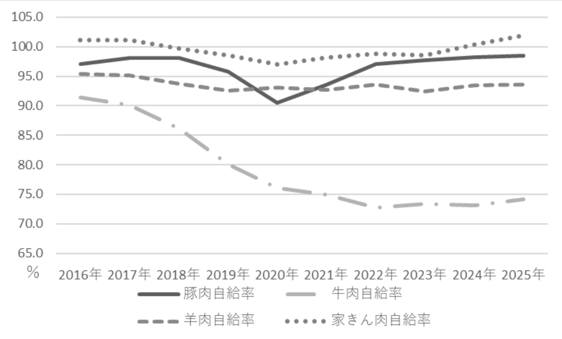

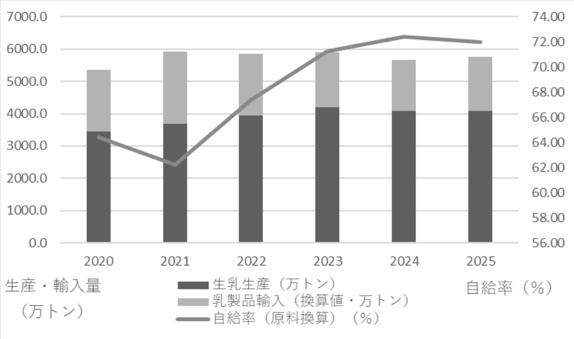

第８図　中国の食肉自給率の推移　　**第９図　中国の乳製品「乳源自給率」の推移**

資料：第８図，第９図とも中国国家統計局及び海関総署ウェブサイトより筆者作成。
注：第９図の自給率に関し，輸出量は 2025 年で 14 万トン（換算値 72 万トン）。

他方，乳製品の輸入は，2022 年以降前年割れが続いた後（2022 年 327 万トン，2023 年 288 万トン，2024 年 262 万トン），2025 年には前年比 1.6%増の 266 万トンとなった。

2024 年 8 月より，中国商務部は，中国酪農業協会と中国乳製品工業協会の申請に基づき，EU 産のチーズ等について「反補助金税」（相殺措置税）の適用に関する調査を開始(15)し，当初一年とされた調査期限は延長され，2025 年 12 月 22 日，企業ごとに 21.9%－42.7%の相殺関税に相当する保証金を課徴する暫定決定があった後，2026 年 2 月 12 日，EU 側の国内補助金で EU 側関係企業が利益を得，中国国内関係者が損害を被っているとの判断が維持され，相殺関税を企業ごとに 7.4－11.7%（従前の関税率 12－15%に加重），実施期間 5 年間とする最終裁定が公表された。

今回の措置に関連するチーズ等の産品の EU からの輸入は，2021 年 16 万トン→2025 年 10 万トンと減少しているのに対し，乳製品輸入先トップのニュージーランドからの輸入は同期間に 23 万トン→30 万トンと増加しており，対中国輸出国間の競争関係のアンバランスは今回の措置により大きくなると考えられるとともに，国内の消費低迷が最も重要な課題と考えられる中，今回の措置と，党・政府全体として推進している消費拡大の方向との整合性や，中長期的な国内業界の発展につながるかどうか等，今後の推移が注目される。

なお，「全国畜牧獣医業発展規画」では，2025 年に「乳源自給率」を 70%に到達させるとされているところであり，液状乳以外の輸入量を生乳換算(16)して算定した乳源自給率は 2024 年・25 年ともに約 72%と目標をクリアしているが（**第９図**），今後，そのレベルを上回る更なる自給強化に向けた政策を企図しているものと推察される。

羊肉の輸入については，前年比 7.5%減の 34 万トンとなり，豪州が 17 万トン（9.7%減），ニュージーランドが 16 万トン（3.0%減）となっている。

家きん肉の輸入は，前年比 34.4%減の 27 万トンと大幅に減少しており，特にトップのブラジルが 17 万トン（44.9%減）と大きく減少したほか，ロシアが 5 万トン（9.5%増），タイが 4 万トン（9.0%減）となっている。

他方，輸出（香港・マカオ向けを除く）は 61 万トンとなり，前年（31 万トン）から倍増し，輸出が輸入を大きく上回った。うちロシアが 11 万トン（同国からの輸入は手羽など，同国への輸出は胸肉等），カンボジアとキルギスが各 6 万トン等となっている。

３．第十五次五か年規画の骨格定まる

（１）次の五か年の位置付けと重点

2025 年 10 月 20 日から 23 日まで行われた「中国共産党第二十期中央委員会第四回全体会議」（四中全会）で，2026 年から 2030 年までを対象期間とする「中国共産党中央の国民経済及び社会発展第十五次五か年規画の制定に関する建議」が採択され，2026 年 3 月の全国人民代表大会で決定される予定の同規画の枠組みが確定した。

第十九回党大会（2017 年 10 月）において，中国共産党は，中華人民共和国建国（1949 年）から百年（「二つ目の百年」。これに対し，中国共産党結党（1921 年）からの百年を「一つ目の百年」と呼ぶ。）の時点で，「全面的に社会主義現代化強国を完成させる」とし，2020 年と 2050 年の間の，すなわち「二つの百年」の中間年である 2035 年を目標年として「基本的に社会主義現代化を実現する」とされていることから，「第十四次」，「第十五次」，「第十六次」の三つの五か年規画の期間の計十五年が，そのために奮闘しなければならない重要な時期とされていたものである（同時に，その期間までは，習近平総書記が党を指揮して統治するという隠れた意味合いも色濃いと考えられる）。

このため，2025 年時点では，2035 年まで残り十年となる中で，その前半の五年間において「現代化」を基本的に実現するための「七つの経済社会発展の主要目標」（**第２表**）を掲げ，それらのレベルを引き上げることによって，次の五か年（第十六次）の努力を加えれば，2035 年に「我が国が経済と科学技術と国防の実力，総合的な国力と国際的な影響力において大幅な躍進を遂げ，GDP が中レベルの先進国の水準に達し，人民生活がさらに幸福で良好なものとなり，社会主義現代化を基本的に実現することとなる」ものとしている。

つまり，2035 年の目標を見据えて，この五か年は，これに向けた歩みを相当程度進展させるという非常に重要な役割を持った五年間であるとしているのである。同時に，これに向けて，国際情勢に不確定で予測困難な要素が多い時期に差し掛かっているとともに，国

内的には中国の経済の基礎が安定し，「中国の特色ある社会主義制度」の優位性，大規模な国内市場，整った産業システム，豊富な人的資源等の強みがある一方で，発展の不均衡，有効需要の不足，農業農村現代化の遅れ，就業と国民収入の増加への圧力，民生保障の弱点，人口構造の変化の経済発展に与える影響，社会統治等，多くの課題を抱えていることも列記されている。

なお,「経済社会が依って立つ原則」(17)として掲げられている項目をみると，前の五か年に係る「建議」と比べ，ア　「改革」重視はうたわれているが,「改革開放」という鄧小平時代からのキーワードが全く使用されなくなっていること(18) (「建議」全文で比較しても，4→0，また,「開放」の用語が，対外的な開放の意味に限定される傾向が強まるとともに,「改革」という用語の使用自体が激減（49→23）している。なお,「改革」という単語は,「三農」関係では，3→0。）　イ　「質の高い発展」と「市場」の重視がうかがわれること，ウ　「安全」重視の観点が明確にされていること（「発展」と「安全」を統一的に按配）が際立っている。

第２表　第十五次五か年規画建議における「七つの経済社会発展の主要目標」

1	質の高い発展	経済成長，内需主導，全国統一市場の深化，新型工業化・情報化・都市化・農業現代化の進展，「新質生産力」の発展
2	科学技術の自立自強	国家イノベーションシステム，教育と科学技術と人材の一体的発展，重点分野のキーポイントとなる核心技術のブレークスルー，科学技術革新と産業革新の融合等
3	全面的な改革の深化によるブレークスルー	国家統治管理システム，社会主義市場経済，高レベルの対外開放，全過程人民民主，社会主義法治国家建設
4	社会文明レベルの向上	社会主義核心価値観，全民族文化革新，中華民族の凝集力，中華文化の影響力，国家のソフトパワー
5	人民生活の質の向上	十分な就業，国民収入を経済成長と同速で伸長，分配構造の改善，中所得層の拡大，社会保障の改善，公共サービスの均等化
6	「美しい中国」の建設	緑色生産生活方式，カーボンピークアウトの達成，汚染物質の排出総量減少，エコシステムの多様・安定・持続性
7	更に強固な国家の安全	重点分野のリスク，社会と公共安全の改善レベル，軍の強化

それから,「社会主義強国」に向けて，その分野別の「パーツ」として記載されている「〇〇強国」が，2017 年の第 19 回党大会においては 12（製造強国，科技強国，品質強国，宇

宙強国，ネットワーク強国，交通強国，海洋強国，貿易強国，文化強国，スポーツ強国，教育強国，人材強国)，2020 年の第十四次五か年規画（建議，本体とも）ではそのうちの「宇宙強国」が入らず 11，そして 2022 年の第 20 回党大会において「農業強国」が新たに加えられ，「宇宙強国」が復活するとともに，「海洋強国」がなくなり，更に今回（2025 年）の第十五次五か年規画建議では，「海洋強国」が復活するとともに，「金融強国」，「エネルギー強国」，「観光強国」の三つが新たに加えられ，計 16 となった。

このように，「農業強国」は，五か年の枠組みとしては，2026 年からの第十五次五か年規画で初めて登場することとなるため，2025 年後半からの五か年規画の制定プロセスに先立ち，2025 年 4 月に「農業強国建設加速化規画」（2024～2035）を公表し，その際，それを 2025 年ではなく 2024 年から既にスタートしているものと位置付ける（４．参照）ことにより，2022 年の党大会を踏まえて「農業強国」への道筋は具体的に方向付けされ，既に進行していることを強調する形で，五か年規画における三農政策の枠組みを描こうとする狙いがあることがうかがわれる。つまり，新たな五か年規画では，文言上あまり目新しい政策が現れない結果とはなるが，新たな枠組みを打ち出すことよりも，習近平総書記の指導の下で，あるべき政策が「既に進んでいる」，「確実に実行されている」ことを強調する狙いを優先しているものと考えられる。

（２）「建議」における「三農」の扱い

１）総論

「建議」第 8 章として，「農業農村の現代化を加速し，郷村の全面振興を着実に推進する」が置かれ，冒頭に，「農業農村現代化は，中国式現代化の全局面と質に関係している。「三農」問題をしっかり解決することを党全体の業務の重点中の重点とし，都市と郷村の融合発展を促進し，貧困脱却攻略の成果を継続的に強固に発展させ，農村で現代的な生活条件が基本的に備えられるよう推進し，**農業強国**の建設を加速させることを堅持する。」とまとめられており，内容的には，三つの項目から構成されている。

２）第 25 項（農業生産）

まず，最初の第 25 項は，「農業の総合生産能力と質・効益の向上」とされ，前回（五年前の第十四次五か年規画に係る建議）の「農業の質・効益と競争力の向上（第 25 項)」という表題よりも，重要農産品の国産重視を前提とし，より高次の自給・供給能力を目指すことに重点を置く方向となっていると考えられる。(なお，「農業を現代化した大産業として打ち建てる」との観点からは，「科技農業・緑色農業・品質農業・ブランド農業の統合発展」がうたわれている(19)。)

生産力強化に関しては，2024 年から七か年かけて取り組むこととされている「新シリーズの食糧五千万トン生産能力向上活動」について言及があり（2024 年に既に実現を見てい

る 6.5 億＋5 千万＝7 億（トン）の達成レベルを更に上方修正させるとの言及はないものの，引き続き「生産能力増強」を継続するニュアンスは薄めていない），また，耕地保護に関しては,「転用・補充の均衡管理の厳格化」等に言及されているほか，引き続き「高規格農田建設」が重視され，黒土土壌の保護やアルカリ土壌地の活用も特記されている。農家が請け負う経営耕地について，五年前と同様,「二回目の請負期限到来後の三十年再延長」を「試点」（試験実施）の形で継続する（地域の実情を踏まえて地方政府主導で進め，あえて全国統一政策にしないことを強調する趣旨）としている。種子業振興活動の展開や,「ハイエンド・スマート化，丘陵山地向け」農機の研究開発利用についても記述されている。

３）第 26 項（郷村建設）

次の第 26 項は郷村建設＝インフラ・生活環境と郷村特色産業育成・農民収入増加についてであるが，前回は「郷村建設活動の実施」という端的なタイトルであったのに対し，「住みよく仕事がしやすく調和がとれて美しい郷村の建設の推進」とされ，郷村建設が深化したことを強調しているものとみられる。内容としては，習近平総書記が浙江省のトップ（党委員会書記）であった時代に自ら推進したとされている「千万工程」（千の村をモデルとして万の村を改善するプロジェクト）の経験を「学び活用する」ことが掲げられ，地域の実情に合わせて地域ごとに整備を進めることが強調されているとともに，農村インフラの「完備度」, 公共サービスの利便性, 居住環境の快適性の向上がうたわれている。また，農村のトイレ, ゴミ等の問題を一つ一つ解決していくことが強調されている。この場合に，「行政村」ごとに一つの単位として進める従来のやり方に替えて，地理的・機能的・産業的に相似する「片区」（＝エリア）を形成し，これを一つの単位として計画を策定し，政策や資源を統合し，更に産業や環境の整備に当たってはいくつかの「片区」を「連片化」して，振興策を進めることを新たに打ち出していることが注目される。村によって規模や人材，経済力の格差が大きく，全体の底上げが困難となっているケースが多いという問題を克服したいという意味合いと考えられる。産業面では,「県の区域」の経済を発展させること，農業の多面的機能を重視すること，農村の一二三次産業の融合を進めること，郷村の特色ある産業を育成することによって，農民の収入増を図ることが掲げられている。

４）第 27 項（農業農村支援政策）

最後の第 27 項では,「強農恵農富農（農業を強くし，農村に恵みを与え，農民を富ませる）政策の効能のレベルアップ」として，財政金融や社会のサポートにより「農民の農業従事・食糧栽培の意欲を保護し喚起する」ことがうたわれ，食糧生産地域に対する「利益補償」の観点が重視されるようになっている（５．（２）２）参照）ことが際立っている。

前回の表題は,「都市郷村融合発展体制の仕組みの整備」[20]であったが，その意味合いは変わっていないものの, タイトル上も, あるべき改革や展開方向の理念を示すことよりも，農業・農村両面での農民に実益のある政策の存在を強調するものとなっており，第 25 項のタイトルから「競争力」が消えていることと併せ，食糧生産安定と都市農村間格差の縮

小に向けた党・政府の支援姿勢のアピールを優先する意図が秘められているとみられる。

「利益補償」の新たな目玉としては，「(食糧) 生産地域・販売地域間の横向利益補償の「実施」が五か年の課題として掲げられている。習政権下においてスタートさせ，軌道に乗せなければならない極めて重要な課題であることは確認されたといえるが，制度化にあたっての仕組みづくりや地域間の調整が複雑であることから，制度が本格的に動き出すまでは，まだ解決すべき課題は多いのではないかと推察される（百﨑(2025)３.（４）参照)。

第 27 項は，「強農恵農富農」というタイトルではあるが，後半部分には，食糧安全保障や農産物貿易上の課題である「食糧の買入れ・売渡しと備蓄管理の強化」や,「農産品輸入多元化の推進」,「貿易と生産の協調」が盛り込まれていることが注目される。

また，郷村振興へのアプローチとしては，集団主義への回帰の色合いの強まりを反映し，農村の土地の「集団所有」の堅持を大前提とした，「農村集団経営性建設用地」（土地を活用した集団主体による収益確保策の促進）と住宅用地・農家住宅の有効活用による「新型農村集団経済の発展」を支援することがうたわれている。

そして，同項後段で，（2021 年から 2025 までの）五年間の「過渡期」が終了した後を受けて「常態化」（一般対策化）させた形で実施する，「再貧困化」や「新たな貧困化」を防止する仕組みを統一的に計画し確立することがうたわれている(21)。

４．農業強国建設加速化規画のスタート

2025 年 3 月の全国人民代表大会（全人代）の終了後，4 月 7 日に，「中国共産党中央　国務院 農業強国建設加速化規画(2024－2035)」が公表された。

前述のとおり，2017 年 10 月の第 19 回党大会で「「社会主義現代強国」の建設を 21 世紀半ば（2050 年，中華人民共和国建国百年のタイミング）に実現する」ことと，その前段階として「2035 年には基本的に社会主義現代化を実現させる」ことが宣言された時点では，その「パーツ」として掲げられた十二の「強国」の中には入っていなかった「農業強国」が，2022 年 11 月の第 20 回党大会で新たに加えられた。こうした経緯を踏まえ，「農業強国」への取組が「2026 年（第十五次五か年規画開始年）に実質的に動き出すのでは遅すぎる」と習総書記以下指導部が判断したため，農業強国建設加速化規画は，その公表の一年前の2024年にスタートしていたとするかなり窮屈な構成がとられているとみられる。

規画冒頭に,「国を強くするにはまず農を強くしなければならず，農が強くなることで国は強くなる。農業強国は社会主義現代化強国の根幹である。」との位置付けが述べられている。また，「農業強国」と「郷村全面振興」（2025 年の一号文件（2025 年 2 月公表， ５.（２）参照）のタイトルであり，別途「四か年規画（2024-2027)」(2025 年 1 月公表，５.（１）参照）も出ている。）との位置関係も問題であるが，規画の期間を「十二年」対「四年」とし，農業強国加速化規画中に強国化の一側面としての「郷村全面振興」をたびたび登場させる（逆に,「郷村全面振興規画」中には,「農業強国」は一回しか登場しない。）など，前者が最終目標，後者がそのための当面の手段（なお,「郷村の全面振興」の方も,「決

定的進展」を得るのは 2035 年と揃えられている。）と位置付けられていると考えられる。

規画の第一章「全体的要求」において，「為なさなければならない業務」として，

① 農業強国のバックアップ体制の増強

農業の総合生産能力の向上（食糧・重要農産品供給保障の弱点に対応＝食糧安全保障の主導権確保），「革新」を核心的地位に置き，科学技術強化と農村改革深化を進める（＝「農業強国建設のバックアップ体制を増強」）

② 農業強国のベースとなる「色合い」づくり

緑色循環・低炭素化した生産と生活の方式の形成を発展させること

③ 農業強国建設の成果の恩恵を，より多く，より公平に農民にもたらすこと

小規模農家の利益保護，農民の持続的収入増・都市郷村間収入格差の縮小，産業発展と農民工（出稼ぎ農民）就業，「強農恵農富農」化のための支援制度，再貧困化防止

と整理されている。

また,「主要目標」として, 目標年次を三区分し, 各区分を以下のように位置付けている。

ア　2027 年までに，農業強国建設の顕著な進展確保

安定生産・供給保障能力向上＝食糧総合生産能力７億トン到達・重要農産品の合理的自給水準保持（なお,「7 億トン」は 2024 年に既に到達している。），農業科学技術の支えの強化・革新的技術のブレークスルー達成，品種育成の顕著な成果，農業機械の弱点補強,「現代郷村産業」のシステム整備，産業チェーン・供給チェーン・バリューチェーンの延伸，農業国際競争力向上,「住みよく仕事がしやすく調和がとれて美しい郷村建設」の進展，農村エコ環境改善，交通・用水・トイレの利便性向上，汚水処理・診療サービス・高齢者福祉等の向上，貧困脱却の成果の強固な発展・農村住民可処分収入の増加・都市との収入格差縮小

イ　2035 年までに農業強国建設の顕著な成功

郷村の全面振興が決定的に進展，農業現代化がおおむね実現，農村がおおむね現代的生活条件具備，食糧生産能力安定，郷村産業チェーンのレベルアップ，郷村インフラの完備，郷村公共サービスの均てん，農業農村の法治建設・郷村統治システムの整備

ウ　本世紀半ば（2050 年）までに農業強国が全面完成

供給保障が安全・確実，科学技術革新の自立自強，施設装備が完備，郷村産業チェーン整備・高効率化，良好な田園郷村文明・農民生活，国際競争における優位性が顕著，都市と郷村が全面融合,「郷村の全面的振興と農業農村現代化の全面的実現」

以上の総論（「全体の要求」: 第一章）に続き，各論としては，**第３表**のとおり，7 つの章（第二章～第八章）からなっている。

第３表　農業強国建設加速化規画の構成

二	食糧安全保障の根幹固め、「中国人の飯碗を更に安定」＝農業強国の物質的基礎を強固に速やかに築く	（1）	耕地の保護と造成整備	耕地の転用・補充均衡制度の改革整備、耕地（1.24億ha）と永久基本農田(1.03億ha)の面積保護、アルカリ土壌地等改良・優良土壌の保護・荒廃農地改善、高規格農田の整備、水利インフラ、農業防災減災等
		（2）	食糧と重要農産品の生産レベル向上 牧畜業の安定発展を支援	新シリーズの5千万トン食糧生産能力レベルアップ活動、食糧・食用油等大面積単収向上活動、水稲・小麦生産安定、植物油原料作物（菜種、落花生等のほか油茶等開拓、「副食品」市長責任制、養豚の高質発展、酪農・乳業の競争力向上、肉牛肉羊の量・質アップ、現代的漁業発展、サトウキビ、天然ゴム等
		（3）	食糧生産支援政策の整備	耕地保護と食糧安全保障の「党・政府同一責任」、「コメ袋」（＝食糧）供給保障責任、食糧播種面積（1.17億ha）・穀物面積（0.97億ha）の安定、食糧栽培農民への収益保障（価格、補助金、農業保険等）体系整備、重要農産品の価格を合理的水準に保持、食糧生産地域利益補償の仕組み（大食糧生産県への奨励補助、食糧生産地域・販売地域間の省際横向利益補償の仕組み創設）
		（4）	食糧と重要農産品の備蓄コントロール強化	国家備蓄システム整備、食糧買入売渡・備蓄管理の統一的改革、食糧・重要農産品チェーンのモニタリング・早期警報システム、飼料用大豆かす減量代替活動、食物節約・反浪費と播種・収穫・貯蔵・加工・消費時の損耗防止
		（5）	多元的な食物供給システム構築	大農業観・大食物観の確立、全方向・多ルートの食物資源開発、木本性食糧・食用油の発展、良質飼料用牧草生産発展、大水面エコ漁業・養殖漁場建設、施設農業のレベルアップ、植物工場等の発展、生物産業発展等
三	農業科学技術の装備革新、高水準農業科学技術の自立自強加速化＝農業の「新たな質の生産力」を発展させて農業強国建設を推進	（6）	農業科学技術の革新	基礎研究、遺伝子、重大病虫害・気象災害、知的財産権等
		（7）	種子業の自主革新・全面的ブレークスルーの推進	種子資源保護利用強化、育種と家畜家きん遺伝改良、植物新品種保護等
		（8）	農業機械装備の全過程全面レベルアップの推進	ハイエンド・スマート化農機、山間地用小型機械等の研究開発等
		（9）	デジタル技術と現代農業の全面的融合の促進	ビッグデータ、スマート農業等
四	現代農業経営システム整備、小規模農家の現代農業発展への連結促進＝農業強国建設加速化への活力を増し、原動力とする	(10)	家族農業経営の集約化レベル向上	土地請負期限到来後の三十年試験（第二シリーズ）の実施の推進、所有権・請負権・経営権の分置改革深化、小農家の能力向上
		(11)	農村集団所有経済の活性化	農村集団所有財産権制度の改革深化、農村集団経済組織の農業生産面のサービス機能整備、新型農村集団経済発展で、農民に十分な財産権益をもたらす
		(12)	新型農業経営主体の質と効率アップ	家庭農場の経営能力向上、農民合作社の機能強化、請負経営権の流動化促進等
		(13)	敏速で高効率な農業社会化サービスシステム整備	サービスモデルの革新＝食糧食用油作物から経済作物・畜産・水産養殖、生産前後へのサービス拡大
五	農業産業システムのレベルアップ、農業の総合的な効率利益向上＝農業を現代化された大産業に	(14)	農産品の加工流通の改善レベルアップ	加工技術、流通ネットワーク、コールドチェーン、物流配送、Eコマース等
		(15)	農業の良質化ブランド化推進	ブランド創造、品質評価認証、安全管理等
		(16)	郷村の特色産業発展	特色ある耕種農業と畜産、手工業・伝統工芸、特色ある文化産業＝文化遺産・民族集落・伝統建築
		(17)	郷村産業の融合発展	生産・加工・流通、クラスター化、リーダー企業育成、新産業新業態育成＝農業と観光・教育・健康保養
		(18)	農業の全面的緑色モデルチェンジ	農業用水適正管理、耕地輪作休耕、生物資源保護、エコ循環農業発展、長江十年禁漁等
六	農業の対外的協力連携の深化、農業の国際競争の新たな優位性を育成	(19)	農業の国際競争力の向上	輸出向けの農産品レベルアップ、自由貿易試験区等の利用等
七	住みよく仕事がしやすく調和し美しい郷村の建設推進、農村の現代的生活水準レベルアップ＝農民に地元で現代的文明生活を過ごさせる	(20)	郷村整備水準の向上	国土空間規画と村落規画整備、郷村インフラ完備度・公共サービス利便性の向上、農村教育、高齢者サービス、トイレ革命推進、汚水・ごみ処理等
		(21)	郷村統治のレベルアップ	党組織がリードした郷村統治管理システム
		(22)	農村精神文明の深化	「新時代農民」育成、風俗転換、伝統村落保護、公共文化サービス
八	都市と郷村の融合発展促進、都市と郷村の格差縮小＝民生福祉を着実に増進	(23)	農民の収入増加ルート拡大	県域富民産業の強大化、ハイレベルの職業技能訓練、就業促進、農村住宅用地の管理・利活用、農村集団の「経営性建設用地」活用・収益分配の仕組み整備、医療保険・養老保険整備等
		(24)	都市と郷村の融合発展推進	都市郷村の諸要素の平等交換・双方向の流動・公共資源の均衡配置、土地譲渡収入を農業農村に活用、農業転移人口の市民化・公共サービス（保険・住居・教育）の権利同等化
		(25)	貧困脱却地域・大衆の内生的発展増強	（五年間の過渡期終了による）常態化した再貧困化・新たな貧困化の防止、扶助産業の育成強化、貧困脱却地域のインフラや職業教育の強化等

最終章（第九章）は,「保障措置」として，党の全面領導を冒頭に掲げつつ，関係部門の政策協調の強化（財政投入，金融サービス，農業保険），三農関係幹部の研修，郷村振興人材育成の支援（大学，職業教育），法律規範体系，地域間の役割の区分等について記述している。

５.「郷村全面振興」をめぐって・・・四か年計画と 2025 年一号文件

（１）「郷村全面振興規画(2024-2027 年)」

１）概要

2025 年 1 月から 4 月にかけて, 順次発出された二つの計画 (「規画」), 一号文件の中で, 最初に公表されたものが，1 月 22 日の「中国共産党　国務院「郷村全面振興規画（2024－2027)」」である。

2026 年からの「第十五次五か年規画」（３．参照）と「農業強国建設加速化規画（2024－2035)」が準備される中で，あわただしく「四か年」といういささかイレギュラーな計画が，しかも発出年を一年さかのぼって，実質的に「残り三年」のタイミングで発出された

（しかも，2025 年一号文件のテーマも「郷村全面振興」となることは，2024 年 12 月の「農村工作会議」の段階で決まっていた（公表は 2 月 23 日）ので，これとの重複感も否定できないであろう。）ことには違和感があるが，2021 年の第十四次五か年規画のスタートの段階では使用されていなかった「農業強国」が，2022 年 10 月の第二十回党大会から動き出すこととなったことから，第十四次五か年規画における「三農」関係でのメインテーマである「郷村振興戦略の実施」をその五か年規画の終了年である 2025 年の段階でしっかりとした形としておかなければならないとの要請が生じたため，急ぎ準備され，2024 年後半からは，正式公表に先立って各地域での「学習」が開始されていたものとみられる。そして，次の党大会（第二十一回，2027 年秋に開催見込み）までに，一定の成果を上げておくとの意味合いで「2027 年までの計画」とされているものと考えられる。

なお，「郷村振興の全面推進」というタイトルは，第十九回党大会報告にはないものの，2021 年の「第十四次五か年規画」には既に登場しており，一号文件のタイトルとして，2021 年から 2023 年まで連続して「全面推進郷村振興」（郷村振興の全面的推進）が，2024，2025 年には「推進郷村全面振興」（郷村の全面的振興の推進）が含まれている。微妙な違いだが，「郷村振興の推進（が全面的）」よりも「郷村の全面振興（の推進）」の方が，一歩前進しているとのニュアンスとみられる。

２）計画の枠組み

「郷村の全面振興の長く効果を発揮する仕組み」としては，習近平総書記が浙江省のトップ（省委書記）時代に自らリードしたとされる「千万工程」（千の村をモデルに万の村を改善するプロジェクト）を「学習し活用する」ものとされる。そして，「国家食糧安全保障」を確保し，「農村人口の中で，一定規模に及ぶ再貧困化・新たな貧困化を発生させない」ことの二点を確保することをベースラインとして，郷村の産業発展レベルと郷村建設のレベルと郷村統治管理のレベルの三つを向上させ，科学技術と改革を「両輪」として強化することとともに，農民の収入増を強化することを通じて，「五つの振興」すなわち「産業振興・人材振興・文化振興・生態（エコ）振興・組織振興」を着実に推進するものとしている。その際，堅持しなければならない八つのポイントとして，①党の全面指導（これが政治的保障であるとされる），②農業農村を優先して発展させること（引き続き政策の供給を強化），③都市と郷村の融合発展（工業と農業が相互に補完しあい，協調し，ともに繁栄する「新たな工と農・都市と郷村の関係」の構築），④農民の主体的地位（農民の意欲と主体性と創造性の喚起を図る），⑤地域の実情に応じた推進（施策を分類し，発展段階ごとに振興策を進める），⑥人と自然が調和し共生すること（環境を重視した「緑色発展」），⑦改革・革新を深化させること（内発的な原動力を常に喚起），⑧順を追って少しずつ，時間をかけて進めることが挙げられている。

そして，2027 年までに達成すべき目標として，郷村の全面振興が実質的に進展を得ること，東部の発展した地域と，中西部の条件の整った大型中型都市の近郊の郷村で先行して農業農村の現代化をおおむね実現させることが挙げられている。その際，達成すべき課題

としては，国家食糧安全保障の基本がさらに安定し，「中国人の飯碗がしっかり自らの手中に掌握される」こと，郷村の産業がさらに隆盛になること，郷村がさらに環境調和的で住みよいものとなること（環境の改善，インフラの完備，都市との基本的公共サービスの均等化が進む），郷村文明がレベルアップすること（優れた中華伝統文化の伝承発展が進み，農民の総合的な「素質」（資質，民度）が全面的に向上すること，郷村の統治管理のシステムと能力が効率的・効果的なものになること，農民生活がさらに良好になって収入レベルが向上すること，農村の低収入人口・未発達地域でレベルに応じた扶助制度が確立することが挙げられている。そして，2035 年には郷村全面振興が決定的な進展を遂げ，農業の現代化がほぼ実現し，農村の現代的生活条件がほぼ整うとされている。

通常の「三農」関係の計画類は，農業・食糧から各論が始まるが，本規画は，各論の最初（第二章）が「都市と郷村の発展の枠組みを改善し，郷村の全面振興を分類し順序良く推進する」とされ，その中で以下の四点を進めるとされている。

① 「都市と郷村の発展の配置を統一的手配の下で改善する」（国土空間計画の役割の重視の下，耕地を保護し，無秩序な転用を防止すること，郷村の機能・空間の配置と農産品主産地区の建設等のゾーニング強化を行うことについて記載）

② 「都市と郷村の融合発展の推進」（新たな「農業からの転移人口の市民化」活動の実施＝常住地で戸籍を登録して公共サービスを提供する仕組みを推進し，すべての常住人口を公共サービスのカバー範囲とすること，都市定着農民の農村における土地権益＝農地請負権・住宅用地使用権・集団における収益分配権＝を保障し，同時に自らの意向に基づく有償の退出も進めること，都市と郷村を統一した事業用地市場を構築すること，都市から人材や技術を郷村に流動させること等）

③ 「郷村の全面振興を分類して推進」（集積増強村落＝産業発展を重点的に強化，都市近郊融合化村落＝都市と郷村の一体化を推進，特色保護村落＝インフラと公共的環境を重点的に改善，移転撤退併合村落＝手順良く移転等を推進）

④ 「貧困脱却地域の全面振興と連動させて推進」（過渡期（2025 年まで）における扶助政策，その後を含めたインフラの弱点カバー，産業システム，先進地域との協調，扶助政策から郷村全面振興への転換等）

３）人材育成の重視等

総論的に置かれた第二章に続いて，「五つの振興」（産業，人材，文化，生態，組織）の順に各論が進められており，第三章（現代的農業建設を加速し，あらゆる方向から食糧安全の根幹を固める（農業振興））と第四章（郷村産業の高質な発展を推進し，農民収入の成長を促進する（関連産業・他産業振興））が「産業の振興」に充てられているが，その次の第五章として，郷村の「人材の振興」（＝人材育成）に一つの章（「大きく力を入れて郷村人材を育成し，各種人材を吸収して郷村の全面振興に献身させる」）が充てられているのが本規画で非常に特徴的な点といえるであろう。有為の人材の多くが都市への出稼ぎにより減少し，農村の振興を担う人材不足が相当に深刻な問題として受け止められていることが

うかがわれる。具体的には次の三項目が記述されている。

① 「郷村人材グループを強大化」

資質の高い農民（青年農民と新型農業経営主体）の育成計画と，郷村産業振興のための「実用人材リーダー」を育成する「先頭を行く雁プロジェクト」を実施するとし，青年農民と新型農業経営主体に対する育成指導を強化し，農村の実用人材リーダー育成計画を進める。他方で，都市から青年が郷村へ来て活躍し，就業・創業するよう奨励誘導する。大学や研究機関が農畜産業の作目ごとに現場に研究者・大学院生を派遣して，実地で生産を実践しつつ農民の研修育成を行う「科学技術小学院」（全国に約五百院）方式や，計画的に農業技術普及サービスの誘致，郷村振興人材の支援，特に郷村で業務を行う医師の育成のため，医学生を学費無料で育成すること，農村の法律人材や児童関係サービス人材の育成強化等を行うとしている。

② 郷村人材育成システム

村の幹部や農民の中から大学等への受験出願者を募る「一村一大学生」育成計画を継続的に実施すること，農業関係研修システムの整備，農村職業教育・成人教育の強化（特にデジタル関係や E コマースの人材）などを行うとしている。

③ 郷村人材保障システム

各種人材について期間を決めて郷村で服務を行う制度の設置，U ターン者・退役軍人・引退した専門家等が郷村全面振興に献身することを支援，科学技術・医療・教育等の幹部人材を「セットにして」支援する仕組み，郷村人材のレベルと種類を区分し評価するシステム，U ターン創業就業人員の農業関係研修への組入れなどを行うとしている。

４）郷村づくりに関する各章

郷村づくりに関する内容（第六章～第十章）は以下のようになっている。

第六章が「文化振興」（「郷村文化の繁栄，新時代の文明風土の育成」）であり，中国の特色ある社会主義思想，文化・科技・衛生の三つを郷村で展開させる活動，伝統的村落や無形文化遺産の保護，伝統工芸・伝統祝日等の振興，農村ツーリズムの展開等が挙げられている。

第七章が「生態（エコ）振興」（「郷村生態（エコ）文明の建設を深く推進し，発展方式を緑色にモデルチェンジする」）であり，環境調和型生産技術の普及，生態循環農業の発展，農業の脱炭素化，生態環境の改善，生態保護補償制度の整備等が列記されている。

第八章は「住みよく，仕事がしやすく，調和がとれて美しい郷村の建設，農民福祉の増進」であり，インフラのレベルアップ，居住環境の改善（トイレ，汚水処理，生活ごみ等），基本的公共サービス水準の向上（教育，医療衛生，高齢者・子育て等），農村コミュニティサービス，「デジタル郷村」の建設，村落計画の制定・農村公共インフラのメンテナンス等について記述されている。

第九章は「農業農村改革の深化，農村発展の活力の喚起」で，農地請負等の農村の基本的経営制度，農村集団経済の発展，農村土地制度改革（住宅用地，集団で運営する事業用

地，郷村振興のための多元的な投入を保障する仕組み（財政，金融，農業保険）等について記述されている。

第十章が,「五つの振興」の五番目の「組織振興」(「農村基層組織の建設の強化，郷村統治管理の現代化」）であり，党の指導を農村に浸透させ，統治体制を確立すること，県・郷・村の三段階の統治システムの整備の方法,村の治安の安定・村民管理の手法等が記述され，最後の第十一章で，中央，省，市・県・郷レベルの役割分担による党主体の組織的な指導体制を確認する形で規画が締めくくられている。

（２）2025 年「一号文件」

１） ２月末の公表

2025 年の「三農（農業・農村・農民)」関係の基本方針を示す，中国共産党中央・国務院一号文件（2025 年 1 月 1 日付け)「更に農村改革を深化させ郷村の全面振興を着実に推進することに関する意見」は同年 2 月 23 日に公表された。

公表日は，春節（旧正月）休みとの関係で早くなる年と遅くなる年がある（2025 年の春節は 1 月 29 日，2 月 4 日までが休暇期間）が，中国の国会に当たる全国人民代表大会（全人代）が 3 月 5 日からで，その十日前というのは，かなりギリギリのタイミングといえる。

一つの理由は,（１）のとおり,「郷村の全面振興の推進」という同じ主題で，2024-2027 の四か年を対象とする「郷村全面振興規画」が公表されたのが春節直前の 1 月 22 日であり，この四か年計画の存在価値を高めるためにも，一号文件公表まで，ある程度長い期間を取りたかったのではないかと考えられる。

ただし,「一号文件」の方は，同規画と異なり，章立てについても，食糧・農業，産業，郷村建設，統治というオーソドックスな順序であり,「郷村振興」に関する章を冒頭に出す等の措置は取られていない。

なお，特異的なのは，2025 年が,「貧困脱却」後の五年間の過渡期間の最終年であることを踏まえ，第一章の「食糧等重要農産品の供給保障の能力増強」の次の第二章に「貧困脱却攻略の成果を強固に展開」が単独の章として入っていることである。

これは，2020 年をもって貧困は撲滅したとされているため,「貧困対策」ではなく，形式上はあくまで「脱貧困後の『再貧困化』防止対策」であるが，2021 年からの過渡的な移行期間が経過し，その後の数年が，真に貧困脱却の定着，再貧困化の防止が達成できるのかどうかの真価を問われる局面になっているということと考えられる。なお，前任の唐仁健農業農村部長が 2024 年に解任された経緯の中で，汚職問題とともに貧困脱却対策上の不手際も理由に挙げられており(22)，現職の韓俊農業農村部長は，2025 年 1 月 15 日の人民日報に,「中国の貧困脱却攻略の世界的意義を正確に全面的に理解する」と題する小論を発表している経緯をみても，本文件でも，改めて関連対策に注力することが強調されているものとみられる。

また，文件名の「更に農村改革を深化させ（ることにより）郷村の全面振興を着実に推

進することに関する意見」は，2024 年 7 月の中国共産党第二十期中央委員会第三次全体会議（三中全会）における決定文書が「更に全面的に改革を深化させ（ることにより）中国式現代化を推進することについての決定」となっていることに呼応しているとみられる。三中全会決定で強調されている「三農」関係の「改革」項目は，①新しい形の都市化体制の仕組みの整備推進（農業からの転移人口についての都市での「市民化」と農村における権利保障），②農村の基本的制度の強化整備（土地請負権の再延長と請負地経営権の流動化，農業社会化サービスと新型集団経済の発展），③農業を強くし，農村に恵みを与え農民を富ませる支援制度の整備（郷村振興への支援制度（補助，保険），郷村の産業振興，貧困脱却地域支援，食糧栽培農民への収益補償等），④土地制度改革の深化（耕地の転用・補充の均衡化，高規格農田化の推進，農村住宅用地と農村集団所有経営用地の市場化改革等）で，記述順序は異なるが，これらがほぼ「一号文件」の内容と対応しているといえる。

２）2025 年一号文件の注目点

「一号文件」は，農業関係では，以下の諸点が注目される。

① 食糧と油料作物の大面積での単収向上がトップに掲げられている。なお，食糧安全保障法にもみられるように，食糧を際立たせることが多い生産振興の中で，「植物油原料」（菜種，落花生など）の地位が食糧と並ぶ地位まで上昇していることが注目される。また，「大面積単収向上」とは，単収向上の実効を上げるためには，実験圃場的な取組ではなく，一定地域を網羅するような広大な面積での取組が重要であるとする最近の農政サイドの指導の方向に立脚している。

② それから，二番目の項目として，「牧畜業の安定発展」が掲げられているが，2023 年は豚肉，2024 年は牛肉の価格が低迷し，それぞれ経営収支が赤字になったとされており，特に，牛（肉牛，酪農）については，てこ入れが急務となっていた（２．（２）３）参照，ただし，セーフガードの問題（２．（２）４）参照）については，商務部サイドの問題でもあり，文件中にはない。）ため，食糧の次という位置にこの記述が来ていること自体，当局の重視姿勢を示すものとして注目される。

③ このほか，昨年の農業関係の報道で最も多く取り上げられていた政策が，「横向利益補償」である。これは，中央政府が「食糧生産地域」に対して生産補助金や最低買入価格保障などを行うことを，「縦方向の利益補償」と呼び，それと対比した表現として，水利や高規格圃場等の整備に多額の投資を必要としながら，総じて財源に乏しい食糧生産地域（黒龍江省，吉林省，河南省，安徽省等）に対して，沿海地域の「食糧販売地域」（北京市，上海市，天津市，浙江省，福建省，海南省）から資金を拠出させ，食糧生産地域へのテコ入れと地域間格差是正を図るとの考え方である（百﨑(2025)３．参照）。

今回の文件の中で，ア「実施をスタートさせる」とされていること，イ　制度の仕組み自体は，当初は，個別の省の間で取り決める方向であったと考えられるが，「中央が統一的に調整して実施する」との方向が加えられたこと，ウ　「沿海省・市に資金を拠出させる」というが，どのように財源を確保するのかが見えていなかったことを踏まえ，

「資金集めと分配をうまく行う」との文言が加えられていることが特徴的である。

アについては，ここでは，新たな制度の実施に「着手」したこと，すなわち，党・中央政府主導で制度化が決定したことをもって「スタートした」とされているものと考えられる。この点について，2025 年 12 月の国家統計局の食糧生産量データ公表（国家統計局(2025)）の際，同局の農村担当司長は，同年の「食糧豊収実現」の理由の一つとして，「中央（党中央と中央政府）の統一的手配の下で」（新たな制度の）「実施がスタートした」ことで「農民の食糧栽培の意欲と地域（地方政府と末端の村幹部など）の食糧問題掌握の意欲が充分に増した」(23)ことを挙げており，特に，「食糧生産地域」とその農民に対しては，中央が動き出したことで既に実質的に制度が動き出しているとの説明を行っているものと考えられる。

前述のとおり（３．参照）「横向利益補償」は，第十五次五か年規画建議の中では，同規画の「五か年間」に「実施」と記述されているが，2026 年 1 月に入り，農業農村現代化等の状況についての記者会見で，農業農村部の副部長は，同年に実施する重点課題の一つとして，同制度を「しっかり実施する」ことを挙げており(1)，2026 年中に何らかの形で「制度の実施」までこぎつけるめどが立ったと判断している可能性がある。ただし，解決すべき課題は多く残り，中国の国内経済状況が厳しい中で，「食糧販売地域」側の負担の重さや，それを地域内でだれがどのように負担するのかについて，関係者の納得が得られているのか，非常に不透明なままであることには変わりがないと考えられる。

なお，文件全体の章建ては**第４表**のとおりとなっている。

第４表　2025 年一号文件の項目建て

1	食糧等重要農産品の供給保障の能力を引き続き増強	（1）	食糧・植物油原料作物の大面積単収向上活動を深く推進
		（2）	牧畜業の安定発展を支援
		（3）	耕地保護と質の向上を強化
		（4）	農業科学技術の力の協同攻略を推進
		（5）	農業防災減災能力の建設を強化
		（6）	食糧生産支援政策体系を整備
		（7）	農産品取引と生産協調の仕組みを整備
		（8）	多元的な食物供給体系を構築
		（9）	長期的に効果のある 食糧と食物の節約の仕組みを整備
2	貧困脱却攻略の成果を引き続き強固に展開	(10)	貧困への逆戻りや貧困化を発生させないベースラインを厳守
		(11)	農村の貧困逆戻りや貧困化防止と低収入人口・未発達地域の階層区分・分類扶助制度を一体的に整備
		(12)	国が形成した貧困脱却攻略資産の長期的な管理スキームを整備
3	県域の富民化産業の強大化に注力	(13)	郷村の特色産業を発展
		(14)	農民と連携し農民をリードする仕組みを整備
		(15)	農民の収入増加の道筋を広げる
4	郷村建設の推進に注力	(16)	県域の都市と郷村の規画を統一的に配置
		(17)	インフラ施設の農村への延伸を推進
		(18)	農村の基本公共サービスの水準を向上
		(19)	農村のエコ環境の改善を強化
5	郷村の統治体系を強力に整備	(20)	農村の基層レベルの党組織の建設を強化
		(21)	基層レベルの負担軽減に向けて引き続き形式主義を改善
		(22)	文明的な郷村風土の建設を強化
		(23)	農村の風俗の変革を推進
		(24)	農村の安定安寧を維持
6	要素の保障と体制的な仕組みの配置の改善に注力	(25)	農村の土地請負関係を安定・整備
		(26)	農村の資源資産をうまく管理しうまく使用
		(27)	郷村振興投融資の仕組みを革新
		(28)	郷村の人材の育成と発展の仕組みを整備
		(29)	林業、農墾と供給販売社等の改革を統一的に推進
		(30)	農業転移人口の市民化の仕組みを整備

６．おわりに

近年の中国の食糧生産は，耕地面積の維持，高規格農田の整備，新品種開発普及への努力，機械化や農業資材の活用等を図る政策対応が続けられ，豊作が続き，作付面積とともに収量もかなり安定してきており，特に穀物は国産により量的には安定的に確保できる状況となっているとみられる。大豆や植物油原料も，単収向上の強力な推進とともに，今後人口減少に向かうことを前提に，対外的な不安定さがますます悪化すると見込まれる中，一層の自給力向上を目指し，農民収入や生産地域の財源確保に向けては，中央からのみならず「消費地域からの」補償財源を加えることにより，目に見える形での格差是正を進め

ようとする姿勢を強めている。こうした取組が功を奏し，中国が不安なく歩みを続けられるのかどうかは，世界人口に占める比重や寄与度は縮小方向に向かうとはいえ，依然として，世界の食料需給の安定に大きな影響を及ぼす問題であるといえよう。

他方，今後の中国経済は従来のような高い成長率が見込めない中で，こうした方向が順調に進むのか，特に，「横向利益補償」が，2026 年中に一定の実施の形を整え，更に今後五年以内に軌道に乗ることとなるのか，持続可能なものとなるのか，格差是正の実を上げることができるのか，予断を許さないものがあると考えられる。

また，「三農」政策全体は，「社会主義強国化」の一環としての「農業強国」を掲げるとともに，「郷村の全面振興」の名のもとに，農村の居住環境や生活利便性，都市に比べて立ち遅れた社会保障や教育面での格差是正，「貧困脱却」後の立ち遅れた地域へのてこ入れ等が懸命に続けられていることがうかがわれる。こうした対応は，対外的な摩擦の激化，長期化が不可避と考えられる中での「内需拡大」の最大の関門が農村住民と，農村から都市へ移転した住民の生活水準の底上げにあるといわれ続けている中で，それを国全体の低成長下で，また人口減と高齢化が続く中で，本当に実現できるのかが，引き続き注目すべきポイントであり，中国社会の長期的安定を左右する大きな課題であると言えよう。

こうした点に着目しつつ，引き続き中国の農業・農村・農民問題に着目していきたいと考えている。

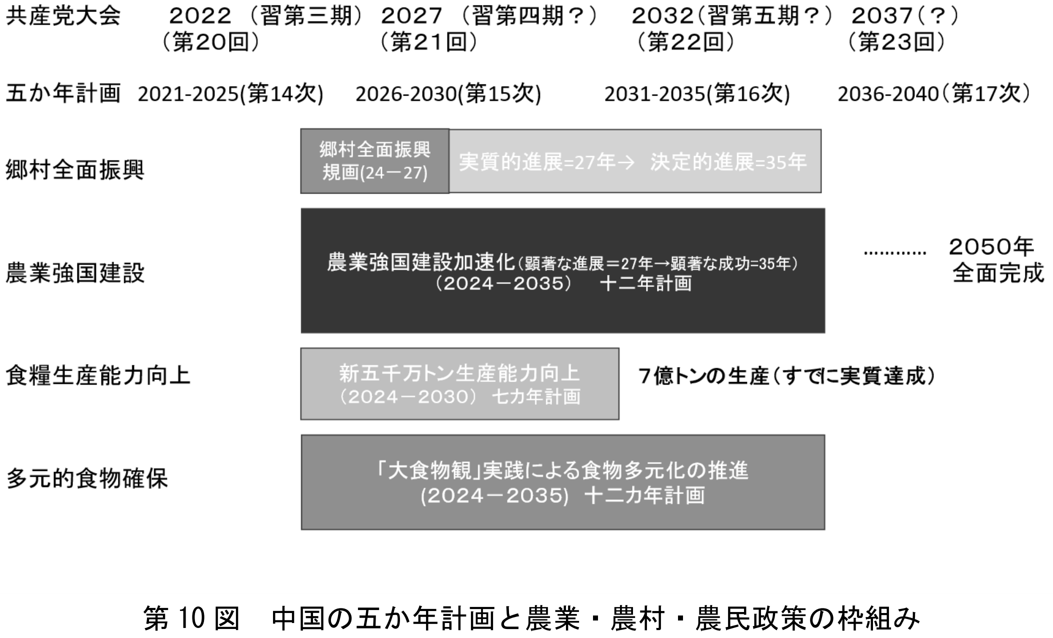

第 10 図 中国の五か年計画と農業・農村・農民政策の枠組み

注(1) 2026 年 1 月 22 日に国務院新聞弁公室が実施した 2025 年の農業農村現代化・郷村全面振興推進に関する記者発表会における張興旺農業農村部副部長の説明，https://www.moa.gov.cn/hd/zbft_news/jknyncxdhtjxcqmzx/（2026 年 1 月 30 日閲覧）。

(2) 2025 年 3 月 3 日に米国が，合成麻薬性鎮痛薬フェンタニルの中国からの流入を理由に中国からのあらゆる輸入品に課していた関税を 10%から 20%に引き上げたことに対抗し，3 月 10 日から，鶏肉・小麦・トウモロコシ・綿花に対し 15%，コーリャン・大豆・豚肉・牛肉・水産物・野菜・乳製品に対し 10%の関税を課した。また，4 月 2 日

に米国が中国からのあらゆる輸入品に対し「対等関税」を課したことに対抗し，4 月 10 日から同様に 34%の関税を課した。（その後，米国側の引上げ・引下げ措置に応じ，34%→84%→125%→10%と税率が変化した。（34－10＝24%分については，2025 年 11 月時点で，2026 年 11 月までの期限付きで停止されている。）また，フェンタニルに関する対応については，11 月 10 日以降，無期限で停止されている。

(3)　前年は，それぞれ 229 万トン，190 万トン(小麦粉の輸入は除く)。

(4) 中国国内では中短粒種の価格が一般的に長粒種を上回っているが，輸出米の単価については，おおむねアジア向けの中短粒種>アフリカ諸国向け長粒種>アフリカ諸国向け中短粒種となっている。国内においてコメの在庫がダブつくことを抑制すべく，アフリカ向けの輸出が活用されているとみられ，このため，販売促進に向けて，アフリカ向けに輸出する中短粒種米には，低価格帯のものを充てていると推測される。（例えば，2025 年 11 月の輸出単価（海関統計データから筆者算出）は，ギニアビサウ向け中短粒種：2.45 元/kg，ブルキナファソ向け長粒種：4.72 元/kg，香港向け中短粒種：5.51 元/kg，日本向け中短粒種：5.89 元/kg（資料：海関総署ウェブサイト））

(5)　2025 年 10 月のソウルにおける米中首脳会談とこれに先行してクアラルンプールで行われた閣僚級協議で合意が成立したとされるが，合意内容をめぐっては，輸入数量の約束があったとする米国側（ベッセント米国財務長官の同年 10 月 30 日の記者向け説明では，2026 年 1 月までに 1,200 万トン，その後三年間，最低でも年間 2,500 万トンを中国は米国から購入）と，輸入数量についてまったくコメントしていない中国側の間に齟齬が見られる。

なお，2026 年 1 月 20 日の報道（ロイター）によれば，中国は，米国側が求める 1,200 万トンの購入目標に見合う買付けを完了したとされている，
https://jp.reuters.com/markets/commodities/WYD6BG4Q75M45JKTBAD4WXKOQI-2026-01-20/（2026 年 1 月 30 日閲覧）。

(6)　菜種に対して元来適用されている輸入関税率 9.0%に対する上乗せ。

(7)　この間，国内菜種相場は，鄭州商品取引所の先物指数で，2025 年 8 月 29 日：4,646 元/トン→12 月 30 日：5,526 元/トン（18.9%上昇）。（https://www.baidu.com/s?ie=utf-8&f=3&rsv_bp=1&rsv_idx=1&tn=baidu&wd=%E6%B2%B9%E8%8F%9C%E7%B1%BD%E6%9C%9F%E8%B4%A7&fenlei=256&rsv_pq=0xf25ad1160029db21&rsv_t=e42dvjMBU1jsdYmoP3%2FSNJ3n7xsyXGBAQvicHkv2VYzFlQCoJkbu4q37k30e&rqlang=en&rsv_dl=ts_0&rsv_enter=1&rsv_sug3=8&rsv_sug1=5&rsv_sug7=100&rsv_sug2=1&rsv_btype=i&prefixsug=youcaizi&rsp=0&inputT=5208&rsv_sug4=5209&rsv_sug=4,　2026 年 1 月 30 日閲覧）

(8)　「豚生産能力管理基準」は，元来，国民生活に不可欠な豚肉の安定供給が主目的で，コントロールの主眼である母豚頭数は前月比 5%増まで許容されており，価格の低下時に直ちに頭数削減の即効性は持たないと考えられる。同基準は，2024 年の改定で繁殖母豚の飼養頭数基準を従来より 200 万頭引き下げ，3,900 万頭とするとともに，その 92%（3,588 万頭）まで許容する（上限は 105%）との緩和が行われたが，減少傾向にあるとはいえ，2025 年末の飼養頭数は前年末を上回る 3,961 万頭（101.6%）に達している。

(9)　2024 年 9 月 14 日付け農業農村部・国家発展改革委員会・工業情報化部・財政部・中国人民銀行・市場監督管理総局・金融監督管理総局「肉牛と乳牛の生産安定発展に関する通知」（https://www.moa.gov.cn/nybgb/2024/202410/202410/t20241022_6464801.htm,2026 年 1 月 30 日閲覧）。牛の質の向上や乳用母牛の増強，「新型経営主体」（家庭牧場（規模の大きな家族経営）や酪農合作社等）の育成，牧草用の耕地の確保による牧草コストの低減，乳牛飼育と生乳加工の連携強化，資金借入れと農業保険の強化，貧困脱却地域における畜産関係新プロジェクトの導入，牛肉と生乳の消費拡大，獣医・防疫対策や飼料利用高効率化・飼養管理精密化等の技術対策を打ち出している。

(10)　2025 年 7 月 17 日に行われた農業農村部の「2025 年上半期の農業農村経済進展状況に関する記者発表会」において，黄保続・畜牧獣医局長は「旧正月の後，生体牛価格が底を打ち，情勢が好転し，3 か月連続で全体として黒字を確保できた」としている。（http://www.scio.gov.cn/live/2025/36791/index.html,　2026 年 1 月 30 日閲覧）

(11)　注(1)の記者発表会における陳邦勲・農業農村部発展規画司長の説明によれば，2026 年 1 月時点で，「肉牛は 25 年 4 月以降 9 か月経営黒字が続いている」と説明している。他方，酪農経営は「**赤字が 9 か月連続で縮小**するとともに，生鮮乳価が下げ止まっており，政策効果は上がっている」と説明するが，赤字そのものは解消していない。

(12)　2025 年 7 月 28 日付け農業農村部弁公庁「酪農業の困難緩和と質の高い発展レベル向上に関する通知」，https://www.moa.gov.cn/govpublic/xmsyj/202507/t20250730_6476158.htm（2026 年 1 月 30 日閲覧）

(13)　6 か国以外の「その他の国または地域」への枠もあるが，「適用されない発展途上国」が別に定められており，その中には，アフリカや中南米，大洋州の国々を中心に 143 か国（韓国，カザフスタン，ロシア，ベラルーシ，ウクライナ，セルビア，ボリビア，コロンビア，チリ，コスタリカ，南アフリカ共和国なども除外対象。）及び香港・マカオが含まれており，2024 年，2025 年に輸入実績のある国々で適用可能性があるのはハンガリー，アイルランド，フランスのみとなっている。

(14)　豚肉 95%，牛・羊肉 85%，家きん肉 100%。

(15)　諸外国の間では，EU 側が中国製 EV の追加関税を課したことへの対抗措置との見方が強い。

(16)　液状乳製品は 1:1，その他（ドライ）乳製品は 1:8 で重量換算するとされている（農業農村部(2025)第 13 章)。

(17)　第十四次五か年規画期間（2021-2025）における「経済社会が依って立つ原則」は，①党の全面的指導（領導）の堅持，②人民を中心とすることの堅持，③新たな発展の理念の堅持，④改革開放の深化を堅持，⑤システムの観念を堅持の五項目であったが，第十五次五か年規画期間（2026-2030）においては，①党の全面的指導（領導）の堅持，②人民至上の堅持，③質の高い発展の堅持，④全面的な改革の深化を堅持，⑤有効な市場と有為の政府を相互に結び付けることを堅持，⑥発展と安全を統一的に計画按配することを堅持の六項目とされている。

(18)　2025 年 12 月の「中央経済工作会議」（党中央が翌年の経済運営の基本方針を審議）では，「改革開放」の語が復活しているほか，責任者（韓文秀党財経委員会弁公室副主任）の説明でも，翌年の方針として「改革開放の深化に注力」との語句が使用されており（https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202512/content_7051771.htm（2026 年 1 月 30 日閲覧）），2 か月弱の間に若干揺り戻し，見直しの動きがあったとみられる。習近平政権としても，国内格差縮小に向け，「鄧小平路線」を薄めたいものの，国内経済状況低迷の中，「放棄した」との批判は避けたいとみられる。

(19) 「四つの農業」と総称され，習近平政権が重視する「新質生産力」の農業分野におけるキーワードとなっている。
(20) 第十四次五か年規画「建議」段階では「農村改革の深化」の表題だったが，規画の成案では改められている。
(21) 第十四次五か年規画「建議」では，「貧困脱却攻略の成果を強固に発展させることと郷村振興を効果的に連接させることを実現」が四つ目の項目として別建てされていた。なお，第十四次五か年規画では，2020 年に国全体として「貧困脱却攻略」が実現したと宣言されたことを受け，その後の五年間を「脱却を確実なものにする」ための「過渡期間」と位置付けていた。
(22) 中国共産党中央規律検査委員会 2024 年 11 月 15 日「農業農村部原党組書記、部長唐仁健厳重違規被開除党籍和公職」，https://www.ccdi.gov.cn/toutiaon/202411/t20241115_388186.html（2026 年 1 月 30 日閲覧）
(23)「国家統計局解読糧食生産情況」（魏鋒華国家統計局農村社会経済調査司長名義による解説）https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202512/content_7051019.htm（2026 年 1 月 30 日閲覧）

［引用文献］

【日本語文献】
百﨑賢之（2025)「第３章 中国」農林水産政策研究所『プロジェクト研究【主要国農業政策・食料需給】研究資料』第 9 号

【中国語文献】
海関総署（2026）「2025 年 12 月進口主要商品量値表（人民幣値）」，http://www.customs.gov.cn/customs/index.html（2025 年 1 月 31 日閲覧）（他に，中国海関統計（各年）と同総署ウェブサイト）
国家統計局(2025)「国家統計局関于 2025 年糧食産量数据的公告」，https://www.stats.gov.cn/ sj/zxfb/202512/t20251212_1962049.html（2026 年 1 月 30 日閲覧）（他に，中国農村統計年鑑（各年））.
国家統計局(2026)「2025 年経済発展向新向優 預期目標円満実現」，https://www.gov.cn/lianbo/202601/content_7055175.htm（2026 年 1 月 30 日閲覧）（他に，中国統計年鑑（各年））.
農業農村部（2025)『中国農業展望報告』(2025 年版）中国農業科学技術出版社.
農業農村部『農産品供需形勢分析月報』(月刊)

第４章 インド
—植物油の需給動向に関する分析—

草野 拓司

１．はじめに

インドは 1970 年代後半に「緑の革命」に成功し，穀物の自給を達成した。その後も価格政策や投入財政策などを背景にしたコメや小麦の増産が続き，世界一のコメ輸出国になるなど，近年では農業大国として確固たる地位を築いている。

その一方で，依然として低い自給率にとどまっているのが植物油である。1980 年代には,「食の高度化」が徐々に進むインドにおいて，植物油の自給を目指した政策が採られるようになった。それにより，1980 年代後半から植物油の原料である油糧種子の生産量が急速に伸びた。それは「黄色の革命」（藤田，2006：106）と呼ばれ，総生産量は 90 年代後半にかけて急速に拡大した。ところが，その後は緩やかな増加がみられただけで，2010 年代後半に入っても生産量は「停滞」を余儀なくされた。草野（2022）では植物油の需給動向を整理しつつ「停滞」の要因を検討したが，その後もインドは経済成長を続け，国民所得の増大が続いていることから，近年の植物油の需給動向を改めて整理する必要が生じている。

そこで本稿では，インドにおける主要な植物油であるパーム油，大豆油，菜種油，ひまわり油に焦点を当て，最新のデータを用いて改めて需給動向を整理する。以下，2 節では例年どおり，主要農産物の近年の需給動向を簡単に紹介する。3 節が本稿の核となる部分であり，ここで植物油の需給動向を整理する。4 節でまとめを行う。

２．主要農産物の需給動向

（１）主要穀物

１）コメ

2025/26 年の生産量は，前年度より 200 万トン増収の１億 5,200 万トンと推測されており（第１表），増産基調に変わりないといえるだろう。この生産量は世界全体の 28%を占めており，依然として国際的な影響力は大きい。

同年度の消費量は前年度より 583 万トン増の１億 2,700 万トンと推測されている。自給率は 120%であり，安定した生産量が維持されていることが分かる。期首在庫も 4,800 万トンと推測されており，安定した供給量が維持されているといえる。

以上のように安定した供給量を維持しているものの，インド政府は 2022 年９月に砕米，2023 年７月にバスマティ米・パーボイルド米以外の精米の輸出を規制した。これらによ

り，23/24 年の輸出量は前年度比で約 29%減となった。その後，2024 年９月の輸出規制解除等により，24/25 年の輸出量は，前年度より 841 万トン増加して 2,283 万トンになった。さらに 25/26 年には 2,500 万トンに増加すると推測されている。23/24 年の世界における輸出量の割合は 25.5%であったが，25/26 年は 40%まで増加すると推測される。これに伴い，ベトナム（12.5%），タイ（11.9%）を大きく上回り，依然として国際的にも大きな影響力を持つこととなる。

第１表　コメの需給（精米ベース）

単位：1,000 ヘクタール，1,000 トン，単収はトン/ヘクタール

	2020/21	2023/24	2024/25	2025/26
収穫面積	45,769	47,828	51,423	52,000
期首在庫	33,900	35,000	42,000	48,000
生産量	124,368	137,825	150,000	152,000
輸入量	0	0	0	0
総供給量	158,268	172,825	192,000	200,000
輸出量	20,216	14,422	22,827	25,000
消費量	101,052	116,403	121,173	127,000
期末在庫	37,000	42,000	48,000	48,000
単収	4.1	4.3	4.4	4.4

資料：USDA PSD Online(2025 年 12 月 22 日参照)。

２）小麦

インドではコメに次いで重要な穀物である小麦の 25/26 年の生産量は前年度から 465 万トン増で，1 億 1,795 万トンと推測されている（第２表）。16/17 年には不作だったものの，以降は安定した増産基調が続いているといえる。

25/26 年の消費量は前年度より 355 万トン増の 1 億 1,251 万トンと推測され，自給率は 105%である。新型コロナウイルス感染症により，中央政府が無償で大量の小麦を支給したことにより，23/24 年の期首在庫は前年比で大きく減少していた。その影響を受け，24/25 年はさらに減少して 750 万トンとなったものの，25/26 年には 1,180 万トンまで回復することが見込まれる。

コメと比べると小麦は気候の影響を受けやすく，生産がやや不安定なため，インドはたびたび輸入と輸出を繰り返してきた。近年では，16/17 年と 17/18 年に小麦の純輸入国であったが，18/19 年以降は純輸出国となっている。ただし，2022 年５月の輸出規制に伴い，23/24 年以降，ほとんど輸出はない（24/25 年は 19 万トンであり，25/26 年は 25 万トンの見込み）。

第２表 小麦の需給

単位：1,000 ヘクタール，1,000 トン，単収はトン/ヘクタール

	2020/21	2023/24	2024/25	2025/26
収穫面積	31,357	31,401	31,833	32,804
期首在庫	24,700	9,500	7,500	11,800
生産量	107,860	110,554	113,292	117,945
輸入量	18	126	155	250
総供給量	132,578	120,180	120,947	129,995
輸出量	2561	338	186	250
消費量	102,217	112,342	108,961	112,510
期末在庫	27,800	7,500	11,800	17,235
単収	3.4	3.5	3.6	3.6

資料：USDA PSD Online(2025 年 12 月 22 日参照)。

３）トウモロコシ

近年，粗粒穀物の中で最も重要な位置づけにあるのがトウモロコシである。家禽（かきん）用飼料や工業用への国内需要が増加しており，生産量も堅実に増加してきた。単収もより優れたハイブリッド品種により増加している。収穫面積も拡大しており，2000 年代初期は 660 万ヘクタールであったが，近年は 1,100 万ヘクタールを超えている（第３表）。こうして近年の生産量は増加基調で，25/26 年は前年度より 72 万トン増加し，4,300 万トンと推測される。

消費量も過去 20 年，家禽用飼料やでんぷんとしての利用が増加したことにより増加している。25/26 年は前年度比で 3.5%増の 4,400 万トンとなり，自給率は 97.7%と推測される。総消費量に占める飼料用消費量の割合は 59.1%であり，近年の高止まりの傾向が続いている。インドでは伝統的に粗飼料が利用されることが多く，より栄養価の高いトウモロコシの利用は依然として十分ではないため，トウモロコシへの潜在的な需要が大きいと考えられている。そのため，さらなる増産が求められる状況にあるといえるだろう。

第３表 トウモロコシの需給

単位：1,000 ヘクタール，1,000 トン，トン/ヘクタール

	2020/21	2023/24	2024/25	2025/26
収穫面積	9,892	11,241	11,200	11,500
期首在庫	1,844	2,658	2,822	2,282
生産量	31,647	37,665	42,281	43,000
輸入量	0	844	279	500
総供給量	33,491	41,167	45,382	45,782
輸出量	3,613	445	600	350
消費量	27,850	37,900	42,500	44,000
うち飼料用消費量	16,250	22,900	25,000	26,000
うち食料･種子･工業用途の消費量	11,600	15,000	17,500	18,000
期末在庫	2,028	2,822	2,282	1,432
単収	3.2	3.4	3.8	3.7

資料：USDA PSD Online(2025 年 12 月 22 日参照)。

（２）畜産業

１）ミルク

2025 年度の生産量は，前年度比 2.3%増の２億 1,650 万トンと推測される（第４表）。そのうち 48%に当たる１億 320 万トンは牛乳，残りの 52%に当たる 1 億 1,330 万トンはその他（ほとんどは水牛乳）となっている。牛乳，水牛乳いずれも増加が続いており，総生産量は，2020 年度比で 11%増となり，ミルクの供給量は安定している。

消費量をみると，2025 年度は前年度比 2.3%増の２億 1,648 万トンと推測される。人口増加と所得向上などにより，ミルクの消費量は右肩上がりで増加が続いている。とはいえ，自給率は依然として 100%を維持している。

第４表　ミルクの需給

単位：1,000 トン

	2020	2023	2024	2025
乳牛頭数（1,000頭）	56,450	61,000	61,500	62,000
生産量	194,800	207,100	211,700	216,500
うち牛乳生産量	93,800	99,000	101,000	103,200
うち他ミルク生産量	101,000	108,100	110,700	113,300
輸入量	0	1	1	1
総供給量	194,800	207,101	211,701	216,501
輸出量	11	16	20	25
消費量	194,789	207,085	211,681	216,476
うち飲料用消費量	81,000	87,050	89,000	91,000
うち工場用消費量	113,789	120,035	122,681	125,476
うち飼料用消費量	0	0	0	0

資料：USDA PSD Online(2025 年 12 月 22 日参照)。

２）水牛肉及び牛肉

人口増加と堅調な輸出需要により，2025 年度の水牛肉及び牛肉の生産量は前年度比 1.5%増の 464 万トンと推測されることから，若干の増加傾向にあるといえる（第５表）。インドにおけるほとんどの州は，宗教的な理由で牛（水牛は含まない場合もある）のと殺を制限するか禁止しているため，生産量の大半は主に酪農部門からの廃用水牛のと殺に依存している。

水牛肉及び牛肉の消費量をみると，2025 年度は前年度比 0.7%減の 302 万トンと推測される。なお，第５表には示していないが自給率は依然として高く，前年度とほぼ変わらず，153%である。国内生産量が消費量を大きく上回っており，生産量と消費量のギャップの多くが輸出に向けられた結果，162 万トンが輸出される見込みである。これは世界の輸出量の 12%に当たり，インドはブラジル，オーストラリアに次いで世界第三位の牛肉輸出国となっている。

第５表 牛肉の需給

単位：1,000 トン（枝肉ベース）

	2020	2023	2024	2025
期首在庫	0	0	0	0
生産量	3,760	4,470	4,565	4,635
輸入量	0	0	0	0
総供給量	3,760	4,470	4,565	4,635
輸出量	1,284	1,552	1,524	1,615
消費量	2,476	2,918	3,041	3,020
期末在庫	0	0	0	0

資料：USDA PSD Online(2025 年 12 月 22 日参照)。

３．植物油の需給動向

（１）主要植物油の消費量

まずは第 1 図で主要な植物油であるパーム油，大豆油，菜種油（マスタード油が中心），ひまわり油の消費量をみていこう。

00/01 年の総消費量は 720 万トンであり，そのうち最も多いのがパーム油の 316 万トンで，大豆油 175 万トン，菜種油 149 万トン，ひまわり油 80 万トンと続いた。以後の総消費量は右肩上がりで，25/26 年には 00/01 年の 217%増に当たる 2,280 万トンにまで膨らんだ。同年度の品目別消費量では，やはりパーム油が最も多く 910 万トン（00/01 年比で 188%増）で，大豆油 657 万トン（同 275%増），菜種油 408 万トン（同 174%増），ひまわり油 305 万トン（同 281%増）と続いた。世界の消費量に占めるシェアでみると，パーム油 12%，大豆油 9%，菜種油 12%，ひまわり油 16%となっており，世界でも最大級であり，世界市場における影響力が増している。

以上のような消費量の増加は，人口増加と所得増大などが主因であると考えられる。また，近年の特徴としては，パーム油の消費量がやや停滞している一方で，菜種油，大豆油，ひまわり油の消費量が増加していることが挙げられる。これは，経済成長に伴う所得増大により，安価なパーム油からそれらの植物油に移行する段階にあるためと考えられるのである。

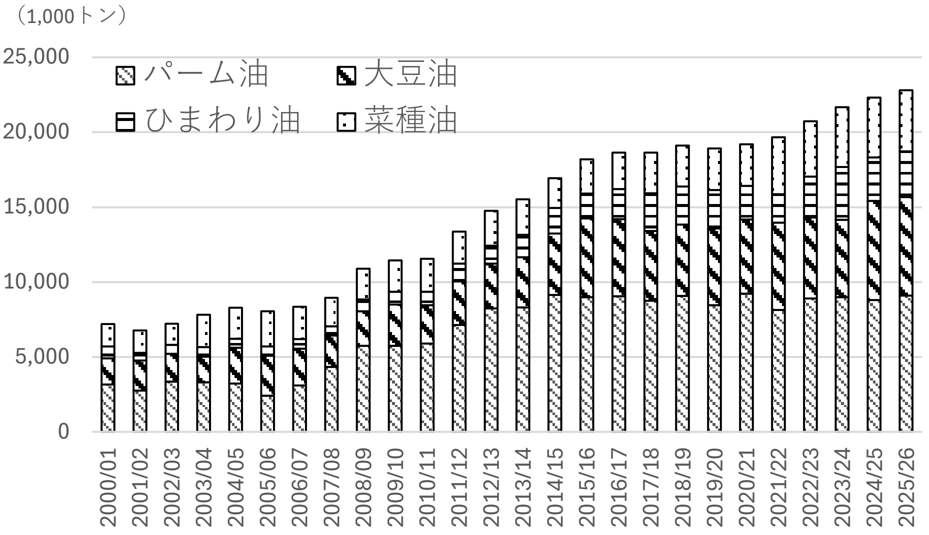

第１図　主要な植物油の消費量

資料：USDA PSD Online(2025 年 12 月 27 日参照)。

（２）主要植物油の生産量

次に，第２図で主要な植物油の生産量の動向を整理しよう。

00/01 年の総生産量は 268 万トンであり，そのうち最も多く生産されたのが菜種油の 142 万トンで，大豆油 81 万トン，ひまわり油 41 万トン，パーム油 4 万トンと続いた。それ以降，19/20 年までは生産が停滞していたが，20/21 年からは若干の増加傾向にある。25/26 年の総生産量は 610 万トンとなり，00/01 年比で 128％増となっている。品目別でみると，最も多いのが菜種油の 409 万トン（00/01 年比で 188％増）で，大豆油 167 万トン（同 106％増），パーム油 31 万トン（同 663％増）と続く[1]。

このように，近年において生産量の増加がみられるものの，00/01 年から 25/26 年の消費量の増加が 217％であるのに対して，生産量の増加は 128％にとどまっており，依然として消費量と生産量のギャップは大きいままである。生産量について，世界に占めるシェアをみても，菜種油 12％，大豆油 2％でしかない。

第３図で自給率をみると，インドでは伝統的に食されてきた菜種油が自給を達成しているものの，パーム油は 1～3％ほどで長く停滞しており，25/26 年も 3.4％である。大豆油とひまわり油は減少が著しく，25/26 年にはそれぞれ 25％，1％まで低下している。菜種油以外の自給率は低いままである。

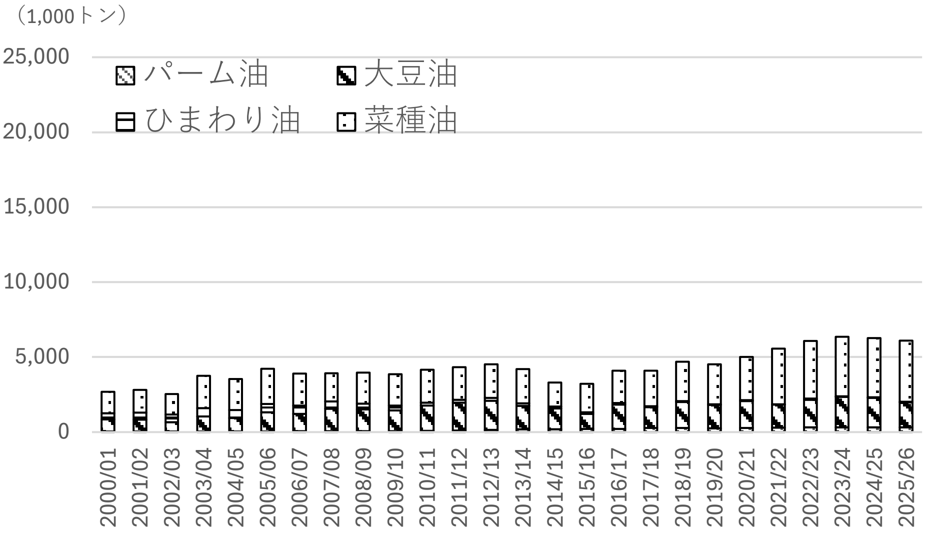

第２図　主要な植物油の生産量

資料：USDA PSD Online(2025 年 12 月 27 日参照)。

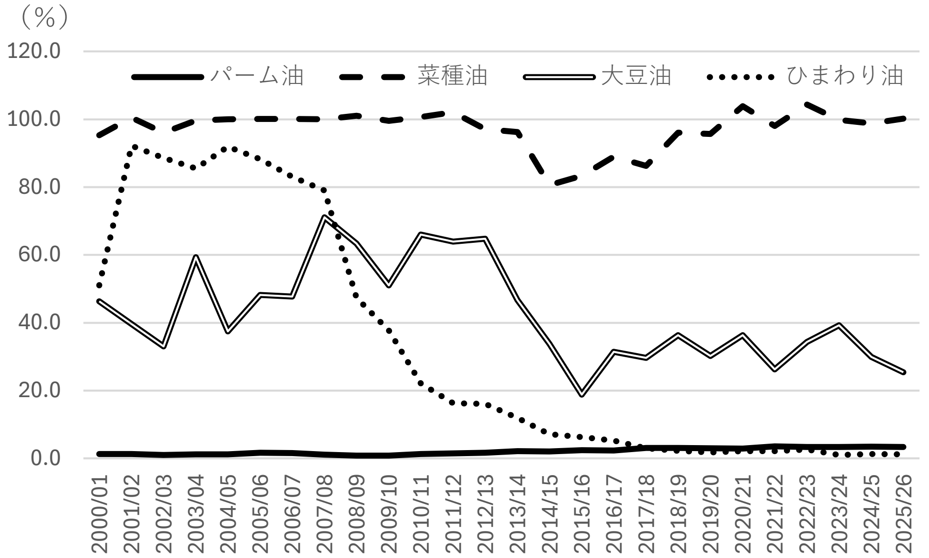

第３図　主要な植物油の自給率

資料：USDA PSD Online(2025 年 12 月 27 日参照)。

（３）世界最大級に増加した植物油の輸入

以上でみたように，インドでは植物油の消費量と生産量に大きなギャップがあり，自給率もきわめて低い状況にある。近年においても，ギャップは拡大する一方である。

そのギャップを埋めているのが，外国からの輸入である。25/26 年のインドにおける主要な植物油の総輸入量は世界全体の 22%に当たる 1,629 万トンであり，これは世界最大で

ある。

第 4 図で油種別の輸入量の推移をみていこう。輸入されているのはパーム油，大豆油，ひまわり油で，そのうち国内で最も多く消費されているパーム油の輸入量は 2010 年代半ばまで増加傾向で，それ以降も 850 万～1,000 万トンほどで推移している。パーム油は他の油種に比べて安価で輸入しやすいため，輸入量が最も多くなっていると考えられる。主な輸入元国はインドネシアとマレーシアで，それらの国では主にプランテーション方式での集約的なパーム椰子の栽培が行われており，単位面積当たりの生産性の高さが安価なパーム油を生み出しているのである。

なお，2010 年代半ば以降，300 万～400 万トンほどの輸入量がある大豆油も 25/26 年は世界最大の 425 万トンである（シェアは 34%）。ひまわり油も同様，同年には世界最大の 295 万トンであり（シェアは 26%），インドは世界でも最大級の植物油輸入国となっている。

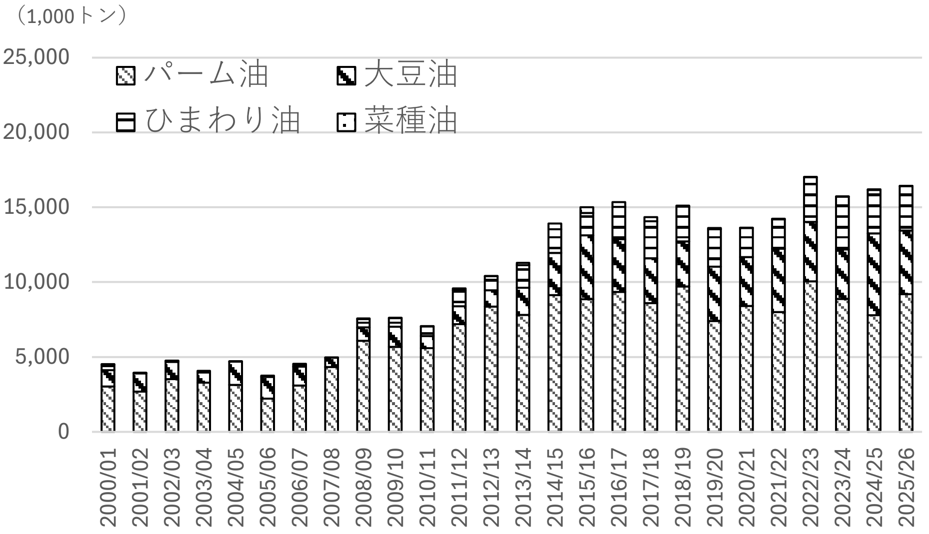

第４図　主要な植物油の輸入量

資料：USDA PSD Online(2025 年 12 月 27 日参照)。

また，第 5 図で輸入依存度（輸入量÷（国内生産量＋輸入量））をみると，この期間パーム油はほとんどを輸入に依存していることが分かる。ひまわり油に関しても，07/08 年以降急速に依存度を高め，2010 年代半ば以降はほぼ輸入に依存している。大豆油については，2010 年代前半に依存度を高め，現在も 60～80％を輸入に依存している。

ただし，菜種油に関しては，2010 年代半ばにやや依存度を高めた時期はあったものの，近年ではほとんど輸入には依存しない状況にある。菜種は小麦と競合しつつも，乾燥耐性があり，比較的短い生育期間で限界的な土地でも栽培可能なことから，コメ・小麦中心の二毛作体系に組み込みやすい油糧作物になっているのが要因であると考えられる。加えて，菜種油（特にマスタード油）は，単なる植物油ではなく伝統的食用油である。特に東イン

ドと北インドでは主要調理油であり，香り・風味への嗜好が強く，他油脂では代替しにくいため，国内需要が安定しており，輸入油脂との競争圧力が相対的に弱いという特徴もある。インドは伝統的にマスタード・菜種の主要生産国であり，大豆やひまわりのような比較的新しい油糧作物とは異なり，農家の受容性が高いという特徴も有している。また，菜種油は，世界における輸出余力がきわめて小さいという事情も背景にある。

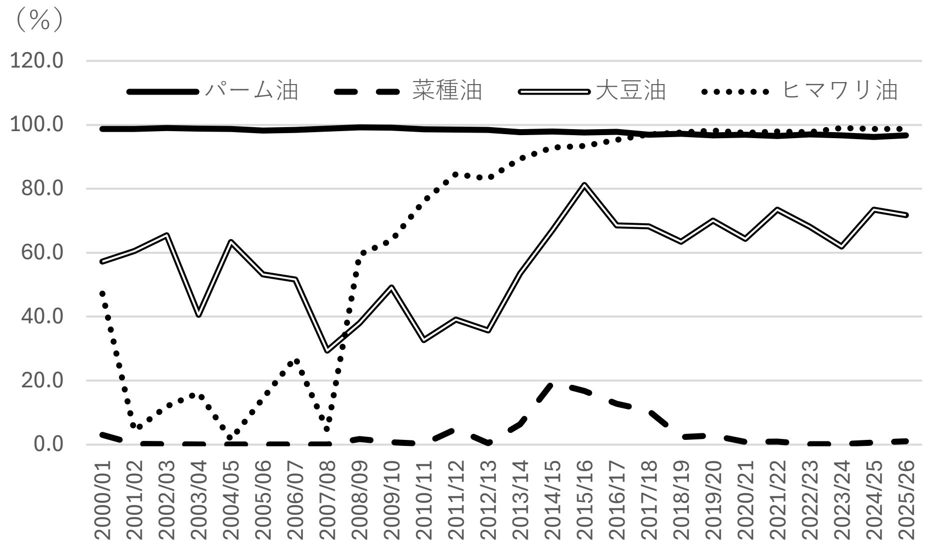

第５図　主要な植物油の輸入依存度

資料：USDA PSD Online(2026 年 2 月 13 日参照)。

４．まとめ

以上，インドにおける植物油の需給動向を整理した。

経済成長が続くインドでは，パーム油，大豆油，菜種油，ひまわり油の消費量がいずれも増加傾向である。一方で，生産量も増加傾向にあるとはいえ，菜種油を除いて，消費量の増加には遠く及ばず，消費量と生産量の間のギャップは拡大する一方である。そのギャップを埋めているのが外国からの輸入である。パーム油とひまわり油はほぼすべてを輸入に依存しているし，大豆油も 60～80%を輸入に依存している。パーム油はインドの気候では栽培が困難なことに加え，大豆油とひまわり油は競合作物に収益性で劣ることなどが，生産量が飛躍的に増加しない要因である。今後，自給率を高めるため，政府がコメや小麦のように高い最低支持価格を設定するなどして，油糧種子の増産をバックアップしていくのか，注目されるところである。

他方，インドでは中間所得層の人口増加により，植物油需要がさらに拡大することが予想される。インドネシアやマレーシアのパーム油を当てにするのはいいが，両国では環境問題，労働力不足，バイオディーゼル向けの国内優先政策などにより，価格が不安定になりつつある。コメや小麦，また畜産物などの自給と輸出に躍起になっているインドである

が，植物油に関しては自給の可能性が展望されない。人口超大国インドの輸入動向が世界市場に与える影響は計り知れない。インドの植物油の需給動向へ注視を続ける必要があるといえる。

［引用文献］

[1]　藤田幸一(2006)「インドの農業・貿易政策の概要」社団法人国際農林業協力・交流協会『平成 17 年 地域食料農業情報調査分析検討事業 アジア太洋地域食料農業情報調査分析検討事業実施報告書』.
[2]　GOI, Ministry of Agriculture and Farmers Welfare, NFSM (National Food Security Mission) ウェブサイト（2022 年 1 月 19 日参照）https://www.nfsm.gov.in/StatusPaper/NMOOP2018.pdf
[3]　川島博之(2014)「インドの食料生産－中国，米国との比較」『現代インド研究』4:53-70.
[4]　草野拓司(2022)「第 5 章 インド－植物油の輸入依存度の高まりと生産停滞の要因－」農林水産政策研究所『令和 3 年度カントリーレポート：タイ，ベトナム，インドネシア，中国，インド，西アフリカ』.
[5]　Sharma V. P. (2014) *Problems and Prospects of Oilseeds Production in India.*
[6]　USDA (2025a)　“Dairy and Products Annual,” *Gain Report.*
[7]　USDA (2025b)　“Grain and Feed Annual,” *Gain Report.*
[8]　USDA (2025c)　“Livestock and Products Annual,” *Gain Report.*
[9]　USDA (2025d)　“Oilseeds and Products Annual,” *Gain Report.*

[1] NFSM (National Food Security Mission：国家食料安全保障ミッション)のレポート（2022 年 1 月 19 日参照）によると，大豆・菜種・ひまわりの収益性は競合するトウモロコシ・綿花・ひよこ豆などに劣るため，農民の増産インセンティブが働きにくい状況にあった。しかし，近年では変化が起きている。国内外における飼料需要の増加や価格の上昇もあり，菜種と大豆の収穫面積が増加している。それが菜種油と大豆油の増産の一因となっているのである。

第５章 韓国

―トウモロコシの需給変動とその影響―

樋口 倫生

１．はじめに

2024 年における韓国のトウモロコシの国内消費量は約 1,100 万トンに達し，そのうち約 99%を輸入に依存している。国内生産量はおよそ 9 万トンにとどまり，主に食用として利用されている。一方，飼料用トウモロコシは全量を輸入に頼っており，その主要な供給国はブラジル，アルゼンチン，そして米国である。2024 年に韓国政府はコメの転作政策の一環としてトウモロコシ生産の拡大を企図したが，収益性や生産条件の制約から増産の速度は緩やかであった。このように，韓国のトウモロコシ需給構造は極めて外部依存的であり，国際価格の変動や為替レートの影響を強く受けやすい状況にある。

トウモロコシの韓国における栽培は，16 世紀頃に日本や中国と同様に始まったとされ，韓国語での名称「オクスス（옥수수）」は，中国語の「玉蜀黍（yùshǔshǔ）」に由来している。「玉蜀黍」は韓国語では「オクチョクソ（옥촉서）」と読まれるが，日常語としては「옥（玉）＋수수（粟）」の組み合わせによる「オクスス」という形が広く定着した。

本研究は，こうした歴史的・構造的背景を踏まえ，韓国のトウモロコシ需給構造を多角的に分析することを目的とする。特に，供給サイドでは国内生産と輸入の動向を，需要サイドでは飼料・加工・食用といった用途別の消費構造を検討し，さらに国際貿易，為替変動，FTA や関税割当（TRQ）制度といった外的要因が韓国のトウモロコシ市場に与える影響を明らかにする(1)。最終的には，韓国の食料安全保障および農業政策の観点から，トウモロコシの位置づけと今後の課題を考察することを目的とする。本稿は，韓国の農業・貿易構造におけるトウモロコシの役割を理解するうえで，基礎的かつ実証的な分析の一助となることを意図している。

２．生産量の推移

韓国におけるトウモロコシの生産量は（第 1 図），1960 年以降，顕著な増加傾向を示した。特に 1980 年には 15.4 万トンを記録し，生産のピークに達した。このピーク以降，生産量はおおむね減少傾向を辿るが，2010 年代以降は一定水準を維持している。近年の具体的な数値として，2024 年の生産量は 9.4 万トンであった (2)。

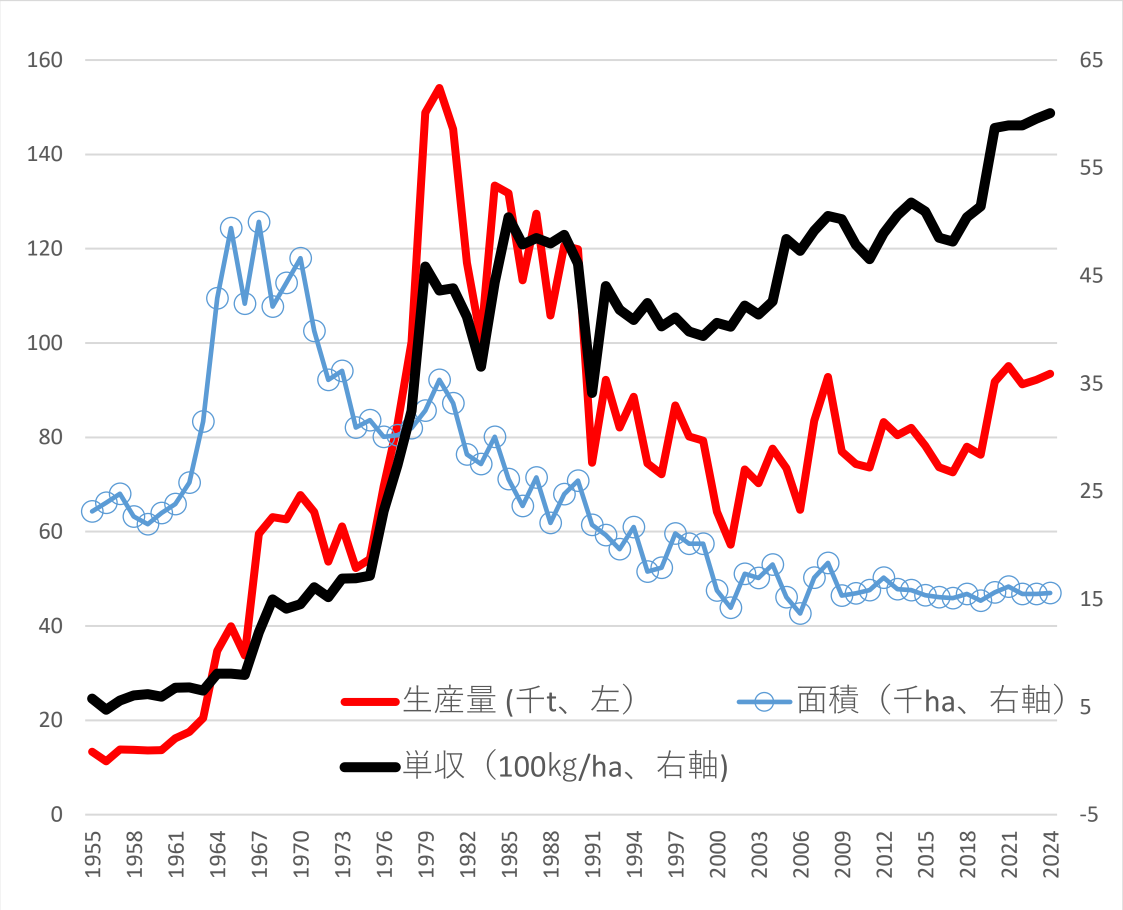

第１図　トウモロコシの生産量と栽培面積

資料：韓国農水産部（1978），韓国統計庁。

栽培面積は（第１図），1967 年にピークの 5 万 ha を記録した後，急速に減少している。1967 年以降，作付面積が減少しているにもかかわらず，1980 年まで生産が増加している。この期間（1967～80 年）の成長率をみると，生産量が 159%，面積がマイナス 29%，単収が 266%となっており，生産の増加は，単収（100kg/ha）の上昇に起因することが分かる。しかし，生産量がピークを迎えた 1980 年以降は，単収の増加が停滞しつつ，面積が減少したため，生産量が低下する結果となった。この面積の減少は，相対的に収益性の高い他の作物への土地利用転換が進んだことに起因すると考えられる。なお，生産量が減少傾向にあるものの，単収が上昇したという特異な時期が見られる。これは，生産性の低い農家が営農から撤退した結果として解釈される。

次に，トウモロコシの韓国農業全体に占める位置づけを栽培面積の比率（%）から考察する（第２図）。この比率は大きな変動を示さず，1980 年と 2021 年に 1.8%で最も高い比率である。2000 年以降は漸増傾向にあるとはいえるものの，2%に満たない水準であり，主食であるコメ（稲作）の栽培面積と比較すると，その規模は極めて小さい。

なお近年におけるトウモロコシ栽培面積の微増は，コメの作付けから代替作物への転換を促すために補助金を導入している影響である。

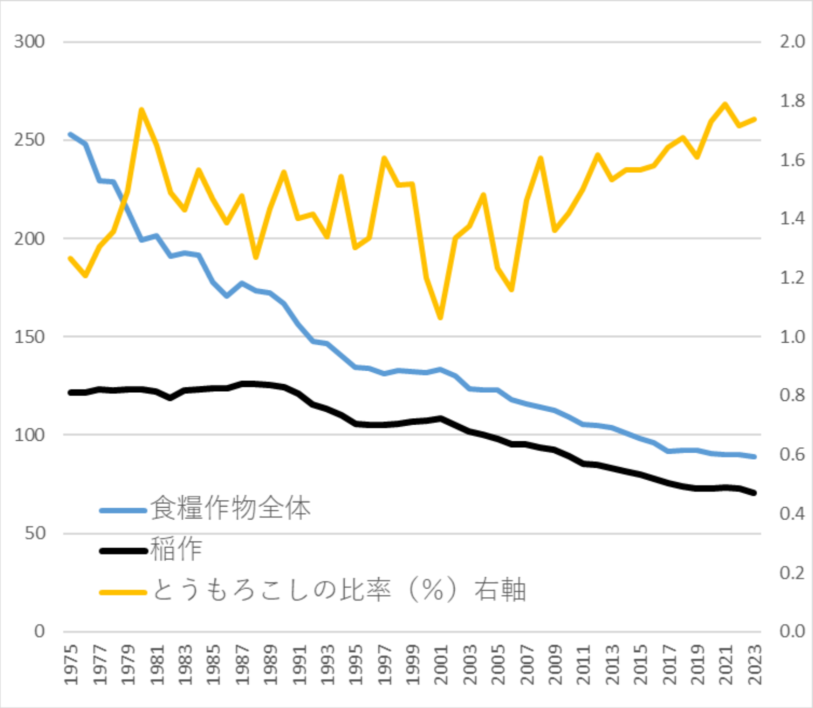

第２図 食糧作物の栽培面積（万 ha）

資料：韓国統計庁。
注：トウモロコシの栽培面積は第 1 図を参照。

３．韓国農業におけるトウモロコシの位置づけと輸入構造

（１）輸入量と輸入依存度

国内生産の動向を踏まえ，トウモロコシの韓国農業全体における位置づけと，輸入に焦点を当てた供給構造の分析を行う。まず第３図と第 1 表で輸入量の推移をみる。

韓国ではトウモロコシの国内生産量が限定的であるため，トウモロコシ供給は輸入に大きく依存している。輸入量は，1950 年代後半と 60 年代前半における米国からの援助期を経て，1960 年代半ばから急増する。援助用の米国産トウモロコシは，1955 年 5 月に米国農業法第 480 号（PL480 号）[(3)] に基づいて結ばれた韓米余剰農産物導入協定によって，1956 年から輸入が始まった。この余剰農産物は食糧不足の解消が主な目的であったので，工業用や飼料用としてはほとんど利用されなかった。

トウモロコシ輸入の増加は 1965 年の 3.3 万トンから大きくなり，1970 年代後半から穏やかな増加率となる。1970 年以降の輸入の増加は，韓国内の畜産産業発展に伴う飼料需要の増大が主要因である。輸入量は 1995 年に 896 万トンで一旦ピークを迎え停滞するが，2010 年代に再び増加に転じ，2024 年には 1144 万トンを記録している。

輸入依存度は，1960 年代後半から急速に上昇し，1995 年以降は 99%以上という極めて高い水準で推移している。

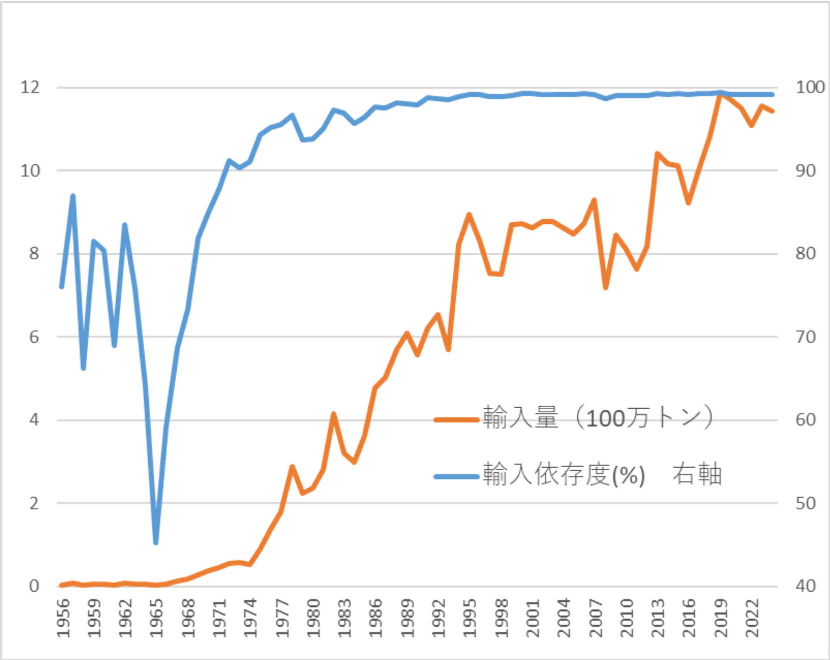

第３図　トウモロコシの輸入（1956～2024 年）

資料：韓国統計庁。USDA-FAS PS&D。
注．輸入量には，食用，飼料用，その他の用途を含む。輸入依存度は，輸入量÷（輸入量＋生産量）で計算。

第１表　トウモロコシの輸入（1956～84 年）

年	輸入量 万トン	輸入増加 率(%)	輸入依 存度(%)	年	輸入量 万トン	輸入増加 率(%)	輸入依 存度(%)
1956	3.6		76.1	1971	46	20	87.8
1957	9.3	158	87.0	1972	55.4	20	91.2
1958	2.7	-71	66.3	1973	56.9	2.7	90.3
1959	6	122	81.5	1974	53.2	-6.5	91.1
1960	5.6	-6.7	80.4	1975	89	67	94.3
1961	3.6	-36	69.0	1976	137	54	95.1
1962	8.9	147	83.5	1977	179.1	31	95.6
1963	6.4	-28	75.8	1978	288.1	61	96.6
1964	6.2	-3.1	64.1	1979	223.4	-22	93.7
1965	3.3	-47	45.2	1980	235.5	5.4	93.9
1966	4.9	48	59.2	1980	281.4	19.5	95.1
1967	13.1	167	68.7	1981	416.7	48.1	97.3
1968	17.4	33	73.4	1982	322.3	-22.7	97.0
1969	28.4	63	81.9	1983	300	-6.9	95.7
1970	38.3	35	85.0	1984	362.5	20.8	96.5

資料：韓国統計庁。

（２）世界市場における韓国の地位

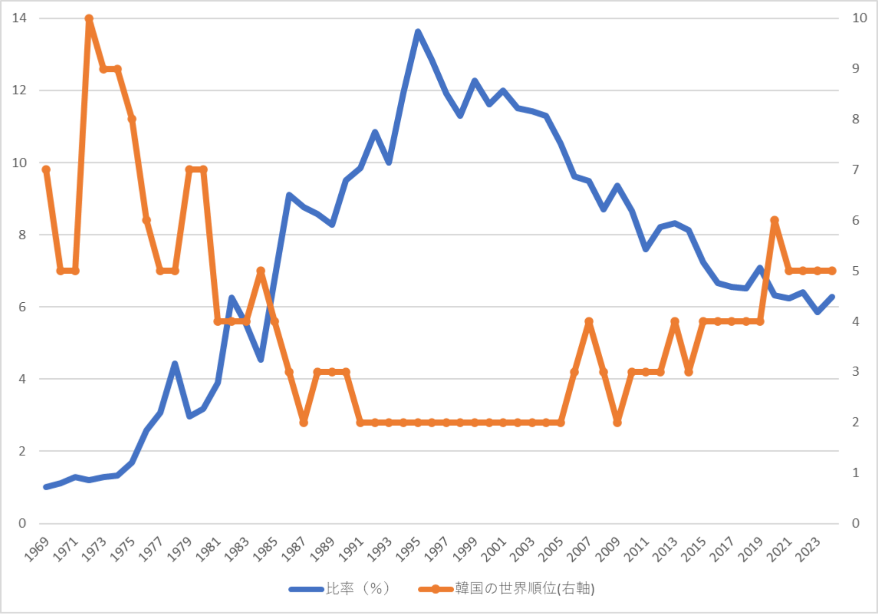

第４図 世界における韓国のトウモロコシ輸入

資料：USDA PSD データを利用して筆者計算。

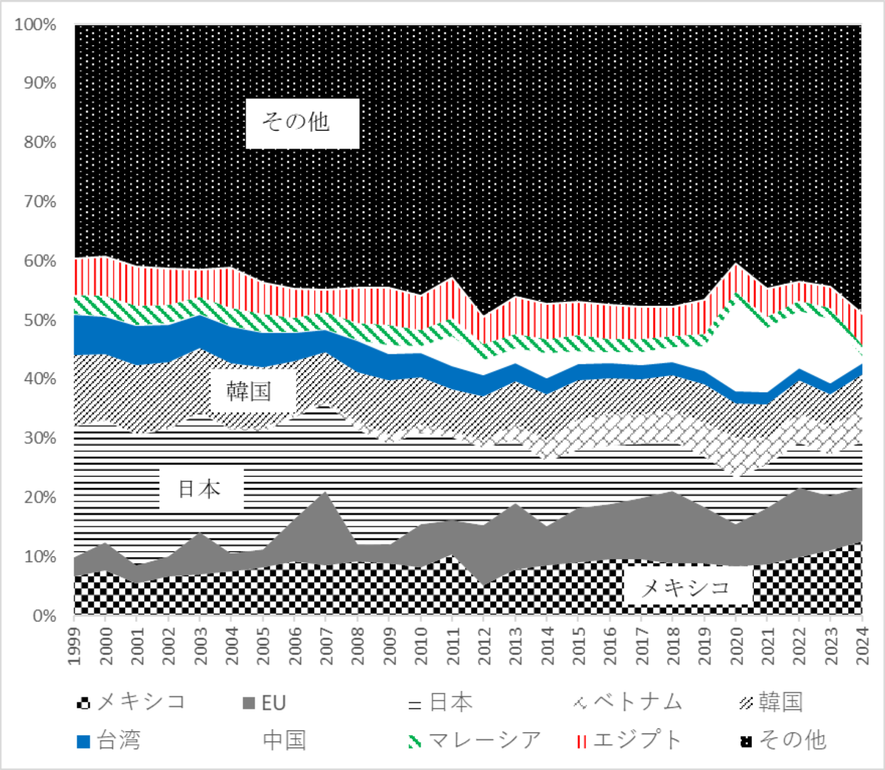

第５図 世界に占める主要国のトウモロコシ輸入比率

資料：USDA PSD データを利用して筆者計算。

韓国の世界のトウモロコシ輸入市場における位置を確認しよう（第４図）。輸入の世界に占める比率をみると，1969～1995 年において，大きく上昇し，1995 年に，13.6%でピーク

となっている。その後，比率は低下するが，2006 年まで 10%を超える水準を維持し，その後 6%まで低下する。

世界順位では，1970 年代には，5 位か 5 位より後ろにあったが，1980 年代になって 4 位や 3 位に位置するようになった。1991 年から 2005 年までは，2 位にあり，世界の中で輸入量が非常に大きな国の一つであった。その後，中国やベトナムの輸入拡大の影響を受け（第５図），相対的な地位が後退し，2015 年以降，4 位かその後ろになっている。

（３）輸入構造

トウモロコシ輸入の構造を，用途別および国別に詳細に分析する(4)。飼料用輸入トウモロコの推移をみると（第６図），2000 年以降，2010 年前後に最低となり，その後 2020 年まで大きく増加している。2020 年以降は，停滞ないしやや減少し，2024 年には 911 万トンの輸入であった。

輸入全体に占める飼料用の構成を見ると，2000 年以降，70%以上を占めており，2020 年代には 80%を超える水準に達している。この事実は，韓国のトウモロコシ輸入の大部分が飼料用であることを示しており，トウモロコシの高い輸入依存度が飼料需要の影響を極めて強く受けていることを裏付けている。

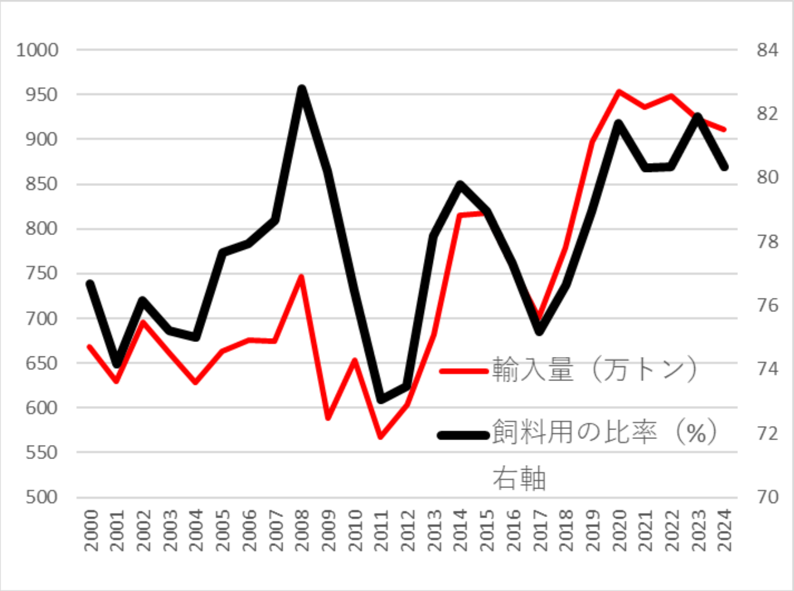

第６図　飼料用トウモロコシの輸入量と全体に占める比率

資料：韓国関税庁を利用して筆者計算。

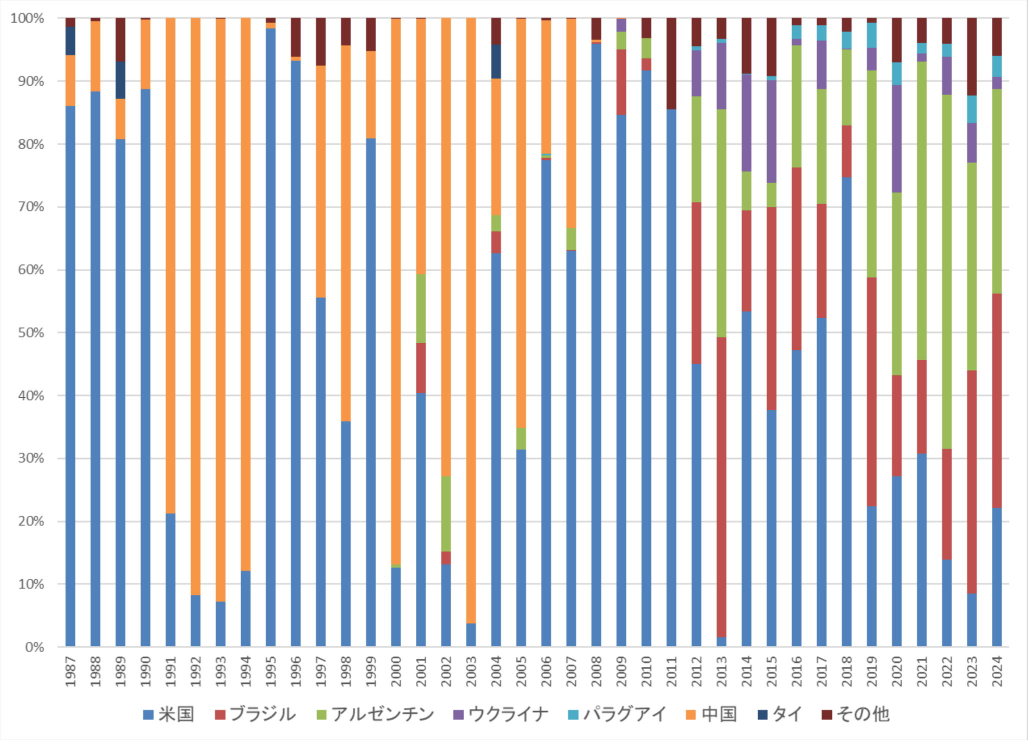

第７図　飼料用トウモロコシの輸入先国の比率（%）

資料：韓国関税庁を利用して筆者計算。

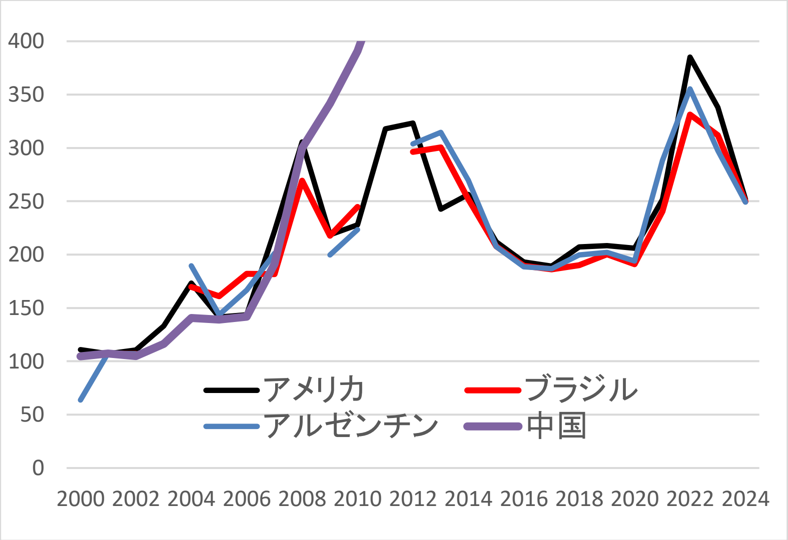

第８図　飼料用トウモロコシの価格（ドル/トン）

資料：韓国統計庁を利用して筆者計算。

飼料用トウモロコシについて，主要輸入国は時代と共に変遷している（第７図）。2000 年代半ばまでは中国からの輸入比率が高かったが，その後は急速に低下し，近年では輸入実績がない。2000 年代半ば以降は，米国からの輸入が支配的であったが，2010 年代に入ると

ブラジルとアルゼンチンからの輸入が急増し，2020 年代にはアルゼンチンが最大の比率を占めるに至った。2023 年時点では，ブラジルとアルゼンチンがそれぞれ約 35%でほぼ等しい比率を占め，2024 年ではブラジルが 34%，アルゼンチンが 32.4%，米国が 22%となっている。なお飼料用以外のトウモロコシ輸入国については，2024 年においてウクライナ（33.7%），米国（21.5%），セルビア（18.5%）となっている（()内は数量ベースの輸入全体に占める比率）。

2024 年の飼料用トウモロコシの国際価格は（第８図），アルゼンチン産が 249.1 ドル/トン，ブラジル産が 249.8 ドル/トンであり，アルゼンチン産がわずかに廉価であった。どちらの値も，300 ドル以上となっている 2022 年から大幅に減少している。

（４）トウモロコシ輸入関税制度の変遷

1995 年の WTO 協定発足に伴い，韓国は市場開放義務の履行として関税割当制度（TRQ: Tariff Rate Quota）を導入した。この制度は，一定の輸入数量（枠内）までは低関税を適用し，それを超える数量（枠外）には高関税を課すことで，国内生産者を保護しつつ最低限の市場アクセスを保証するものである。

WTO 協定上の譲許税率（Bound Rate）の推移を概観すると，1995 年時点では枠内税率は 3%（割当数量：約 610 万トン）であり，二次税率（枠外）は，飼料用等は 361.3%，ポップコーン用は 693%という極めて高い値が設定された。2004 年以降の実行税率においては，用途別に次のような構造が定着している。まず一次税率（枠内）をみると，飼料用・ポップコーン用が 1.8%，その他（加工用）が 3%という低率が設定されている。二次税率（枠外）については，飼料用等は 328%，ポップコーン用は 630%で依然として非常に高い水準が維持されている。特筆すべきは，1995 年以降，二次税率がいわゆる「禁輸的水準（Prohibitive Tariff）」に設定されている点である。これは形式上，国内市場を海外の安価な穀物から遮断する防波堤の役割を果たしているが，後述する運用実態においては，この高関税が適用される事例は極めて稀である。

韓国政府は WTO 譲許表という硬直的な枠組みに対し，「割当関税（Autonomous Tariff Quota)」と呼ばれる弾力的な運用措置を講じることで，国内の需給事情に対応してきた。これは，物価安定や産業競争力強化を目的に，一定期間，基本税率より低い税率を適用する制度である。2004 年には既に飼料用を 0%，その他を 1%へと引き下げる措置が取られており，特に飼料用トウモロコシに関しては，2015 年以降，一貫して 0%（無税）が維持されている。これは，配合飼料価格の抑制を通じて畜産農家の経営安定を図る政策的意図が強く反映されたものである。

輸入需要の増大に伴い，低税率（無税）枠の上限も年々拡大されている（自主的関税割当)。飼料用の無税枠は 2015 年の 800 万トンから，2016 年には 1,000 万トン，2022 年には 1,100 万トンへと増枠された。この措置により，実需者は WTO 協定上の割当数量（約 610 万トン）に縛られることなく，必要量のほぼ全量を無税で輸入することが可能となっている。すなわち，形式上の二次税率は形骸化し，実質的な市場開放状態が恒常化していると

言える。

前述の自主的関税割当が政府の裁量に基づく一時的・可変的な措置であるのに対し，2012 年に発効した米韓 FTA（KORUS FTA）は，輸入関税の撤廃を確定させる決定的な転換点となった。米国は韓国にとって最大級のトウモロコシ供給国である。同 FTA により，以下の通り自由化が加速した。まず飼料用は，2012 年の発効と同時に関税割当制度自体が撤廃され，即時無税（0%）へと移行した。加工用（その他）についても，段階的な削減を経て，2019 年には関税が完全に撤廃（0%）された。

これにより，対米輸入に関しては，韓国政府の裁量に関わらず恒久的な無税措置が確定したことになる。また，米国以外の主要輸出国との間でも同様の FTA 締結が進んでおり，WTO 枠外税率が適用される事例は排除されつつある。

４．需要構造の分析

では，供給構造の考察に続き，トウモロコシの需要構造を用途別に分析しよう（第２表）。最初に総需要量の概況をみたい。2023 年の韓国におけるトウモロコシ総需要量は，約 1,110 万トン（加工用 190 万トン，飼料用 920 万トン）であった。この需要を構成する主要な用途は「加工用」と「飼料用」の 2 つに大別されるが，国内自給率が極めて低い韓国において，その大部分は輸入によって賄われているのが現状である。

第２表　トウモロコシの需要　　（単位　1000 トン）

	需要量	食料	加工用		飼料	
1965	97	30	10	(0.103)	52	(0.536)
1970	333	9	59	(0.177)	257	(0.772)
1980	2,517	85	380	(0.151)	1,967	(0.781)
1990	6,425	3	1,466	(0.228)	4,949	(0.77)
2000	8,613	35	2,046	(0.238)	6,475	(0.752)
2010	8,635	73	2,009	(0.233)	6,604	(0.765)
2011	8,063	70	2,065	(0.256)	6,023	(0.747)
2012	7,855	70	2,062	(0.263)	5,681	(0.723)
2013	8,269	79	1,869	(0.226)	6,407	(0.775)
2014	9,788	76	1,959	(0.2)	7,850	(0.802)
2015	9,913	78	2,064	(0.208)	7,907	(0.798)
2016	9,797	74	2,149	(0.219)	7,711	(0.787)
2017	9,245	70	2,272	(0.246)	6,978	(0.755)
2018	9,895	70	2,294	(0.232)	7,667	(0.775)
2019	10,865	74	2,313	(0.213)	8,631	(0.794)
2020	11,658	72	2,189	(0.188)	9,527	(0.817)
2021	11,482	87	2,091	(0.182)	9,277	(0.808)
2022	11,333	90	2,080	(0.184)	9,137	(0.806)
2023	11,259	86	1,906	(0.169)	9,241	(0.821)
2024	11,227	87	2,038	(0.182)	9,076	(0.808)

資料：韓国農林畜産食品部（各年度）。
注：2024 年度は暫定値。()は需要量に占める比率。

次に総需要の内訳を詳細に見る。2024 年には，デンプンや糖類，食品原料等に充てられる「加工用」が 204 万トンであるのに対し，畜産業で使用される「飼料用」は 908 万トンに達している。この数値から，韓国におけるトウモロコシ需要の大部分（約 81%）が，飼料用によって占められていることが分かる。需要構造の変化を時系列で追うと，総需要に占める飼料用の比率は，2000 年時点では 75%であった。その後，この比率は上昇傾向にあり，2020 年代に入ると 80%を超える高い水準で推移している。

このような飼料用比率の上昇は，韓国国内における食肉消費量の増大と，それに伴う畜産業の規模拡大を背景としている。トウモロコシは配合飼料の主原料として不可欠であり，畜産部門の成長が韓国のトウモロコシ需要全体を牽引する構造となっている。

なお，飼料用トウモロコシと小麦は代替関係にあるため，両財の相対価格によって飼料用トウモロコシの需要量が変動する（USDA, 2025）。

５．まとめと今後の課題

本レポートの分析を通じて明らかになった韓国のトウモロコシ需給構造の最大の特徴は，他に類を見ないほどの「極めて高い外部依存性」である。2024 年における国内消費量は約 1,100 万トンに達するが，そのうち約 99%を海外からの輸入に依存しており，国内生産量はわずか 9 万トン程度で，国内自給をできない状況で推移している。

歴史を振り返れば，1950 年代の米国による余剰農産物援助（PL480 号）に端を発したトウモロコシの導入は，当初の食糧不足解消という目的を超え，韓国の畜産業発展と密接に結びついて拡大してきた。1970 年代以降，食肉消費の増大に伴い飼料需要が爆発的に増加したことで，輸入量は 1995 年に約 900 万トン，2023 年には 1,155 万トンへと増大の一途をたどっている。現在，韓国に輸入されるトウモロコシの約 82%が飼料用として利用されており，韓国の畜産業は海外産のトウモロコシ供給なしには成立し得ない構造となっている。

国内生産については，1980 年の 15.4 万トンをピークに減少傾向にあり，農業全体に占める栽培面積比率も 2%に満たない極めて限定的な地位にある。興味深い分析結果として，1967 年から 1980 年にかけては，作付面積が 35%減少したにもかかわらず，技術革新による単収の 130%増という飛躍的な向上によって，全体の生産量が 95%増加するという特異な成長を遂げた時期があった。しかし，その後は収益性の高い他作物への土地利用転換が進み，生産基盤は縮小した。

近年，韓国政府はコメの過剰生産対策として，トウモロコシを含む代替作物への転換支援金を導入し，生産拡大を企図している。しかし，依然として収益性や生産条件の制約は大きく，増産の速度は極めて緩やかである。国内産トウモロコシは主に食用として消費されており，大量消費される飼料用や加工用とは市場が完全に分断されていることも，輸入率が低下しない構造的な要因となっている。

国際市場において韓国は，かつては世界第 2 位の輸入国としての地位を占め，1995 年には世界の輸入量の 13.6%を占めるなど，極めて大きな影響力を持っていた。その後，中国の台頭などにより相対的な順位は 4 位以下へと後退したが，依然として世界有数の大口輸入国であることに変わりはない。

供給源については，かつて支配的であった米国産や中国産から，2010 年代以降は南米勢へのシフトが鮮明になっている。2023 年から 2024 年にかけては，ブラジルとアルゼンチンがそれぞれ約 3 割以上のシェアを占め，米国を凌駕する主要な供給拠点となっている。また，制度面では米韓 FTA などの影響により，飼料用および加工用の関税が事実上 0%になっており，市場の開放性は極めて高い。

こうした需給構造を踏まえると，韓国のトウモロコシ市場が直面する今後の課題は多岐にわたる。

第一に，国際的な価格変動および為替リスクへの脆弱性である。99%を輸入に依存し，かつ飼料用需要が固定化されているため，国際相場の高騰やウォン安の進行は，国内の畜産農家の経営を直撃し，最終的には食肉価格の上昇を通じて国民経済に大きな影響を及ぼす。供給源が南米に集中している現状は，特定の地域における不作や物流の停滞が供給断絶に直結するリスクを孕んでいる。

第二に，実効性のある自給率向上の模索である。政府が進めるコメからの転作政策は，単なる補助金の支給にとどまらず，食用以外の用途における国内産利用のインセンティブ設計など，収益性を抜本的に改善する施策が求められる。生産性の低い農家の離農が単収の上昇を招いたという過去の分析結果を鑑みれば，大規模かつ高効率な生産体制への移行が不可欠である。

第三に，安定的な海外供給網の確保である。供給国の多角化を維持しつつ，単なる買い付けにとどまらない海外穀物インフラへの投資や，長期的な供給協定の締結など，有事における調達能力の強化が，国家的な食料安全保障の観点から最優先課題となるであろう。

韓国のトウモロコシ需給は，効率性と引き換えに極端な外部依存というリスクを選択してきた歴史の結果である。今後は，畜産業の競争力維持と，供給の安定性確保という相反する課題をいかにバランスさせるかが，農業政策の試金石となる。

注（1）同じ研究目的で大豆を分析したものとして，樋口（2024）がある。

（2）国産トウモロコシは，配合飼料用途としては 2007 年に 10,064 トンが利用されたのを最後に，その後は使われていない（韓国農林畜産食品部，2022 : 114)。しかし，2023 年にわずか 27 トンであるが，再び利用されている（韓国農林畜産食品部，2024 : 116)。

（3）Agricultural Trade Development and Assistance Act of 1954（1954 年農業貿易振興および援助法）として知られる。有償供与分の販売代金を現地通貨で受け取り，その一部を在外米国政府機関の経費に充当し，残額を購入国の経済開発に利用することを可能とした制度である。

（4）トウモロコシの HS コードは 1005.90 であり，「トウモロコシ（播種用のものを除く）」（その他のトウモロコシ）を指す。韓国ではさらに，1005.90.1000: 飼料用，1005.90.2000: ポップコーン用，1005.90.9000: その他のもの

（食用，加工用など）と区分している。

［引用文献］

韓国関税庁「輸出入貿易統計」https://tradedata.go.kr/cts/index.do
韓国農林畜産食品部（各年度）『農林畜産食品統計年報』
韓国農林畜産食品部（2022）『飼料便覧』
韓国農林畜産食品部（2024）『飼料便覧』
韓国農水産部（1978）『韓国糧政史（統計資料）』
韓国統計庁「KOSIS」https://kosis.kr/index/index.do
USDA（2025）*Grain and Feed Annual*, *South Korea:*　KS2025-0014
樋口倫生（2024）「第 3 章　韓国の大豆産業―輸入大豆からの接近」張馨元・八木浩平・林瑞穂編『大豆の政治経済学: フードレジームの視点から』筑波書房

2026（令和８）年　3 月 31 日　　発行

プロジェクト研究［主要国農業政策・食料需給］研究資料　第 14 号

令和７年度カントリーレポート　 タイ，ベトナム，中国，インド，韓国

編集発行　農林水産省　農林水産政策研究所

〒100-0013　東京都千代田区霞が関 3-1-1

電話　(03)6737-9000

FAX　(03)6737-9600